

地方からの提案(全体)

(1)内閣府と関係府省との間で調整を行う提案(182件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
1	新篠津村	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	自営業者の子どもに係る保育認定基準の明確化等	子ども・子育て支援法における未就学児の認定区分について、自営業(特に農家)の子どもの認定に際しての全国(特に農家等の自営業者が多い地域)の事例周知、自営業の場合のモデルケースの周知等を求める。	子ども・子育て支援法	内閣府、厚生労働省	南あわじ市、徳島市、松山市、八幡浜市
2	新篠津村	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	保育士資格を有する者が幼稚園免許を取得する際の特例適用の明確化	幼保連携型認定こども園に従事する保育教諭の資格は、保育士の登録を受けていること及び幼稚園教諭の普通免許状を授与していることが要件とされている。現在は経過措置期間中であり、片方の資格保有者がもう片方の資格を取得する際の特例が設けられている。(分権一括法により令和6年まで延長予定) 特例を受けるための要件として、一定期間の実務経験が課せられており、保育士が幼稚園教諭の普通免許状を取得する際に考慮される実務経験については、教育職員免許法施行規則で規定されている。しかし、本施行規則は一見すると、へき地保育所での経験が含まれていないように誤解が生じるものとする。文部科学省のQ&Aではへき地保育所での経験も実務経験に含められるよう読めるが、明確に「へき地保育所での経験を含む。」と記載されておらず、地方自治体にとっては不明瞭と言わざるを得ないため、本規定の明確化を求める。	教育職員免許法施行規則	文部科学省	秋田県、南あわじ市
4	五條市 重点26	A 権限移譲	運輸・交通	タクシーの営業区域の変更に係る市町村長から国土交通大臣に対する要請権限の創設	以下の規定を、現行の道路運送法施行規則第5条に加えよう求める。 ①市町村長は一般乗用旅客自動車運送事業(タクシー事業)の営業区域(当該市町村の区域が含まれる部分に限る。)の変更について、当該市町村のタクシー事業者を構成員に含めた地域公共交通会議において同意を得た上で、国土交通大臣に対し、要請することができる。 ②国土交通大臣は、①の要請があった場合には、市町村長に対し①の要請についての回答をしなければならない。	道路運送法第20条、道路運送法施行規則第5条	国土交通省	川崎市、徳島県

(1)内閣府と関係府省との間で調整を行う提案(182件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
5	船橋市 重点35	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	生活保護費返還金等の徴収又は収納の私人委託	生活保護費返還金等(①生活保護法第63条返還金、②生活保護法第78条徴収金、③民法第703条及び地方自治法施行令第159条による戻入金)について、コンビニ収納を可能とするべく、地方自治法第243条に定める私人の公金取扱いの制限から除くため生活保護法及び生活保護法施行令に特別の定めを規定する。	地方自治法第243条、地方自治法施行令第158条、生活保護法、生活保護法施行令	厚生労働省	宮城県、石岡市、桶川市、千葉市、横浜市、川崎市、美濃加茂市、島田市、知多市、高松市、八幡浜市、熊本市、宮崎市
7	三原市	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	医療従事者の籍(名簿)登録まつ消(削除)申請に係る手続の柔軟化	医療従事者(※)の籍(名簿)登録まつ消(削除)申請の必要書類について、死亡診断書あるいは死体検案書の写し(原本照合なし)で可能とする。 ※医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士 薬剤師については、死亡診断書または死体検案書の写し(原本照合なし)で可能	・医師法第8条、医師法施行令第6条等 ・医師、歯科医師、保健師、助産師及び看護師等の免許等の申請について(昭和35年4月14日医発第293号)(最終改正平成30年12月10日医政発1210第4号)各都道府県知事宛厚生省医務局長通知	厚生労働省	札幌市、埼玉県、川崎市、新潟市、福井市、長野県、豊橋市、大阪府、兵庫県、徳島県、熊本市、大分県、宮崎市
8	富山市 重点10	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	医療的ケア児に対する訪問看護の適用範囲の拡大	健康保険法の訪問看護の適用範囲について、必要に応じて「居宅」以外の保育所や学校等を訪問先として認める。	健康保険法第63条、第88条	内閣府、文部科学省、厚生労働省	足利市、船橋市、横浜市、相模原市、加賀市、須坂市、豊橋市、豊田市、京都市、南あわじ市、鳥取県、米子市、山陽小野田市、八幡浜市、佐世保市、大分県、宮崎県、宮崎市
9	佐伯市、別府市、大分市、中津市、日田市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、姫島村、日出町、玖珠町	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	災害ボランティア車両の有料道路無料化措置に係る運用の明確化	災害ボランティアのために使用する車両に係る有料道路の無料化措置について、被災地の社会福祉協議会やボランティアセンターが発行するボランティア証明書類を持参した車両であれば、全国の地方自治体が発行する災害派遣等従事車両証明書がなくても有料道路の通行が可能となるよう、「料金を徴収しない車両を定める告示」の改正または解釈及び運用の明確化を行うこと。	道路整備特別措置法第24条第1項但書、同法施行令第11条、料金を徴収しない車両を定める告示第3号	国土交通省	八戸市、いわき市、栃木県、世田谷区、多治見市、愛知県、西尾市、田原市、八尾市、兵庫県、出雲市、広島市、高松市、宇和島市、大村市、宮崎市、鹿児島市

(1)内閣府と関係府省との間で調整を行う提案(182件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
12	岩手県、盛岡市、一関市、陸前高田市、西和賀町、一戸町 重点18	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	転院に係る診療報酬の算定方法の見直し	・転院に係る診療報酬の算定方法の見直し(地域の実情に応じ、開設者が同一の病院間で転院した場合でも、病院ごとの入院日を起算日として取り扱うこと) ・地域医療支援病院の承認要件である紹介率・逆紹介率に、同一開設者による病院間での紹介も含めて算定	・診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第一第1章第2部通則5 ・医療法の一部を改正する法律の施行について(平成一〇年五月一九日健政発第六三九号各都道府県知事あて厚生省健康政策局長通知)第二の三(一)	厚生労働省	福島県、小松市、高松市、宇和島市
15	岩手県、青森県、盛岡市、花巻市、一関市、陸前高田市、西和賀町、軽米町、一戸町、秋田県	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	自殺対策費補助金の早期の交付決定	自殺対策費補助金の年度当初の早期の交付決定	・自殺対策費補助金(地域自殺対策推進センター運営事業)交付要綱 ・地域自殺対策推進センター運営事業実施要綱	厚生労働省	宮城県、秋田市、山形県、山形市、豊橋市、熊本県
18	東京都 重点37	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	小学校専科教員に対する小学校教諭免許状の授与要件の緩和	中学校教諭普通免許状所持者が小学校教諭二種免許状を取得する場合に、小学校の専科教員の在職年数を含めるなどの軽減措置を講ずること。	教育職員免許法第6条及び別表第8	文部科学省	宮城県、仙台市、福島県、板橋区、川崎市、相模原市、粟島浦村、京都市、大阪府、高松市、愛媛県、熊本市、宮崎県
19	出雲市 重点5	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	社会福祉法人が放課後児童クラブを設置する場合の要件緩和について	社会福祉法人が放課後児童クラブを設置する場合も、国及び地方公共団体以外の者から貸与を受けたものであっても実施することができるよう、保育所等と同様の特例を認める。	社会福祉法人の認可について(平成12年12月1日付け厚生労働省通知)、国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について(平成12年9月8日付け厚生労働省通知)	厚生労働省	八戸市、島根県、倉敷市、八幡浜市、大村市、熊本市

(1)内閣府と関係府省との間で調整を行う提案(182件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
20	出雲市 重点42	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	犬の登録情報の取扱いの変更	狂犬病予防法に基づく業務で、犬の所有者から死亡届が提出されない登録原簿について、平成14年6月11日付健感発第0611001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知にある転居先不明原簿と同様な取り扱いとし、一定の条件を満たすものは登録頭数に含めないものとする。 (例) 登録頭数に含まないもの:年齢が20歳を超える犬であつて、直近5年間狂犬病予防注射済票の交付を受けていないと認められるとき	狂犬病予防法第4条第4項 平成14年6月11日付健感発第0611001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知	厚生労働省	旭川市、大船渡市、秋田市、三鷹市、東村山市、福井市、軽井沢町、豊橋市、豊川市、田原市、亀山市、広島市、防府市、高松市、大牟田市、大村市、熊本市
21	出雲市 重点42	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	犬の登録情報の職権削除等ができる権限の付与	一定期間経過したものについては、その犬の登録を職権削除等ができる権限を付与すること。 (例) 職権削除できるもの:年齢が25歳を超えるもの	狂犬病予防法第4条第4項	厚生労働省	旭川市、盛岡市、秋田市、三鷹市、東村山市、福井市、軽井沢町、豊橋市、豊川市、田原市、亀山市、広島市、防府市、高松市、大牟田市、久留米市、大村市、熊本市、鹿児島市
22	出雲市 重点42	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	狂犬病予防法に国外転出の届出を義務化	狂犬病予防法に、登録を受けた犬の所有者は、その犬の所在地を国外へと変更する場合、その犬の所在地を所轄する市町村長に届け出なければならないという旨の条文を追記する。	狂犬病予防法 平成7年2月6日付衛乳第16号厚生省生活衛生局乳肉衛生課長通知	厚生労働省	旭川市、盛岡市、秋田市、福島県、新潟市、軽井沢町、豊橋市、豊川市、亀山市、八尾市、防府市、高松市、大牟田市、熊本市
23	豊中市 重点1	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	特定地域型保育事業の確認の効力の拡大について	特定教育・保育施設の確認と同様に、特定地域型保育事業の確認の効力が全国に及ぶよう制度の改正を求める。	子ども・子育て支援法31条・43条、子ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項について、子ども・子育て支援新制度における事業所内保育事業所の運用上の取り扱いについて	内閣府、厚生労働省	川崎市、豊田市、大阪府、大阪市、池田市、吹田市、高槻市、富田林市、米子市、広島市、松山市、熊本市
24	東松島市	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	市街化調整区域内における空家の用途変更手続の簡素化	空家である農家住宅を一般住宅へ用途変更する際の許可については、市町村が周辺の土地利用への影響の有無を確認した場合などにおいては、許可申請に係る添付書類等、申請手続の簡素化を行うことを可能としていただきたい。	都市計画法43条、都市計画法施行令第36条第1項第1号イ・第3号ホ、都市計画法施行規則第34条、開発許可制度運用指針	国土交通省	旭川市、小川町、八王子市、川崎市、草津市

(1)内閣府と関係府省との間で調整を行う提案(182件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
25	山口県、中国地方知事会、九州地方知事会	B 地方に対する規制緩和	その他	「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律」に基づく執行経費認定の弾力的運用	システム改修の原因が明らか(法改正、OSサポート期間終了など)であって、やむを得ない事情がある場合(システム改修に期間を要す)には、監督官庁(総務省)と協議した上で、事業の事前着手を認めることとする。(次期選挙執行時に、必要経費として計上可とする。)	総務省自治行政局選挙部管理課長通知(平成29年10月6日付け総行管第333号)	総務省	北海道、盛岡市、川崎市、大阪市、兵庫県、出雲市、山陽小野田市、高松市、熊本市、中津市、沖縄県
26	下関市 重点39	B 地方に対する規制緩和	その他	審査請求を全部認容する場合における地方自治法に基づく議会への諮問手続の廃止	地方自治法第206条第2項、第229条第2項、第231条の3第7項、第238条の7第2項、第243条の2第11項及び第244条の4第2項の各規定に、改正行政不服審査法で規定された第三者機関への諮問が省略できる旨の規定に倣って、議会への諮問の例外として、「審査請求が不適法であり、却下する場合」に加え、「申請に対する処分に関する審査請求を全部認容する場合」を追加する。	・地方自治法第206条第2項、第229条第2項、第231条の3第7項、第238条の7第2項、第243条の2第11項、第244条の4第2項 ・行政不服審査法第43条	内閣府、総務省	新潟市、神戸市、高松市、宮崎市
27	京都市 重点33	B 地方に対する規制緩和	その他	自転車の撤去・保管に係る費用の徴収・収納事務の私人委託	市町村が「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」を根拠として行う自転車の撤去及び保管に係る費用の徴収・収納事務について、私人に委託することができることを明確化すること、又は、私人に同事務を委託することができるよう同法に規定を設けること。	・自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律 ・地方自治法第243条 ・地方自治法施行令第158条	内閣府、総務省、国土交通省 ※調整中	新潟県、熊本市
28	奈良県 重点36	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	公営住宅の明渡し請求に伴う損害賠償金の回収事務を私人に委託できるように求める制度改正	公営住宅の明渡し請求後、明渡し期限が経過した不正入居者等に生じる損害賠償金について、地方公共団体が私人に徴収又は収納の事務を委託できるよう公営住宅法及び施行令の改正等による制度改正を求める。	・公営住宅法第29条、第32条 ・地方自治法第243条 ・地方自治法施行令第158条	総務省、国土交通省	宮城県、仙台市、福島県、須賀川市、埼玉県、川崎市、名古屋市、八尾市、愛媛県
29	奈良県	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業に係る事業着手の早期化	畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業のうち、施設整備事業及び機械導入事業について、事業の早期着手が可能となるよう、事務手続の簡素化や執行フローの見直しを行う。	畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付要綱(平成28年1月20日付け27生畜第1572号農林水産事務次官依命通知)	農林水産省	福島県、白河市、栃木県、川崎市、豊橋市、京都府、鳥取県、出雲市、中津市

(1)内閣府と関係府省との間で調整を行う提案(182件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
30	奈良県	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	認定こども園施設整備交付金等のスケジュールの早期化	認定こども園施設整備交付金及び保育所等施設整備交付金の交付決定及び資金交付を早期化すること。	児童福祉法56条の4の3、認定こども園施設整備交付金交付要綱、保育所等整備交付金交付要綱	内閣府、文部科学省、厚生労働省	いわき市、豊橋市、高槻市、南あわじ市、鳥取県、広島市、徳島市、愛媛県、佐世保市、大村市、大分県
31	特別区長会	B 地方に対する規制緩和	その他	住民基本台帳事務関係様式からの「性別」欄削除	住民基本台帳事務における各種申請様式から、可能な範囲で「性別」欄を削除すること。	「住民基本台帳カード等の運用上の留意事項について」(平成24年6月4日付総行住第47号)	総務省	石岡市、柏市、川崎市、福井市、高山市、豊明市、京都市、岩国市、徳島市
32	特別区長会	B 地方に対する規制緩和	その他	マイナンバーカード及びマイナンバーカード搭載の電子証明書の有効期間相違によるトラブルの回避策	マイナンバーカードの有効期間は、20歳以上の場合、発行の日から10回目の誕生日であるのに対し、マイナンバーカード搭載の電子証明書の有効期間は、一律、発行の日から5回目の誕生日となっているため、電子証明書の有効期間到来による更新に際し、有効期間の相違によるトラブルが生じないよう対策を講じること。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令第26条、第27条 ・電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則第13条、第49条	総務省	苫小牧市、中標津町、大船渡市、いわき市、石岡市、ひたちなか市、桐生市、朝霞市、柏市、川崎市、福井市、高山市、豊橋市、半田市、豊明市、野洲市、京都市、大阪府、八尾市、島本町、兵庫県、神戸市、西宮市、岩国市、徳島市、松山市、久留米市、糸島市、大村市
37	島根県	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	都道府県等が診療所の管理者の常勤性の判断をしてよい旨の明確化	都道府県等が診療所の管理者の常勤性の判断をしてよい旨の明確化	・管理者の常勤しない診療所の開設について(昭和29年10月19日医収第403号厚生労働省通知) ・医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱	厚生労働省	十日町市、小松市、三重県、京都府、萩市、徳島県、高松市、五島市、熊本県、熊本市

(1)内閣府と関係府省との間で調整を行う提案(182件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
38	秋田県、青森県、男鹿市、湯沢市、由利本荘市、大仙市、仙北市、小坂町、羽後町、東成瀬村	B 地方に対する規制緩和	その他	語学指導等を行う外国青年招致事業(JETプログラム)に係る関係省庁と一般財団法人自治体国際化協会(クレア)との連携強化による地方公共団体への連絡の円滑化	JETプログラムの導入について、総務省等関係省庁及びクレアが十分に連携を図り、地方公共団体の意見も踏まえたうえで、事業の概要や通知スケジュール等を定めた要綱等を作成し、通知すること。	①平成30年8月20日付け自国整第350号「平成31年度第33期「語学指導等を行う外国青年招致事業(JETプログラム)」に係る中国・韓国・ブラジル・ペルー(CIR・ALT)の配置要望調査について(照会)」「(一般財団法人自治体国際化協会JETプログラム事業部長) ②平成30年8月29日付け事務連絡「JETプログラムの一層の活用について(通知)」「(総務省自治行政局国際室長、外務省大臣官房人物交流室長、文部科学省初等中等教育局国際教育課長)	総務省、外務省、文部科学省	大阪府、宮崎市
39	秋田県、青森県、男鹿市、湯沢市、由利本荘市、大仙市、仙北市、小坂町、羽後町、東成瀬村	B 地方に対する規制緩和	その他	JETプログラムの導入に係る事務の運用改善	JETプログラムの導入について、地方公共団体の予算編成や議会日程に配慮して、遅くとも5月(新年度体制が整い、早期に検討を始められる時期)までには通知等の文書を発出すること。 発出に当たっては、関係省庁が発出する制度概略や制度導入のメリット等を示した活用促進に関する文書と、クレアが発出する新規配置要望の調査に係る文書等双方の連動した早期化が望ましいが、特に、関係省庁からの活用促進に関する文書については、導入検討の基点となるため、可能な限り早期に発出していただきたい。	①平成30年8月20日付け自国整第350号「平成31年度第33期「語学指導等を行う外国青年招致事業(JETプログラム)」に係る中国・韓国・ブラジル・ペルー(CIR・ALT)の配置要望調査について(照会)」「(一般財団法人自治体国際化協会JETプログラム事業部長) ②平成30年8月29日付け事務連絡「JETプログラムの一層の活用について(通知)」「(総務省自治行政局国際室長、外務省大臣官房人物交流室長、文部科学省初等中等教育局国際教育課長) ③平成30年9月12日付け自国整第375号「平成31年度第33期「語学指導等を行う外国青年招致事業(JETプログラム)」に係る新規招致者・再任用者数及び配置希望調査について(照会)」「(一般財団法人自治体国際化協会JETプログラム事業部長)	総務省、外務省、文部科学省	大阪府、大阪市、大村市、宮崎市

(1)内閣府と関係府省との間で調整を行う提案(182件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
41	秋田県、岩手県、盛岡市、宮古市、一関市、陸前高田市、西和賀町、湯沢市、大仙市、小坂町、羽後町、東成瀬村	B 地方に対する規制緩和	その他	外国人受入環境整備交付金の運用改善	外国人受入環境整備交付金について、地方公共団体の予算編成や議会日程に配慮して、国の概算要求が公表される8月に合わせて、 ・交付申請等のスケジュール ・対象となる事業の要件 ・対象経費、対象外経費の別に関する情報を提供すること。	平成31年2月13日「外国人受入環境整備交付金(整備)交付要綱」、「外国人受入環境整備交付金(整備)公募要領」	法務省	川崎市、富山県、豊橋市、小牧市、大阪府、大阪市、島根県、広島市、愛媛県、熊本市
43	秋田県、湯沢市、由利本荘市、小坂町	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	養蜂振興法に基づく転飼許可に係る基準の明確化等	養蜂振興法に基づく転飼許可及び蜂群配置に係る調整について、国の通知に示す「蜜源に対し蜂群数が著しく過剰にならない限り蜂群の転飼を許可されたい。」という基準の趣旨や解釈等を明確化すること。 また、地方が許可判断を円滑に行うことが可能となるよう、当該基準の趣旨や解釈等に準じて必要となる科学的知見(適正群数、適正蜂群間距離の算出方法、蜜源調査方法等)の提供を行うこと。	養蜂振興法第4条(転飼養蜂の規制)及び同法第8条第1項(蜂群配置の適正等を図るための都道府県の措置等) 平成24年11月1日付け24生畜第1518号「養蜂振興業法の施行について」(農林水産省生産局長通知) 平成29年8月24日付け29生畜第581号「養蜂振興法の適切な運用について」(農林水産省生産局畜産振興課長)	農林水産省	栃木県、川崎市、長野県、京都府
44	秋田県、小坂町	B 地方に対する規制緩和	運輸・交通	国土交通省空港施設災害復旧事業費補助の対象の明確化	国土交通省空港施設災害復旧事業費(補助)について、補助対象及び補助採択要件の明確化を求める。	空港法第9条第1項、第10条第1項・第3項 空港法施行令第4条 空港施設災害復旧事業費補助金等交付要綱第2条第1項	国土交通省	福島県、新潟県、沖縄県
47	福井市 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">重点11</div>	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	医療的ケア児に対する保育士の対応可能範囲拡大	保育士の対応が可能な医療的ケアに酸素療法の管理を加えること	社会福祉士及び介護福祉士法、同施行規則	厚生労働省	須坂市、豊田市、南あわじ市、米子市、佐世保市

(1)内閣府と関係府省との間で調整を行う提案(182件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
48	福井市 重点10	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	医療的ケア児に対する訪問看護サービスの利用範囲拡大	健康保険法の訪問看護の適用範囲について、必要に応じて「居宅」以外の保育所等を訪問先として認める。	健康保険法第63条・第88条	内閣府、文部科学省、厚生労働省	足利市、船橋市、横浜市、相模原市、加賀市、須坂市、豊橋市、豊田市、京都市、南あわじ市、橿原市、鳥取県、米子市、八幡浜市、佐世保市、大分県、宮崎県
49	福井市 重点25	B 地方に対する規制緩和	土地利用 (農地除く)	森林法に基づく行政機関による森林所有者等に関する情報の利用等に係る規制緩和	森林法に基づき、固定資産課税台帳に記載されている森林所有者に関する情報を利用するにあたり、平成24年4月1日以降に新たに森林の土地の所有者となった者に限らず、登記簿と異なる台帳記載情報について行政機関の内部で活用できるようにすること。	森林法第10条の7の2、第191条の2第1項、森林法に基づく行政機関による森林所有者等に関する情報の利用等について(平成23年4月22日付け23林整計第26号)、固定資産税課税台帳に記載されている森林所有者に関する情報の利用について(平成24年3月26日付け23林整計第342号)	総務省、農林水産省	苫小牧市、盛岡市、宮城県、仙台市、山形市、須賀川市、川崎市、岐阜県、高山市、豊橋市、新城市、出雲市、徳島市、香川県、八幡浜市、熊本市、宮崎県、宮崎市、鹿児島市
51	愛媛県、広島県、徳島県、八幡浜市、西条市、伊予市、西予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町、高知県	B 地方に対する規制緩和	その他	地方創生推進交付金地方創生移住支援事業の申請主体の見直し	国において「わくわく地方生活実現政策パッケージ」に基づき創設された地方創生推進交付金(移住・起業・就業タイプ)のうち、地方創生移住支援事業について、県と市町村との共同申請に加え、市町村の単独申請を可能とすること。	平成30年12月21日付 内閣府地方創生推進事務局「移住支援事業・マッチング支援事業について」2019年度地方創生推進交付金(移住・起業・就業タイプ)に関するQ&A	内閣府	京都府、朝倉市、熊本市
52	愛媛県、広島県、徳島県、高知県	B 地方に対する規制緩和	その他	地域環境保全基金事業にかかる経費(旅費)の認定及び通知等による明確化	地域環境保全基金を活用した事業(例:県民向けの普及啓発事業)を行う際、現行では事業経費として認められていない県職員の旅費を経費として認定するとともに通知等において明確化していただきたい。	地域環境保全基金質疑応答集No.12	環境省	新潟県、兵庫県、宮崎県

(1)内閣府と関係府省との間で調整を行う提案(182件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
54	山梨県	B 地方に対する規制緩和	その他	交通安全対策特別交付金の交付決定日の前倒し	交通安全対策特別交付金の都道府県への交付を、現状の3月下旬から3月上旬に前倒しすることを求める。	道路交通法附則第16条	警察庁、総務省	岐阜県
55	山梨県	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	公害審査委員候補者の委嘱期間の条例委任	公害審査委員候補者の委嘱期間について、現在は公害紛争処理法により毎年とされているが、地域の実情に応じて条例により、1年よりも長い期間委嘱することができるようにする。	公害紛争処理法第18条1項	総務省	長野県、鳥取県
57	広島市、広島県	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	学校給食における前日調理の規制の緩和	学校給食衛生管理基準において、「給食の食品は、原則として、前日調理を行わず」と定められているが、前日調理を規制している根拠(リスク)を明確に示した上で、このリスクを排除することができる場合は前日調理を可能とするよう求める。	・学校給食法第9条 ・学校給食衛生管理基準—第3-(4)-①	文部科学省	文京区、八王子市、川崎市、鎌倉市、新潟市、浜松市、田原市、京都市、徳島市、熊本市
58	広島市、広島県	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	栄養教諭等の配置基準の民設共同調理場への拡大	国が定める栄養教諭及び学校栄養職員の配置基準に民設民営の学校給食センター等を加えるよう求める。	・学校教育法第37条第2項、第13項 ・公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律第8条の2 ・学校給食法第6条、第7条、第10条	文部科学省	鎌倉市、浜松市、京都府、京都市、大阪府、寝屋川市、熊本市
61	広島市	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	幼保連携型認定こども園に係る制度及び施設整備の所管の一元化	幼保連携型認定こども園に係る制度及び施設整備の所管の内閣府への一元化を求める。	児童福祉法56条の4の3、保育所等整備交付金交付要綱、認定子ども園施設整備交付金交付要綱ほか	内閣府、文部科学省、厚生労働省	旭川市、秋田県、福島県、いわき市、須賀川市、新潟県、愛知県、豊橋市、豊田市、京都市、大阪府、大阪市、高槻市、茨木市、和泉市、兵庫県、西宮市、南あわじ市、鳥取県、徳島市、愛媛県、高知県、佐世保市、大村市、熊本市、大分県、宮崎県、鹿児島市、九州地方知事会

(1)内閣府と関係府省との間で調整を行う提案(182件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
62	伊佐市、鹿児島市長会 重点7	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	福祉型児童発達支援センターにおける従業員及び員数の基準の見直し	福祉型児童発達支援センターにおける従業員及び員数の基準について、主として重症心身障害児を通わせていないセンターにおいても、看護師を定数参入することができるようにされたい。	児童福祉法、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	熊本市
63	高知県、徳島県、香川県、愛媛県	B 地方に対する規制緩和	その他	狩猟免許及び狩猟者登録証の統一化	狩猟免許の種類ごとに申請を受け交付している狩猟免許と狩猟者登録証を、属人的に1つの様式でまとめることができるよう制度改正を求める。	・鳥獣保護管理法43条、51条1項、56条1項1号、60条 ・鳥獣保護管理法施行規則48条1項2号及び3項、58条1項2号及び同項4号、60条3項、65条1項3号及び同条5項、66条1項	環境省	宮城県、新潟県、軽井沢町
64	高知県、北海道、徳島県、香川県、愛媛県、安芸市、四万十市、香美市、大豊町、佐川町、梶原町 重点25	B 地方に対する規制緩和	土地利用 (農地除く)	森林法に基づく行政機関による森林所有者等に関する情報の利用等に係る規制緩和	固定資産課税台帳に記載されている森林所有者等に関する情報の利用について、平成24年3月31日以前に森林の土地の所有者となった者の登記簿と異なる台帳記載情報についても、行政機関の内部で利用できるようにする。	森林法第10条の7の2、第191条の2、森林法に基づく行政機関による森林所有者等に関する情報の利用等について(平成23年4月22日付け23林整計第26号)、固定資産税課税台帳に記載されている森林所有者に関する情報の利用について(平成24年3月26日付け23林整計第342号)	総務省、農林水産省	苫小牧市、盛岡市、宮城県、仙台市、山形市、須賀川市、川崎市、福井市、岐阜県、高山市、豊橋市、京都市、出雲市、徳島市、香川県、いの町、長崎県、五島市、熊本市、宮崎県、宮崎市
67	青森県、青森市、八戸市、黒石市、つがる市、平川市、平内町、鱒ヶ沢町、深浦町、西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町、中泊町、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、おいらせ町、東通村、五戸町、階上町	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	農業次世代人材投資事業(経営開始型)における新規就農者に対する就農状況確認及び訪問に係る運用の弾力化	農業次世代人材投資事業(経営開始型)では、経営開始直後の新規就農者に対して、「経営・技術」、「営農資金」、「農地」に関する課題を相談対応するサポートチームを交付対象者ごとに選任し、就農状況確認や訪問指導については、それぞれ年2回ずつ直接訪問により実施するよう指導されている。 これを、地域の実情に応じ効率的かつ効果的なサポートを実施するため、交付対象者の状況に応じて、抱き合わせで実施することで訪問回数を減らす、電話等で対応するなど、弾力的な運用ができるようにしてほしい。	農業人材力強化総合支援事業実施要綱 (平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知)	農林水産省	札幌市、盛岡市、山形市、白河市、鹿沼市、川崎市、新潟市、福井市、長野県、豊田市、京都府、大阪府、出雲市、高松市、熊本市、宮崎県、宮崎市

(1)内閣府と関係府省との間で調整を行う提案(182件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
68	徳島県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、関西広域連合 重点34	B 地方に対する規制緩和	雇用・労働	都道府県等が実施する委託訓練(長期高度人材育成コース)において、「委託先機関の定める卒業要件を修了要件とすることができ委託先機関」の要件緩和	都道府県等が実施する委託訓練(長期高度人材育成コース)において、専門学校又は専門職大学院の課程のみに認められている「委託先機関の定める卒業要件を修了要件とすること」を、大学又は短大の課程にも認めること。これにより、合格発表日までを含めた訓練期間が2年を超える国家資格等の取得に係る長期高度人材育成コースを、専門学校等だけでなく大学等においても受講可能とすること。	職業能力開発促進法、職業能力開発促進法施行規則 委託訓練実施要領	厚生労働省	川崎市、那賀町、福岡県、宮崎県
69	徳島県、滋賀県、京都府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、香川県、高知県、関西広域連合 重点17	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	へき地における看護職員等医療従事者の派遣が可能となる労働者派遣法の規制緩和	医師不足のため認められている、へき地等における労働者派遣法の適用除外を、不足している看護職員等医療従事者にも認め、週1、2回のスポット的な医療従事者の派遣が可能となるよう労働者派遣法の規制を緩和する。	労働者派遣法第4条、労働者派遣法施行令第2条	厚生労働省	福島県、島根県、岡山県、那賀町、高松市、熊本県、大分県
70	徳島県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、愛媛県、関西広域連合	B 地方に対する規制緩和	土地利用 (農地除く)	地籍調査における筆界確認の調査手法の見直し	地籍調査における筆界確認について、遠隔地に居住する土地所有者の現地立会の負担軽減のため、筆界案の郵送や電子的媒体を利用した確認手法の多様化や、所有者不明の土地に関し、隣接土地所有者等による確認を可能とする調査手法の導入を図る。	国土調査法第2条 地籍調査作業規程準則第23条、第30条 地籍調査作業規程準則運用基準第15条の2	国土交通省	宮城県、秋田県、茨城県、群馬県、埼玉県、川崎市、相模原市、中井町、福井市、長野県、高山市、多治見市、浜松市、愛知県、田原市、南あわじ市、奈良県、島根県、岡山県、広島市、庄原市、下松市、徳島市、阿波市、石井町、神山町、那賀町、宇和島市、大村市、五島市

(1)内閣府と関係府省との間で調整を行う提案(182件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
72	松山市、今治市、宇和島市、新居浜市、西条市、伊予市、西予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町	B 地方に対する規制緩和	その他	マイナンバーカードの追記欄の余白がなくなった場合のシール添付対応の実施	マイナンバーカードの追記欄に余白がなくなった場合に、追記欄へのシール添付対応を認める。	「個人番号カードの運用上の留意事項」及び「デジタルPMOの過去の問い合わせ20180629 案件ID11054」	総務省	苫小牧市、中標津町、盛岡市、秋田市、いわき市、白河市、石岡市、ひたちなか市、桐生市、朝霞市、桶川市、柏市、袖ヶ浦市、品川区、川崎市、福井市、高山市、豊橋市、半田市、春日井市、西尾市、豊明市、野洲市、島本町、神戸市、南あわじ市、串本町、岩国市、山陽小野田市、徳島市、高松市、久留米市、糸島市
76	苫小牧市	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	障害児通所給付決定における通所要否の判断基準等に係る一定の判断の基準等の周知	障害児通所給付決定における通所要否の判断基準、支給量設定の基準について、一定の判断の基準や認定の事例等の周知を求める。	児童福祉法、同法施行規則	厚生労働省	宮城県、石岡市、千葉市、船橋市、江戸川区、串本町、山陽小野田市、徳島市、高松市、宮若市、大村市、熊本市、宮崎市
77	苫小牧市 重点30	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	災害に係る住家の被害認定基準運用指針における混構造住家の判定方法の明確化	災害に係る住家の被害認定基準運用指針における混構造住家の判定方法の明確化を求める。	災害に係る住家の被害認定基準運用指針	内閣府	川崎市、兵庫県、宇和島市、熊本市
78	米子市	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	放課後等デイサービス基本報酬算定指標と障害児の通所給付決定時の調査項目の統一	障害児の通所給付決定時の調査項目(5領域11項目の調査)のうち、「⑤行動障害及び精神症状」の設問について、放課後等デイサービス基本報酬算定指標と同一の内容とした上で、放課後等デイサービスの基本報酬の区分における指標として用いること。	厚生労働省通知(障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について(平成30年4月1日))	厚生労働省	米沢市、白河市、日立市、千葉市、船橋市、江戸川区、美濃加茂市、豊橋市、稲沢市、南あわじ市、出雲市、熊本市、宮崎市
79	米子市 重点7	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける従業員及び員数の基準の見直し	児童発達支援及び放課後等デイサービス(主として重症心身障害児を通わせる場合以外)事業所における、従業員の人員基準について、看護職員を従業員の基準に含め、医療的ケアが必要な障害児の受け入れ体制を整える。	児童福祉法、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	白河市、美濃加茂市、南あわじ市、山口市、熊本市

(1)内閣府と関係府省との間で調整を行う提案(182件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
81	茅ヶ崎市 重点31	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	普通地方公共団体の支出方法に災害時における立替払いを追加	地方自治法第232条の5に限定列挙されている普通地方公共団体の支出方法に災害時における立替払いを追加することで、迅速かつ円滑な災害応急対策活動の実施につなげたい。	地方自治法第232条の5	内閣府、総務省	宮城県、川崎市、多治見市、大牟田市
84	石川県	B 地方に対する規制緩和	その他	行政不服審査裁決・答申検索データベースの改善について	「行政不服審査裁決・答申検索データベース」について、PDFファイルの記載内容についても検索の対象とすること	行政不服審査法第85条 「行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行について」(平成28年1月29日付総管第6号通知)	総務省	群馬県、荒川区、新潟市、浜松市、京都市、鳥取県、岡山県、高松市、熊本市
85	宮城県、三重県、広島県	B 地方に対する規制緩和	その他	墓地、埋葬等に関する法律(墓埋法)において準用する行旅病人及行旅死亡人取扱法(行旅法)における調査権限の制定	市町村が支出した費用の充実に必要となる事項(遺留金銭や相続人調査)に係る調査権限を創設すること。	・墓地、埋葬等に関する法律第9条第1項、第2項 ・行旅病人及行旅死亡人取扱法	厚生労働省	ひたちなか市、桶川市、長野県、美濃加茂市、京都市、高松市、高知県
87	宮城県、三重県、広島県	B 地方に対する規制緩和	その他	DV等特殊事情がある場合における費用弁償先としての適用除外	行旅病人及行旅死亡人取扱法(行旅法)において、費用弁償先として含まれている扶養義務者について、家庭内暴力等特殊事情がある場合はその適用を除外する旨の規定を創設すること。	・墓地、埋葬等に関する法律第9条第1項、第2項 ・行旅病人及行旅死亡人取扱法第11条	厚生労働省	美濃加茂市、高松市、熊本市、宮崎県
88	宮城県、三重県、広島県 重点13	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省第38号)における、附則第3条で定める「管理者に係る経過措置」の改正	経過措置の期限を「平成33年3月31日まで」から「令和6年3月31日まで」に延長する。	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第38号)附則第3条	厚生労働省	仙台市、須賀川市、千葉県、千葉市、袖ヶ浦市、八王子市、石川県、長野県、多治見市、浜松市、京都府、大阪府、大阪市、神戸市、島根県、岡山県、山口県、徳島県、香川県、高松市、愛媛県、松山市、新居浜市、熊本県

(1)内閣府と関係府省との間で調整を行う提案(182件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
90	宮城県 重点23	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	旧農地法第74条の2の規定に基づき国から譲与された土地についての用途廃止時の運用の見直し	旧農地法第74条の2の規定に基づき国から譲与された土地について、用途を廃止したときは、原則、無償で国に返還することとなっているが、処分までの手続きに長期間を要するため、手続きの簡素化を求める。 また、国に返還せずに、都道府県知事の承認を受けて用途廃止する場合、一律に代替道路等の整備が条件とされているが、地域の実情に応じて、代替道路を整備せずとも返還不要とできるよう運用等の見直しを求める。	旧農地法第74条の2、第80条第1項、農地法関係事務に係る処理基準について別紙2第5(2)(平成12年6月1日12構改B第404号)、農地法関係事務処理要領の制定について4-(3)-ア	財務省、農林水産省	福島県、川崎市、京都府、鳥取県、愛媛県
91	宮城県 重点23	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	旧農地法第80条第1項の規定により不要地認定を受けた国有農地等の管理にかかる運用の見直し	旧農地法第80条第1項の規定により農林水産大臣が不要地認定を行った国有農地等について、国において当該土地を管理するよう運用の見直しを求める。	旧農地法第78条第1項、第2項・第80条第1項 旧農地法施行令第15条、第16条第1項	財務省、農林水産省	福島県、新潟県、長野県、京都府、愛媛県
92	愛知県	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	宗教法人の境内地及び境内建物の登録免許税非課税要件の明確化	登録免許税を非課税とすべき境内地、境内建物についての詳細な基準や、具体的な事例集を作成するなど、非課税とすべき範囲を明確にする。	登録免許税法4条2項、同別表3・12の項3欄1号、登録免許税法施行規則4条1号、昭和54年4月5日国税庁資産税課長回答	財務省、文部科学省	石川県、福岡県、大分県
93	愛知県	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	文部科学大臣が指定する看護師学校等の指定申請書及び変更承認申請書等の都道府県経由事務の廃止	看護学部等の大学の学部の新規指定申請や変更承認申請等について、他の大学の学部と同様に、都道府県経由の義務付けを廃止し、国に直接申請することとする。	保健師助産師看護師法施行令第12条、13条、17条、診療放射線技師法施行令第8条、9条、13条、臨床検査技師等に関する法律施行令第11条、12条、16条、理学療法士及び作業療法士法施行令第10条、11条、15条、視能訓練士法施行令第11条、12条、16条、歯科衛生士法施行令第3条、4条、8条の2、歯科技工士法施行令第10条、11条、16条、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令第2条、3条、7条、柔道整復師法施行令第3条、4条、8条	文部科学省、厚生労働省	宮城県、川崎市、長野県、山口県、大分県
94	愛知県 重点43	B 地方に対する規制緩和	その他	「地域女性活躍推進交付金」の市町村事業に対する交付方法の見直し	「地域女性活躍推進交付金」の市町村事業については、希望調査や交付申請等のとりまとめはこれまで通り都道府県が行うとしても、県の予算計上を要することなく、国から市町村へ直接交付金の支払いをできるようにすること。	地域女性活躍推進交付金交付要綱第3、第17	内閣府	秋田県、神奈川県、川崎市、福井市、長野県、大阪府、奈良県、鳥取県、山口県、愛媛県、福岡県、宮崎県

(1)内閣府と関係府省との間で調整を行う提案(182件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
95	愛知県	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	環境省等所管法令における立入検査に係る身分証明書の統合	個々の環境省等所管法令に基づき行う立入検査に係る身分証明書について、厚生労働省の定める環境衛生監視員証を参考に、1枚あるいは可能な限り少ない枚数の様式へ統合する。	工業用水法第25条第2項、大気汚染防止法第26条第3項、水質汚濁防止法第22条第4項、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第13条第2項、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第11条第3項、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第41条第5項、ダイオキシン類対策特別措置法第27条第5項、第34条第3項、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第92条第2項、土壌汚染対策法第14条第4項、土壌汚染対策法第54条第7項、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第30条第5項 温泉法第28条第2項、第35条第2項、自然公園法第17条第2項、第35条第3項、第37条第3項、第62条第4項、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第75条第5項 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条第3項、浄化槽法第53条第3項、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第43条第2項、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第25条第2項、使用済自動車の再資源化等に関する法律第131条第3項 【参考】環境衛生監視員証を定める省令(昭和52年厚生省令第1号)	経済産業省、国土交通省、環境省	札幌市、岩手県、秋田県、山形県、福島県、群馬県、埼玉県、川越市、川口市、川崎市、相模原市、新潟県、石川県、岐阜県、豊橋市、豊田市、京都府、京都市、島根県、岡山県、徳島市、高松市、愛媛県、松山市、福岡県、熊本市、宮崎県

(1)内閣府と関係府省との間で調整を行う提案(182件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
96	愛知県	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	クリーニング師試験の受験願書に添える写真の大きさの見直し	クリーニング師試験の受験願書に添えることとされている写真の大きさについて、「手札形」とするクリーニング業法施行規則の規定を見直し、運転免許用等の大きさと提出できるようにする。	クリーニング業法施行規則第3条	厚生労働省	青森県、宮城県、福島県、埼玉県、神奈川県、新潟市、豊橋市、大阪府、岡山県、松山市、宮崎県
97	愛知県 重点44	B 地方に対する規制緩和	土地利用 (農地除く)	不動産鑑定士の新規登録等に係る都道府県を経由する義務付けの廃止	不動産鑑定士の新規登録、変更登録、死亡等の届出、登録の消除(以下、「不動産鑑定士の新規登録等」という。)について、不動産の鑑定評価に関する法律第17条から第20条において「その住所地を管轄する都道府県知事を経由」して行うこととされているが、この不動産鑑定士の新規登録等に係る都道府県を経由する義務付けの廃止。	不動産の鑑定評価に関する法律第17条、第18条、第19条、第20条	国土交通省	埼玉県、京都府、鳥取県
98	沖縄県介護保険 広域連合 重点13	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	居宅介護支援事業所の管理者の要件に係る経過措置期間の延長	居宅介護支援事業所の管理者要件について、離島や過疎地域については管理者要件の経過措置期間を6年以上(令和6年3月31日)延長してもらいたい。	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令	厚生労働省	仙台市、八王子市、栗島浦村、石川県、長野県、浜松市、大阪府、大阪市、島根県、高松市、愛媛県、松山市、新居浜市、与那国町
99	岡山県、兵庫県、 中国地方知事会	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	保健師助産師看護師法施行令等に基づく公私立大学の申請・届出における都道府県経由事務の廃止	保健師助産師看護師等の指定学校養成所を設置する公私立大学が行う文部科学大臣への各種申請・届出における都道府県経由事務の廃止。	保健師助産師看護師法施行令第12条、放射線技師法施行令第8条、臨床検査技師等に関する法律施行令第11条、理学療法士及び作業療法士法施行令第10条、視能訓練士法施行令第11条、歯科衛生士法施行令第3条、歯学技工士法施行令第10条、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行令第2条、柔道整復師法施行令第3条等	文部科学省、厚生労働省	宮城県、福島県、川崎市、長野県、大分県

(1)内閣府と関係府省との間で調整を行う提案(182件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
100	岡山県、中国地方知事会	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	災害救助等に使用する車両の有料道路無料化措置に係る被災都道府県の事務簡素化	災害救助等に使用する車両の有料道路の無料化措置にあたり、被災直後の都道府県に高速道路会社等との協議等の事務が発生しないようにする。 具体的には、被災都道府県と高速道路会社等との調整を待たずとも、災害救助法適用期間中など被災直後の一定期間内の災害の救助のための車両であれば、自動的に無料化措置がなされるよう、「料金を徴収しない車両を定める告示」の改正等を行うこと。	道路整備特別措置法第24条第1項但書、同法施行令第11条、料金を徴収しない車両を定める告示第3号	国土交通省	奈良県、愛媛県
101	岡山県、中国地方知事会	B 地方に対する規制緩和	産業振興	計量士登録申請書の「別紙様式」に使用する用紙の見直し	計量士登録申請書の「別紙様式」は、カーボン紙を使用した3枚複写の用紙を使用することとされているが、ホームページからダウンロードした様式を印刷した用紙等に対応可能とするよう求める。	計量法第122条、計量法施行令第32条、第42条、計量法施行規則第54条、様式第66	経済産業省	愛知県、香川県、福岡県、宮崎県
102	岡山県、中国地方知事会	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律に係る市町村計画を作成することができる基準の緩和	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律に係る市町村計画を策定できる市町村の基準を見直し、「飼養密度」の基準を満たさなくても策定できるようにすること。	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第2条の4 同法施行令第1条の3 同法施行規則第2条の2	農林水産省	川崎市、京都府
103	岡山県	B 地方に対する規制緩和	その他	財政事情等ヒアリング1月実施分の意義の明確化	財政事情等ヒアリングは年3回(4月、9月、1月)実施されているが、1月実施分について、その意義について明確化を求める。また、9月ヒアリング以降、財政事情に特別な動きがないのであれば、当該調査を省略可とする。	平成30年12月25日総財務第265号「財政事情等及び特別交付税ヒアリングについて(照会)」	総務省	川崎市、上越市、奈良県、鳥取県、島根県、広島市
105	茨木市	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	首長申立てを行う市町村の基準の明確化	市町村長は、老人福祉法等により、65歳以上の者等につき、その福祉を図るために特に必要があると認めるときは、成年後見審判の請求をすることができる。対象者の現在地と居住地、援護元が異なるなど、複数の市町村が関わる場合、いずれの市町村が成年後見審判の請求を行うものか基準を明確にしてほしい。	老人福祉法第32条、知的障害者福祉法第28条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2	法務省、厚生労働省	盛岡市、白河市、水戸市、川崎市、江戸川区、横浜市、川崎市、十日町市、浜松市、豊橋市、大阪府、大阪市、川西市、南あわじ市、串本町、広島市、徳島県、徳島市、高松市、宇和島市、久留米市、熊本市、中津市

(1)内閣府と関係府省との間で調整を行う提案(182件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
108	茨木市	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	自立支援医療費支給認定申請の簡略化	自立支援医療について、治療期間が長期に渡り、かつ、治療内容に大幅な変更がない者については医師意見書の提出頻度を現行よりも少なくさせるなど、申請手続きを簡略化すべきである。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号) 「自立支援医療費の支給認定について」(平成18年3月3日付障発第0303002号)	厚生労働省	宮城県、白河市、日立市、石岡市、江戸川区、八王子市、平塚市、浜松市、豊橋市、刈谷市、豊田市、西尾市、知多市、大阪府、兵庫県、南あわじ市、宍粟市、串本町、徳島市、熊本市
110	茨木市	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	障害福祉サービス支給量の一時的な変更申請の際、市町村が必要と認められた場合のみサービス等利用計画の提出を求めるよう法令改正	障害福祉サービス支給量の一時的な変更申請の際、市町村が必要と認められた場合のみサービス等利用計画の提出を求めるよう法令改正を行うべきである。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第18号)	厚生労働省	白河市、石岡市、千葉市、豊橋市、串本町、徳島市、熊本市、宮崎市
111	茨木市	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	医療的ケア児保育支援モデル事業の事前協議様式の簡素化	様式の重複する設問をどちらかの設問に統一する等、様式の全般的な簡素化を求める。	医療的ケア児保育支援モデル事業に係る国庫補助の協議について(厚生労働省 子ども家庭局保育課長通知)	厚生労働省	加賀市、豊橋市、大阪府、南あわじ市
112	茨木市	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	認定こども園施設整備交付金等の申請に係る手続きの簡素化	①申請書類や申請窓口の一本化 ②内示時期の統一	児童福祉法、保育所等整備交付金交付要綱、認定こども園施設整備交付金交付要綱	内閣府、文部科学省、厚生労働省	旭川市、秋田県、福島県、いわき市、須賀川市、新潟県、愛知県、豊橋市、豊田市、知多市、大阪府、高槻市、和泉市、兵庫県、西宮市、南あわじ市、鳥取県、広島市、徳島市、愛媛県、高知県、佐世保市、大村市、大分県、鹿児島市、九州地方知事会

(1)内閣府と関係府省との間で調整を行う提案(182件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
113	岐阜県	B 地方に対する規制緩和	その他	国税連携システムに係るデータ連携の拡大	税務署へ書面提出された添付書類についても国税連携システムのデータ連携の対象とすることを求める	所得税申告書等の地方団体への電子的送付に係る留意事項等について(平成22年6月29日付総税企第72号 総務省自治税務局企画課長通知)	総務省、財務省	岩手県、福島県、白河市、栃木県、埼玉県、蓮田市、千葉県、船橋市、練馬区、八王子市、新潟市、三条市、富山県、石川県、都留市、豊橋市、春日井市、西尾市、小牧市、京都府、大阪市、寝屋川市、兵庫県、南あわじ市、奈良県、鳥取県、島根県、出雲市、岡山県、玉野市、徳島県、香川県、高松市、愛媛県、高知県、久留米市、熊本市、大分県、宮崎県
114	岐阜県	B 地方に対する規制緩和	その他	交通安全対策特別交付金の交付決定日の前倒し	交通安全対策特別交付金(3月交付分)の交付決定日を早めることを求める。	道路交通法附則第16条 平成31年3月20日付け総務省大臣官房会計課、自治財政局交付税課事務連絡(官庁会計システム(ADAMS II)による平成30年度3月期交通安全対策特別交付金の支払について)	警察庁、総務省	川崎市、山口県
115	京都府、大阪府、堺市、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	高濃度PCB廃棄物の処分手続きの簡素化又は対応事例等の提示	高濃度ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物について、処理が迅速に進むよう、特別措置法施行規則第26条第1項で定めるPCB廃棄物の譲渡等が認められる例外に、地方公共団体がPCB所有者の場合は、確実かつ適正な処理を前提とした上で、除去工事業者を当該工事に伴い生ずる廃棄物の処理に係る事業者とできる規定の追加、または、契約などの事務手続きの簡素化に資する対応事例等の提示を求める。	・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(特別措置法)第17条及び同法施行規則第26条第1項 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃掃法)第21条の3第1項 ・塗膜の除去工事に伴い排出されるポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理責任について(平成31年2月26日付け環境省環境再生・支援循環局廃棄物規制課長通知)	環境省	岩手県、山形県、茨城県、三鷹市、豊橋市、小牧市、宮崎県

(1)内閣府と関係府省との間で調整を行う提案(182件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
116	京都府、滋賀県、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県	B 地方に対する規制緩和	運輸・交通	旅行業等の営業の登録等申請にあたり、全役員分の添付が必要とされている宣誓書の添付についての見直し	旅行業又は旅行業者代理業の営業の新規登録や更新等に係る申請にあたり、現在、全役員分を自筆で求めている宣誓書の添付について、法人代表者分のみに変更することを求める	旅行業法第4条第2項、第6条第1項 旅行業法施行規則第1条の4、第1条の5 旅行業法施行要領 第二-3-4、第二-2-6 旅行業法に基づく旅行業者等の登録事務について(観光庁発行 旅行業法事務担当者研修資料 3-④)	国土交通省	富山県、愛知県、高知県
117	堺市、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、大阪市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	地域型保育事業の確認の効力の制限の廃止	地域型保育事業の確認の効力について、特定教育・保育施設型と同様、施設の所在市町村が確認を行うことで無条件で全国に効力を有するよう措置をされたい。	子ども・子育て支援法31条、43条	内閣府、厚生労働省	川崎市、豊田市、池田市、吹田市、高槻市、富田林市、東大阪市、南あわじ市、米子市、広島市、松山市、熊本市
118	埼玉県	B 地方に対する規制緩和	その他	不動産取得税の課税資料として、登記所からの不動産登記情報の電子データ提供を可能にする	不動産取得税については、固定資産税と同様に不動産の所有権移転登記に係る情報に基づき課税をしている。については、不動産取得税も固定資産税に係る地方税法第382条第1項と同様の規定を設けて、都道府県にも登記所からの通知が行われるように地方税法を改正し、都道府県においてもオンラインにより提供される登記済通知に係る電子データを活用できるようにすること。	地方税法第20条の11、第382条第1項	総務省、法務省	青森県、岩手県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、神奈川県、富山県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、鳥取県、島根県、山口県、香川県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県

重点1

重点45

(1)内閣府と関係府省との間で調整を行う提案(182件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
119	埼玉県、茨城県、群馬県、川越市、川口市、行田市、秩父市、本庄市、東松山市、狭山市、羽生市、鴻巣市、上尾市、越谷市、戸田市、入間市、朝霞市、和光市、北本市、ふじみ野市、白岡市、千葉県、長野県	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	生活保護ケースワーカーの要件「社会福祉主事」資格の緩和	指定科目の読替え範囲を拡大するなど、指定科目の履修について弾力的に対応できるよう、生活保護業務に従事するケースワーカーの任用資格の要件を緩和すること。	社会福祉法第15条、第19条第1項 社会福祉法施行規則第1条の2など	厚生労働省	宮城県、桶川市、千葉市、三鷹市、川崎市、岐阜市、八尾市、南あわじ市、大和高田市、香川県、高松市、熊本市、宮崎市
120	埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、さいたま市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、深谷市、上尾市、滑川町、鳩山町、皆野町、小鹿野町、美里町、長野県	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	多面的機能支払交付金の返還額が生じた場合の手続きの簡素化	農業者等で構成する活動組織に対する多面的機能支払交付金に返還額が生じた場合、翌年度以降の交付金との相殺交付を可能とすること。	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律 第2条第1項、第9条第2項 多面的機能支払交付金実施要綱別紙1の第9、別紙2の第9 多面的機能支払交付金実施要領第1の15(2)、第2の18(2)	農林水産省	宮城県、白河市、川崎市、上越市、石川県、岐阜県、兵庫県、鳥取県、熊本県、熊本市、宮崎県、宮崎市
122	埼玉県、神奈川県	B 地方に対する規制緩和	その他	公営競技の施行団体の指定に関する都道府県経由の廃止	公営競技施行団体の指定申請において、政令市については、都道府県を経由することなく、国へ直接申請するよう制度を改正すること。	競馬法第1条の2第2項、モーターボート競走法第2条	総務省、農林水産省、国土交通省	川崎市

(1)内閣府と関係府省との間で調整を行う提案(182件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
124	新潟県、福島県、茨城県、栃木県、三条市、村上市	A 権限移譲	医療・福祉	介護保険法に基づく居宅介護支援に関する業務管理体制における監督事務等の効率化	介護保険法に基づく居宅介護支援に関する業務管理体制における監督事務等の効率化 (1市町村内で事業所を運営する場合の居宅介護支援に関する業務管理体制の監督権限等を市町村に移譲する。)	介護保険法第115条の32、第115条の33、第115条の34、第197条	厚生労働省	青森県、長野県、玉野市、徳島県、高松市、愛媛県、大分県、中津市
125	新潟県、福島県、茨城県、栃木県、三条市、村上市	A 権限移譲	医療・福祉	介護保険法に基づく介護予防支援に関する業務管理体制における監督事務等の効率化	介護保険法に基づく介護予防支援に関する業務管理体制における監督事務等の効率化 (1市町村内で事業所を運営する場合の介護予防支援に関する業務管理体制の監督権限等を市町村に移譲する。)	介護保険法第115条の32、第115条の33、第115条の34、第197条	厚生労働省	青森県、玉野市、徳島県、高松市、愛媛県、大分県、中津市
126	大府市	B 地方に対する規制緩和	その他	マイナンバーカード等の手続きにおける留意点の提示	マイナンバーカード又は電子証明書の更新時期を迎えるにあたり、手続きの留意点を周知すること。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律 ・通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領 ・公的個人認証サービス事務処理要領	総務省	大船渡市、秋田市、石岡市、ひたちなか市、桐生市、朝霞市、桶川市、柏市、川崎市、福井市、高山市、豊橋市、小牧市、豊明市、田原市、野洲市、京都市、大阪府、八尾市、島本町、神戸市、串本町、倉敷市、岩国市、松山市、糸島市、大村市、宮崎市
127	大府市	A 権限移譲	医療・福祉	指定障害福祉サービス事業者の指定等に係る事務・権限及び業務管理体制の整備に関する事務・権限の都道府県知事から市町村長への移譲	指定障害福祉サービス事業者の指定等に係る事務・権限及び全ての事業所が1つの市町村の区域に所在する場合の業務管理体制の整備に関する事務・権限を都道府県知事から市町村長へ移譲する。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第36条、第51条の2、第51条の3、第51条の4等	厚生労働省	宮崎市

(1)内閣府と関係府省との間で調整を行う提案(182件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
131	富士市、島田市、藤枝市、下田市、裾野市、伊豆市、牧之原市、東伊豆町、河津町、松崎町、長泉町、小山町	B 地方に対する規制緩和	運輸・交通	一般旅客自動車運送事業に係る許可申請から運行開始までに掛かる期間の短縮	道路運送法第4条による一般旅客自動車運送事業の申請について、具体的な路線・区域の計画がないため許可の申請ができない者であっても、地方自治体が認める場合には、許可申請から運行開始までに必要となる手続の一部を事前に行うことを可能とすること等により、運行開始までの期間が短縮できるようにする。	道路運送法第4条、第5条、第6条 道路運送法施行規則第4条第5項	国土交通省	仙台市、川崎市、長泉町、南あわじ市、熊本市、宮崎市
132	豊後高田市、中津市、日田市、臼杵市、津久見市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、姫島村、日出町、九重町、玖珠町	B 地方に対する規制緩和	その他	基幹統計調査(住宅・土地統計調査)の調査エリアの改善	調査エリアと自治会エリアを一致させる、または、市町村の裁量によって調査エリアと自治会エリアを一致できる等の修正・変更ができるようにする。	・住宅・土地統計調査規則 ・国勢調査「調査区設定の手引き」	総務省	山形市、福井市、豊橋市
133	豊後高田市、中津市、日田市、臼杵市、津久見市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、姫島村、日出町、九重町、玖珠町	B 地方に対する規制緩和	その他	基幹統計調査(住宅・土地統計調査)の定数の改善	調査員の定数については、委託費の範囲内で市町村の裁量によって調査員1名の業務を複数名で分担できるようにする。	・住宅・土地統計調査規則 ・国勢調査「調査区設定の手引き」	総務省	山形市、那須塩原市、豊橋市、田原市、串本町、高松市、宇和島市
134	豊後高田市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、姫島村、日出町、九重町、玖珠町	B 地方に対する規制緩和	その他	基幹統計調査(住宅・土地統計調査)に係る調査員の民間委託	市町村が行うこととされている事務(法定受託事務)を、(市町村を経由しないで、)国が直接民間委託できるようにする。	・統計法 ・統計法施行令	総務省	山形市、ひたちなか市、那須塩原市、所沢市、荒川区、福井市、越前市、長野県、諏訪市、高山市、浜松市、豊橋市、津島市、西尾市、田原市、寝屋川市、南あわじ市、串本町、出雲市、高松市、宇和島市、大牟田市、大村市

(1)内閣府と関係府省との間で調整を行う提案(182件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
135	川崎市	B 地方に対する規制緩和	その他	地方交付税法第17条の3における交付税検査の簡素化	地方交付税法第17条の3における交付税検査の検査対象期間において、当該自治体がいずれの年度も普通交付税不交付団体(※調整不交付含む)だった場合、実地検査ではなく書面検査を原則とするよう見直しを行う。 具体的には、各普通交付税不交付団体において自主的に検査対象期間の算定について検査を行い、総務省指定の調査様式にて結果を報告するとともに、必要な根拠資料を送付する。質疑等があれば書面でやり取りする。総務省において書面検査のほか実地検査が必要との判断に至った場合にのみ、実地検査を行う方式に変更する。	地方交付税法第17条の3	総務省	平塚市、豊橋市、京都市、豊中市
138	玉野市	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	老人福祉法の届出書類等の簡素化	介護サービス事業者の申請等に係る文書量の削減の観点から、介護保険法施行規則等の改正が行われたことを踏まえ、同様の観点から、老人福祉法施行規則を見直し、届出書類等の簡素化を求める。	老人福祉法第14条、第14条の2、第14条の3、第15条、第15条の2、第16条 老人福祉法施行規則第1条の9、第1条の14及び第2条等	厚生労働省	千葉県、千葉市、八王子市、新潟県、浜松市、名古屋市、堺市、八尾市、岡山県、愛媛県、福岡県、宮崎市
140	福島県、福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、二本松市、南相馬市、本宮市、川俣町、鏡石町、天栄村、玉川村、平田村、三春町、広野町、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、日本創生のための将来世代応援知事同盟	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	幼保連携型認定こども園の整備に係る交付金の一元化等	①幼保連携型認定こども園の施設整備に関する所管や制度、財源の内閣府への一元化 ②間接補助となっている文科省分の補助金について、保育の実施主体となる市町村への直接補助への変更	児童福祉法、認定こども園施設整備交付金交付要綱、厚生労働省保育所等整備交付金交付要綱	内閣府、文部科学省、厚生労働省	旭川市、秋田県、須賀川市、千葉県、須坂市、豊橋市、豊田市、三重県、大阪府、大阪市、高槻市、茨木市、兵庫県、西宮市、南あわじ市、広島市、徳島市、愛媛県、佐世保市、大村市、熊本市、大分県、宮崎県、九州地方知事会

(1)内閣府と関係府省との間で調整を行う提案(182件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
141	高島市	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	空家等対策の推進に関する特別措置法上の個人情報の取扱いについての見直し	空家等対策の推進に関する特別措置法において、行政が把握している相続人の情報を関係する他の相続人に提供する場合に、本人の同意を得なくても情報提供できる旨の規定を設けていただきたい。	・空家等対策の推進に関する特別措置法	総務省、国土交通省	室蘭市、いわき市、須賀川市、ひたちなか市、三鷹市、川崎市、浜松市、草津市、加古川市、大牟田市、大村市、五島市、宮崎市
144	千葉県 重点45	B 地方に対する規制緩和	その他	不動産取得税に係る登記情報電子データの提供	不動産取得税の課税資料として、都道府県知事が登記情報の電子データの提供を受けられるよう、地方税法において、規定を創設していただきたい。(法務局と市町村間による登記情報の提供においては、同法第382条による規定が設けられている。)また、現行の制度内においても電子データを提供することが可能であるならば、その旨を関係機関(各都道府県等)に対し、通知等により周知していただきたい。なお、登記情報の電子データを都道府県が活用できることとなった場合は、月1回程度の提供を受けることが望ましい。	地方税法第20条の11 地方税法第382条	総務省、法務省	青森県、岩手県、福島県、栃木県、神奈川県、富山県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、鳥取県、島根県、山口県、香川県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県
145	千葉県	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	医師法、歯科医師法、薬剤師法(以下、「医師法等」という。)に基づく届出のオンライン化	医師等に義務付けられている届出に関して、現状の紙で行われる届出に変えて、対象者各自が付与されている籍登録番号をIDとし、対象者各自がインターネットを使用する届出を可能とする。	・医師法第6条第3項 ・歯科医師法第6条第3項 ・薬剤師法第9条	厚生労働省	札幌市、宮城県、仙台市、福島県、栃木県、千葉市、神奈川県、川崎市、茅ヶ崎市、新潟市、富山県、石川県、小松市、福井市、長野県、愛知県、大阪府、兵庫県、奈良県、岡山県、徳島県、高松市、久留米市、熊本市、大分県
148	熊本市	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	障害支援区分認定期間の見直し	障害支援区分の認定期間の上限を延長すること(例えば6年等とする。)	「介護給付費等の支給決定等について」(平成19年3月23日障発第0323002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)介護給付費等に係る支給決定事務等について(国の事務処理要領)	厚生労働省	白河市、江戸川区、美濃加茂市、浜松市、京都市、大阪市、徳島市、八幡浜市、宮若市、宮崎市

(1)内閣府と関係府省との間で調整を行う提案(182件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
149	熊本市 重点6	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	障害児通所給付における支給決定有効期間の見直し	障害児通所支援に係る支給決定有効期間の上限を延長すること(例えば3年等とする)。	児童福祉法、児童福祉法施行規則、障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について(事務処理要領)	厚生労働省	宮城県、石岡市、大阪市、徳島市、宮崎市
150	熊本市 重点32	A 権限移譲	消防・防災・安全	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律における都道府県知事の事務・権限の指定都市の長への移譲	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の販売事業、保安機関等に係る登録、認定、許可等の都道府県知事の事務・権限を指定都市の長に移譲することを求める。	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条第1項、第3条の2第2項から3項、第4条、第6条、第8条、第10条第3項、第13条第2項、第14条第2項、第16条第3項、第16条の2第2項、第19条第2項、第21条第2項、第22条、第23条、第25条、第26条、第26条の2、第29条第1項、第32条第1項、第33条第1項から第2項、第34条第3項、第35条第1項、同条第3項、第35条の2、第35条の3、第35条の5、第35条の6第1項、第35条の7、第35条の10第各項、第36条第1項、第37条の2第1項から第2項、第37条の3第1項から第2項、第37条の4第1項、第37条の5第3項、第37条の6第1項、同条第3項、第37条の7、第38条の3、第38条の10、第82条第1項から第2項、第83条第1項から第4項、第87条第1項から第2項、第88条第2項 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令第13条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第4条、第30条、第132条	経済産業省	宮城県、新潟市、京都市、兵庫県、熊本県
151	熊本市	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	消防施設整備計画実態調査の調査方法の見直し	消防庁が自治体に依頼する当該調査において、市街地及び準市街地の地図の作成に係る事務作業の負担軽減を図るため国勢調査等の様々なデータを基に市街地及び準市街地の地図を作成できるシステム等を導入し、それを全国の消防本部等が活用できるよう対応していただきたい。	平成27年度消防施設整備計画実態調査の実施について(依頼)	総務省	川越市、松戸市、相模原市、福井市、高山市、浜松市、愛知県、春日井市、京都市、徳島県、徳島市、宮崎市

(1)内閣府と関係府省との間で調整を行う提案(182件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
152	熊本市 重点21	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	特定空家等に対する代執行時の動産の取扱いについての明確化	空家等対策の推進に関する特別措置法第14条における代執行時の特定空家等の中の動産の取扱いについて、具体的な保管期間及び保管期間経過後に市町村長が当該動産を処分できることを、空家等対策の推進に関する特別措置法上に規定していただきたい。	空家等対策の推進に関する特別措置法第14条 「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)	総務省、国土交通省	須賀川市、ひたちなか市、三鷹市、川崎市、大垣市、多治見市、浜松市、豊橋市、京都市、池田市、八尾市、神戸市、松山市、大村市、宮崎市
157	大阪府、滋賀県、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、関西広域連合	B 地方に対する規制緩和	その他	許認可事務における法人登記簿謄本(登記事項証明書)の省略	法律や施行規則で法人登記簿謄本(登記事項証明書)の添付が求められているものについては、申請を受ける自治体側が内容を確認できれば、法人登記簿謄本(登記事項証明書)の添付を不要とし、内容確認の手段として自治体が登記情報提供サービスを利用する際には、登記手数料及び協会手数料の支払いに係る義務付けの廃止を求める。	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律 電気通信回線による登記情報の提供に関する法律	内閣官房、総務省、法務省	埼玉県、新潟県、愛知県、島根県、福岡県
158	大阪府、滋賀県、京都府、大阪市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合 重点13	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	居宅介護支援事業所における管理者要件の経過措置期間延長	平成30年度より、指定居宅介護支援事業所での管理者要件が主任介護支援専門員に改正され、当該要件の経過措置期間が平成33年3月31日までと規定された。当該改正により、従前から管理者であるものの主任介護支援専門員でない者は研修の受講が必要だが、受講に当たり5年以上の実務経験を要するため、3年の経過措置期間では要件を満たせず、廃業を余儀なくされる事業所も相当数発生する恐れがある。事業所の運営継続に支障をきたさないよう、制度改正が事業所の運営に与える影響の実態を検証し、必要な経過措置期間を6年以上とすること。	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令	厚生労働省	宮城県、仙台市、須賀川市、埼玉県、千葉県、千葉市、船橋市、袖ヶ浦市、八王子市、石川県、長野県、多治見市、浜松市、大阪市、八尾市、島根県、岡山県、玉野市、山口県、香川県、高松市、愛媛県、松山市、新居浜市
161	大阪府、滋賀県、京都府、京都市、大阪市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	認定こども園施設整備における交付金等の運用改善	認定こども園施設整備にあたり、厚生労働省部分と文部科学省部分の一本化を図る等の運用の改善	児童福祉法、認定こども園施設整備交付金交付要綱、保育所等整備交付金交付要綱	内閣府、文部科学省、厚生労働省	旭川市、秋田県、福島県、いわき市、須賀川市、新潟県、愛知県、豊橋市、豊田市、三重県、池田市、吹田市、高槻市、富田林市、和泉市、西宮市、南あわじ市、広島市、徳島市、愛媛県、高知県、佐世保市、大村市、熊本市、大分県、宮崎県、九州地方知事会

(1)内閣府と関係府省との間で調整を行う提案(182件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
162	大阪府、京都府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県 重点3	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	病児保育施設の整備に係る子ども・子育て支援整備交付金の交付対象の拡大	病児保育施設の整備に係る子ども・子育て支援整備交付金の交付対象を「市町村、社会福祉法人や病院等」に限定せず、運営費に係る子ども・子育て支援交付金と同様に市町村の裁量の下、「市町村が認めた者」とされたい。	児童福祉法第6条の3第13項、子ども・子育て支援整備交付金交付要綱、子ども・子育て支援交付金交付要綱、病児保育実施要綱	内閣府、厚生労働省	旭川市、豊田市、南あわじ市、熊本市
163	大阪府、滋賀県、京都府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	公営企業型地方独立行政法人の所有する土地等の第三者貸付を可能とするための規制緩和	国立大学法人や公立大学法人と同様に地方独立行政法人においても、資産の有効活用を図り、その対価を法人運営の経営基盤強化につなげるため、地方独立行政法人法の改正を提案するもの	地方独立行政法人法第21条第3号及び第7号・第82条	総務省	宮城県、埼玉県
164	広島県、宮城県、三重県、広島市、愛媛県、中国地方知事会 重点13	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	居宅介護支援事業所の管理者の要件に係る経過措置期間の延長等	居宅介護支援事業所における管理者の要件を主任介護支援専門員と定め、当該要件に対する一定の経過措置期間として平成33年3月31日までの間と定めているが、経過措置期間を最低でも6年以上(令和6年3月31日)とすること。	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令	厚生労働省	仙台市、須賀川市、千葉県、千葉市、袖ヶ浦市、八王子市、十日町市、石川県、長野県、浜松市、京都府、大阪府、大阪市、八尾市、兵庫県、神戸市、島根県、岡山県、玉野市、徳島県、香川県、高松市、松山市、新居浜市、熊本県
165	多治見市 重点4	B 地方に対する規制緩和	雇用・労働	ひとり親家庭等の支援事業に関する自治体への調査権限の付与	母子家庭自立支援給付金等事務において、ひとり親家庭であるかについて、自治体へ調査権限を付与すること。	母子及び父子並びに寡婦福祉法、同法施行令、同法施行規則、自立支援教育訓練給付金事業実施要綱、高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱	厚生労働省	八戸市、荒川区、川崎市、福井市

(1)内閣府と関係府省との間で調整を行う提案(182件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
166	多治見市 重点4	B 地方に対する規制緩和	雇用・労働	特定求職者雇用開発助成金に関する市区町村の証明に係る事務の見直し	特定求職者雇用開発助成金に係る母子家庭の母等であることの証明について、市区町村等の証明書を廃止する。または、証明が必要である場合、市区町村に当該証明に関する調査(戸籍の公用請求等を含む)権限を付与する。	母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法、雇用保険法第62条、雇用保険法施行規則第109条、第110条、第143条の2、雇用関係助成金の手続き(A 雇用給付金編)、特定求職者雇用開発助成金	厚生労働省	
167	宇佐市、大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、豊後高田市、杵築市、豊後大野市、由布市、国東市、姫島村、日出町、九重町、玖珠町	B 地方に対する規制緩和	その他	住宅・土地統計調査における調査表の二段階配布方式の見直し	住宅・土地統計調査の調査対象世帯に対して、オンライン回答用の調査書類(ID・パスワード等)を郵便受け等に配布後、一定期間経過した後、調査対象全世帯を訪問し、面接の上で紙の調査票を配布するといった、二段階配布方式の義務付けを見直し、調査書類等の最初の配布時におけるオンライン調査書類と紙調査書類の同時配布を可能とすること(平成25年度本調査実施時は同時配布)。または、自治体ごとの裁量で選択可能とすること。	統計法 住宅・土地統計調査規則 平成30年住宅・土地統計調査市町村事務要領(第2. 調査の準備事務-9. 指導員事務打合せ会及び調査員事務打合せ会における指導員調査員の事務の説明に当たっては、以下の指導を徹底する。-⑥インターネット調査書類は、調査票に先立って配布すること。)	総務省	札幌市、旭川市、盛岡市、山形市、ひたちなか市、那須塩原市、所沢市、川崎市、富山県、福井市、長野県、高山市、豊橋市、西尾市、田原市、京都府、寝屋川市、南あわじ市、高松市、新居浜市、大村市、宮崎市
168	栃木県、茨城県、群馬県	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	外来生物法に基づく飼養等の許可制度の規制緩和	「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」第5条に規定されている飼養等の許可に関し付される条件について、地方公共団体の公益性を鑑み、報告内容を簡易化するなど、基準の緩和を図ること。	「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」第5条 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則」第7条 「環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件」二十二	農林水産省、環境省	愛媛県
169	栃木県、群馬県、新潟県	B 地方に対する規制緩和	その他	「民泊制度運営システム」により行われる、住宅宿泊事業者が掲げる標識発行に係る手続の簡素化	住宅宿泊事業者が掲げる標識について、知事が届出を受理した際には、標識発行に最低限必要な内容のみを「民泊制度運営システム」に入力すれば、同システムへの添付書類の登録を待たずに、標識が発行可能となるよう見直しを求める。	住宅宿泊事業法第3条、第13条 住宅宿泊事業法施行規則第4条、第11条 住宅宿泊事業法施行要領(ガイドライン)2-1-(1)-③、2-2-(8)-②	厚生労働省、国土交通省	豊橋市、大阪府、高知県、宮崎県

(1)内閣府と関係府省との間で調整を行う提案(182件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
170	栃木県、福島県	B 地方に対する規制緩和	産業振興	国庫補助を受けて建設した商工会館の処分に伴う申請書類の簡素化及びマニュアルの作成	国庫補助を受けて建設した商工会館の処分に伴う財産処分申請について、申請書類の簡素化を図るとともに、申請書類の具体的な記載方法を示したマニュアルを作成し、周知することを求める。	小規模事業指導費補助金・小規模事業対策推進事業費補助金交付要綱	経済産業省	秋田県、富山県、愛知県、山陽小野田市、愛媛県、宮崎県
173	神戸市	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	後期高齢者医療保険料の特別徴収対象年金の優先順位の見直し	後期高齢者医療保険料の特別徴収にかかる特別徴収対象年金の優先順位を支給額順に変更すること	高齢者の医療の確保に関する法律第107条、第110条、高齢者の医療の確保に関する法律施行令第24条、介護保険法施行令第42条	厚生労働省	札幌市、千歳市、宮城県、石巻市、白河市、須賀川市、ひたちなか市、所沢市、千葉市、川崎市、海老名市、新潟市、大垣市、高山市、浜松市、愛知県、名古屋市、豊橋市、豊川市、知多市、京都府、京都市、池田市、芦屋市、鳥取県、高松市、八幡浜市、田川市、柳川市、五島市、熊本市、中津市、宮崎市
174	神戸市	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	後期高齢者医療保険料の特別徴収開始時期に関する見直し	後期高齢者医療保険料の特別徴収の開始時期について、早期に特別徴収を行なうことができるようにすること	高齢者の医療の確保に関する法律第107条、第110条、高齢者の医療の確保に関する法律施行令第21条、介護保険法第134～140条	厚生労働省	札幌市、宮城県、石巻市、白河市、須賀川市、ひたちなか市、所沢市、千葉市、船橋市、川崎市、海老名市、新潟市、福井市、高山市、浜松市、三島市、名古屋市、豊橋市、知多市、京都府、京都市、池田市、芦屋市、鳥取県、山口市、高松市、八幡浜市、田川市、五島市、熊本市、中津市、宮崎市

(1)内閣府と関係府省との間で調整を行う提案(182件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
175	神戸市	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	後期高齢者医療保険料の特別徴収の金額変更に関する見直し	後期高齢者医療保険料の特別徴収にかかる本徴収のタイミングにおいても金額変更をできるようにすること	高齢者の医療の確保に関する法律第107条、第110条、高齢者の医療の確保に関する法律施行令第21条、介護保険法第134～140条	厚生労働省	札幌市、宮城県、石巻市、白河市、須賀川市、ひたちなか市、所沢市、船橋市、川崎市、新潟市、高山市、浜松市、三島市、名古屋市、豊橋市、豊川市、知多市、京都府、京都市、池田市、芦屋市、鳥取県、山口市、高松市、八幡浜市、田川市、五島市、熊本市、中津市、宮崎市
176	横浜市	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	児童扶養手当に係る2分の1の支給を停止する減額措置の見直し	児童扶養手当法第13条の3に基づく、「支給開始から5年」又は「支給要件に該当してから7年」を経過した受給者に対する手当の2分の1の支給を停止する減額措置に係る事務手続きの見直し	児童扶養手当法第13条の3、児童扶養手当法施行令第8条	厚生労働省	旭川市、八戸市、盛岡市、宮城県、仙台市、いわき市、須賀川市、千葉市、船橋市、荒川区、八王子市、川崎市、海老名市、石川県、金沢市、福井市、浜松市、富士市、愛知県、刈谷市、豊田市、京都市、大阪府、八尾市、寝屋川市、南あわじ市、出雲市、倉敷市、府中町、徳島市、八幡浜市、久留米市、宮崎市
178	豊田市	B 地方に対する規制緩和	その他	戸籍法48条1項受理証明書の請求者の拡大および同条2項届書記載事項証明書の特別の事由の明確化	受理証明書について、請求できるのは、戸籍法48条1項に規定されている届出人だけとなっているが、出生や婚姻・離婚を証する証明書として受理証明書を求められるケースが多く、利害関係人にも発行できるように改正する。また、届書記載事項証明書について、戸籍法48条2項に規定されている特別の事由が具体的にどのような場合か明確にされておらず、発行可否を判断できないため、明確化を求める。	戸籍法第48条第1項・第2項、第25条第2項、第49条第1項・第2項第3号 戸籍法施行規則第58条第2号、昭和24年3月23日付け民事甲第3961号 民事局長回答、昭和24年11月10日付け民事甲第2616号民事局長通達	法務省	苫小牧市、ひたちなか市、桶川市、柏市、川崎市、高山市、浜松市、豊橋市、春日井市、西尾市、豊明市、京都市、島本町、徳島市、宮崎市

(1)内閣府と関係府省との間で調整を行う提案(182件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
179	豊田市	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	生活介護事業所における事業所外での社会参加活動の実施が可能な旨の明確化	生活介護事業所が、サービス提供時間中に、事業所外において定期的に社会参加活動等(※)を実施することができ旨を明確化していただきたい。 ※社会参加活動等:地域の社会資源を活用したサービス提供や、公園の清掃活動等の地域活動、企業等と連携した有償ボランティアなど	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について 第二の1(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について 第二の1(4) 「障害福祉サービスに係るQ&A(指定基準・報酬関係)(VOL.3)」(平成20年3月31日付け事務連絡)問6	厚生労働省	豊橋市、徳島市、鳥取県
181	島牧村 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; color: red; font-weight: bold;">重点14</div>	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	指定小規模多機能型居宅介護における登録定員超過時の介護報酬減算の基準緩和	指定小規模多機能型居宅介護の定員29名を超えて35人まで登録しても、一定の期間は介護報酬の減算(70/100)を行わない。 (通いの定員については、現行18人以下のところ、21人まで) (過疎地域指定や人口規模、サービス事業所の新規参入が見込めない等の条件付き) (関係法令に基づき、利用者増に対する職員の増員を行うことも条件)	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について (平成18年3月31日 老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号) 第2 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に関する事項 1 通則 (6)定員超過利用に該当する場合の所定単位数の算定について ①②④	厚生労働省	

(1)内閣府と関係府省との間で調整を行う提案(182件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
183	大分市、別府市、日田市、佐伯市、臼杵市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、姫島村、日出町、九重町、玖珠町	B 地方に対する規制緩和	その他	公的年金の特別徴収における還付金の取扱いにかかる地方税法施行規則の改正	地方税法施行規則を改正し、年金支払報告書の様式に口座情報に関する項目を設けることで、市町村が日本年金機構等より口座情報の提供を受けることが可能となるよう制度を改正する。また、併せて扶養親族等申告書の様式に口座振込に係る同意欄を設ける。	地方税法施行規則第十条(別表(二)第十七号の二様式)地方税法第三百七条の三の三地方税法施行規則第二条の三の六	総務省、厚生労働省	旭川市、ひたちなか市、小川町、台東区、川崎市、海老名市、小千谷市、諏訪市、浜松市、島田市、蒲郡市、寝屋川市、南あわじ市、串本町、山口市、徳島市、高松市、八幡浜市、新居浜市、五島市、中津市、宮崎市
186	尼崎市	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	公共土木施設災害復旧事業における合併施行を行う場合の設計変更手続の迅速化	原形復旧に係る災害復旧事業と、同事業採択時の施設の形状・材質等を変更・追加し、施設の効用を増大させる他の事業とを合併して行う場合には、まず原形復旧に係る災害査定を受けた上で、改めて合併施行に係る設計変更協議を受けなければならない。 この合併施行に係る設計変更協議については、当初から施設の効用を増大させる部分の工事を含めた災害査定を実施する等の柔軟な対応を可能とし、合併施行の場合であっても迅速な事業実施を可能とする。	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第7条 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第7条	農林水産省、国土交通省	福井市、大阪府、岡山県、松山市、新居浜市
187	兵庫県、京都府、神戸市、加東市、和歌山県、鳥取県、徳島県 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">重点22</div>	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	地域未来投資促進法等に基づく計画を作成して工業団地等を拡張する場合の農用地区域からの除外における弾力的な運用	地域未来投資促進法または農村産業法に基づく計画を作成して工業団地や工場に隣接する農用地で拡張を行う場合に限り、当該法律の基本方針①農用地区域外での開発を優先する条件については、地域にもたらされる経済波及効果や地域全体の農地の確保状況等を踏まえた都道府県知事の判断により適用除外できる旨の規定を追加すること。	・地域未来投資促進法第3条第2項第1号へ、第11条第3,4項、第17条 ・地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針(告示)第1へ(2) ・農村産業法第5条4項第3号、第13条 ・農村地域への産業の導入に関する基本方針(告示)1(3)	農林水産省、経済産業省	盛岡市、山形市、川崎市、新潟市、大垣市、豊橋市、岡山県、八代市
188	兵庫県、滋賀県、堺市、神戸市、豊岡市、和歌山県、鳥取県、徳島県	B 地方に対する規制緩和	運輸・交通	市町村運営有償運送におけるIT機器等を活用した運行管理の実施	IT点呼が認められている営業所を有する一般旅客自動車運送事業者には運行もしくは運行管理を委託する市町村運営有償運送については、IT点呼の実施を認めること。	市町村運営有償運送の登録に関する処理方針について (平成18年9月15日付け国自旅第141号自動車局長通知)	国土交通省	南あわじ市

(1)内閣府と関係府省との間で調整を行う提案(182件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
189	兵庫県、滋賀県、堺市、神戸市、三田市、和歌山県、徳島県	B 地方に対する規制緩和	運輸・交通	自家用自動車で行う高齢者移動ボランティア活動に要する保険料の収受可能化	交通不便地または交通空白地において、市町の認める高齢者移動ボランティア団体が、地域公共交通会議に報告の上で行う自家用無償運送に限り、ボランティア保険料(自動車乗車中の事故に対する保険を含む)を無償運送の範囲内で収受できる経費とすること。	・平成30年3月30日付国自旅第338号(道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について)	国土交通省	川崎市、上越市、浜松市、能勢町、南あわじ市、うきは市
190	兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、堺市、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	医学部の「地域枠」入学定員(臨時定員)の継続設置	地域枠を確実に確保できなければ、未だ解消されていない医師の地域偏在をさらに助長し、地域医療の崩壊を招くおそれがある。このことから、二次医療圏ごとに医師が不足する場合は、必要な医師数を安定的に確保するため、地域の実情に応じた臨時定員による地域枠の設置を認めること。 従って、2022年度以降も当面は現行制度を継続し、地域枠については臨時定員で措置すること。	・医療法第30条の23、第30条の24、第30条の27等 ・医師確保計画策定ガイドライン(平成31年3月29日)6-2	厚生労働省	茨城県、埼玉県、千葉県、石川県、長野県、岐阜県、三重県、島根県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、熊本県、大分県
191	兵庫県、滋賀県、堺市、神戸市、鳥取県	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	精神障害者保健福祉手帳の更新期間の延長	精神障害者保健福祉手帳の更新期間を現行の2年から4年に延長すること。	・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第4項	厚生労働省	宮城県、白河市、茨城県、日立市、石岡市、埼玉県、美濃加茂市、豊橋市、刈谷市、南あわじ市、福岡県、大分県
193	兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、堺市、神戸市、和歌山県、鳥取県、兵庫県市長会、兵庫県町村会、関西広域連合	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	後期高齢者医療制度における保険料が還付となった場合の特別徴収の継続	後期高齢者医療制度において、保険料が還付となった場合であっても、特別徴収の対象者要件(年額18万円以上の年金を支給及び介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金受給額の1/2を超えない)を満たす場合には、前年度2月の徴収額にかかわらず、前年度保険料の1/6の額を仮徴収額として、翌年度当初から特別徴収が継続できるようにすること。	・高齢者の医療の確保に関する法律第107条、110条 ・高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第110条 ・介護保険法第134条～140条	厚生労働省	札幌市、宮城県、石巻市、白河市、須賀川市、ひたちなか市、所沢市、船橋市、川崎市、海老名市、新潟市、長野県、大垣市、高山市、浜松市、三島市、島田市、名古屋市、豊橋市、津島市、豊田市、蒲郡市、知多市、京都市、池田市、芦屋市、南あわじ市、山口市、山陽小野田市、徳島市、高松市、田川市、柳川市、五島市、熊本市、中津市

(1)内閣府と関係府省との間で調整を行う提案(182件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
196	兵庫県、播磨町	B 地方に対する規制緩和	その他	地方議会議員選挙の立候補届に必要な添付書類の見直し	立候補届出書に記載された住所を確認するための書類の添付が法令上義務づけられていないため、届出時において容易に住所が確認できるように立候補届に必要な添付書類に住民票を義務付けること。 虚偽による立候補届を行うことを抑止し、住所に疑義のある立候補届のうち少なくとも虚偽のものによって有権者の一票を無駄にしないため、立候補者に住所等の届出内容が真実で、住所要件を満たしている旨の宣誓書を提出させるとともに、選挙犯罪等による失権者と同様に虚偽の宣誓をした場合の罰則を定めるよう法改正すること。	・公職選挙法第68条第1項第5号、第86条の4第4項 ・公職選挙法施行令第89条第2項第1号	総務省	盛岡市、宮城県、小平市、川崎市、松原市、神戸市、宝塚市、南あわじ市、高松市、大村市、五島市、熊本市、中津市、宮崎市
197	兵庫県、京都府、京都市、堺市、神戸市、和歌山県、鳥取県	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	災害復旧事業における机上査定上限額の引き上げ	ドローンで撮影した動画や静止画等により被害状況の的確な把握が可能となっていることを踏まえ、頻発する局地的大雨等による甚大な被害に対し、災害復旧対策を速やかに実施するため、現状300万円未満としている机上査定上限額を整備局査定の対象である2,000万円未満に引き上げ、災害査定を簡素化すること。	・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第7条 ・公共土木施設災害復旧事業査定方針第12・1 ・大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針	農林水産省、国土交通省	新潟県、岡山県、松山市、新居浜市
199	郡山市、本宮市、大玉村、鏡石町、猪苗代町、平田村、浅川町、三春町、小野町	B 地方に対する規制緩和	産業振興	工場立地法に基づく準則条例における既存工場等の緑地等面積の計算方法の明確化	工場立地法に基づく準則条例における既存工場等の緑地等面積の計算方法について、当該工場等が準則条例の通常計算(工場立地に関する準則における第1条から第3条までによる計算)で定める緑地等面積を上回る場合は、事業者等の判断で通常計算によるか特例計算(工場立地に関する準則における(備考)1による計算)によるか選択できる規定を当該条例に置くことが可能であることを通知等で明確化することを求める。	工場立地に関する準則(備考)1	経済産業省	福島県、新潟市、福井市、岡山県、松山市
202	竹田市	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	部活動指導員の活用事例の周知	自治体は国のガイドラインに基づき導入を検討しているが、国、県の補助制度を活用した人材の確保が困難となっている。 部活動指導員の導入事例を周知していただきたい。	学校教育法施行規則	文部科学省	宮城県、相模原市、串本町、高松市、宇和島市、熊本県、熊本市

(1)内閣府と関係府省との間で調整を行う提案(182件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
203	さいたま市、埼玉県	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	自立支援医療(精神通院)の支給認定の有効期間等の延長	自立支援医療(精神通院)の支給認定の有効期間並びに自己負担上限額の決定及びその決定に必要な課税状況等の確認を現行の1年から2年に延長する。	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第55条	厚生労働省	宮城県、秋田市、白河市、日立市、石岡市、八王子市、新潟県、浜松市、豊橋市、刈谷市、知多市、京都市、大阪府、兵庫県、南あわじ市、徳島市、八幡浜市、熊本市、鹿児島市
204	八王子市	B 地方に対する規制緩和	その他	選挙運動自動車における「乗用の自動車」に関する判断基準の明確化	公職選挙法及び同施行令に規定されている選挙運動用自動車の使用可否の判断における「乗用の自動車」に関する基準を明確にすること。 とりわけ、車検証の用途欄表記が乗用以外の場合においても、自動車の実体及び形態等により選挙運動自動車としての使用可否が異なるため、これらの実体及び形態等に応じた具体的かつ詳細な判断基準(ガイドライン等)を示すこと。	公職選挙法第141条第1項 公職選挙法第141条第6項	総務省	盛岡市、宮城県、川崎市、甲斐市、松原市、高松市、新居浜市、大村市、熊本市、中津市、宮崎市、鹿児島市
206	市川市	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	ケースワーク業務の一部外部委託化	生活保護の決定及び実施に関連するケースワーク業務のうち、高齢者世帯への定期的な訪問や、被保護者からの簡易な電話問い合わせなどの一部業務について外部委託化を可能とする。	生活保護法第19条第1項及び第4項	厚生労働省	松戸市、美濃加茂市、大阪府、高松市、熊本市
207	市川市	B 地方に対する規制緩和	その他	戸籍関係証明書のオンライン請求に係る本人確認の簡素化	法務省の所管する法令の規定に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第4条第2項において、電子署名が必須とされているが、これを総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第4条第2項ただし書きと同様に、行政機関等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない旨を規定することを求める。	法務省の所管する法令の規定に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第4条第2項	法務省	川崎市、高山市

(1)内閣府と関係府省との間で調整を行う提案(182件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
208	静岡県、埼玉県、南豆衛生プラント組合、三島市外三ヶ市町箱根山林組合、三島市外五ヶ市町箱根山組合、三島函南広域行政組合、富士山南東消防組合、裾野市長泉町衛生施設組合、伊豆市沼津市衛生施設組合、御殿場市・小山町広域行政組合、駿豆学園管理組合、共立蒲原総合病院組合、志太広域事務組合、大井上水道企業団、駿遠学園管理組合、牧之原市菊川市学校組合、相寿園管理組合、袋井市森町広域行政組合、浜名湖競艇企業団、浜名学園組合、東遠工業用水道企業団、掛川市・袋井市病院企業団	B 地方に対する規制緩和	その他	一部事務組合における不動産の登記手続の簡素化	現状、一部事務組合が所有する不動産の登記手続において、法務局から「一部事務組合の資格証明書」(一部事務組合の「名称」「所在地」「管理者」を都道府県知事の名で証明)の提出を求められるが、これを「設立許可書の写し」「組合規約」の確認等へ変更すること。 上記提案が困難であるならば、年間に登記申請を複数回行う団体があることを考慮し、資格証明書について法務局からの原本還付を認めること。	なし	法務省	宮城県、長泉町

(1)内閣府と関係府省との間で調整を行う提案(182件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
211	神奈川県、さいたま市、横浜市、川崎市、相模原市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、厚木市、伊勢原市、南足柄市、寒川町、開成町、愛川町、山梨県、愛知県	B 地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度における適切な情報提供	マイナンバー制度の見直し等を行う際には、実務が円滑に進むよう十分な情報提供と地方との事前協議を行い、地方自治体への影響を検証した上で、導入を進めること。また、データ標準レイアウト改訂は自治体の予算編成に考慮して早期に確定し、遅れる場合は、判明した段階で自治体に情報提供すること。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等	内閣府、総務省	ひたちなか市、熊谷市、桶川市、八王子市、平塚市、福井市、越前市、高山市、豊橋市、豊田市、京都市、兵庫県、神戸市、五島市、熊本市、宮崎県、宮崎市
212	神奈川県、さいたま市、川崎市、相模原市、寒川町	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	認可外保育施設の保育従事者の配置基準に係る乳幼児の年齢の基準日の解釈の明確化	認可外保育施設について、保育従事者の配置基準に係る乳幼児の年齢の基準日を「誕生日(いわゆる満年齢)」として運営している施設が国の指導監督基準を満たしている旨の解釈を明確にすること。	認可外保育施設に対する指導監督の実施について(別添)認可外保育施設指導監督基準(平成13年3月29日雇児発第177号)	内閣府、厚生労働省	秋田県、豊橋市、大阪市、南あわじ市、松山市
213	神奈川県、千葉県、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、藤沢市、小田原市、秦野市、伊勢原市、開成町、愛川町、山梨県	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	学校給食費の公会計化に伴う生活保護制度の教育扶助(学校給食費)における支給方法の明確化	学校給食費が公会計化された場合における教育扶助(学校給食費)の支給方法について、現物給付によって行うことが可能である旨を通知により明確化されたい。	生活保護法第32条、第37条の2	厚生労働省	宮城県、新潟市、長野県、豊川市、久留米市、熊本市、宮崎市
215	神奈川県、横浜市、海老名市	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	食料安全保障確立対策推進交付金(消費・安全対策交付金)について、早期の交付決定の実施	食料安全保障確立対策推進交付金(消費・安全対策交付金)について、早期の交付決定を実施すること。 ※都道府県や市町村に対し協力指示を発出する場合は、必要経費に係る予算の裏付けを徹底する	植物防疫法第17条第1項、第19条第1項・第3項、第20条第1項・第3項 プラムポックスウイルスの緊急防除に関する省令第5条 消費・安全対策交付金交付要綱別表1Ⅲ-4-(4)	農林水産省	栃木県

(1)内閣府と関係府省との間で調整を行う提案(182件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
216	神奈川県、埼玉県、さいたま市、藤沢市、小田原市、海老名市、寒川町、開成町	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	園芸用施設の設置等の状況把握、地域特産野菜生産状況調査及び特産果樹生産動態等調査に係る都道府県及び市町村の事務の廃止	園芸用施設の設置等の状況把握、地域特産野菜生産状況調査及び特産果樹生産動態等調査については、都道府県及び市町村の事務負担を軽減するため、必要な調査項目は農林業センサス等の別の調査に統合する等の見直しを行うことで、都道府県及び市町村の事務の廃止を行うこと。	【園芸用施設の設置等の状況把握】 園芸用施設の設置等の状況把握実施要領 【地域特産野菜生産状況調査】 統計法第19条第1項 地域特産野菜生産状況調査実施要領 【特産果樹生産動態等調査】 果樹農業振興特別措置法第6条 特産果樹生産動態等調査実施要領	農林水産省	白河市、栃木県、川口市、八千代市、福井市、熊本市
217	神奈川県、さいたま市、藤沢市、秦野市、海老名市、寒川町、開成町	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	農業次世代人材投資事業の要件確認に係る代替書類	農業次世代人材投資事業において、交付対象者が農地の所有権又は利用権を有することを証するものとして求められる農地基本台帳の写しについて、他の書類で代替可能とし、代替書類を要綱に明記する。	農業人材力強化総合支援事業実施要綱 (平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知)	農林水産省	宮城県、福井市、京都府、出雲市、熊本市
218	神奈川県	B 地方に対する規制緩和	土地利用 (農地除く)	土地区画整理事業の測量成果に係る国土調査法第19条第5項の認証申請の申請手続きにおける都道府県経由の廃止	土地区画整理事業の測量成果に係る国土調査法第19条第5項の認証申請の申請手続きにおける都道府県経由の廃止	土地区画整理事業の測量成果の国土調査法第19条第5項の指定等について(平成15年4月8日 国都市第537号)申請手順図-1図-2	国土交通省	宮城県、茨城県、大分県
219	神奈川県 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">重点40</div>	B 地方に対する規制緩和	その他	地方独立行政法人(研究開発)の出資規制の緩和	試験研究を行う地方独立行政法人は出資を行うことが認められていないため、これを規制緩和し、出資を行えるようにする。	地方独立行政法人法第21条	総務省	

(1)内閣府と関係府省との間で調整を行う提案(182件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
220	九州地方知事会	A 権限移譲	雇用・労働	公共職業訓練のあっせんのうち、受講推薦(金銭給付を伴わない)について、県によるあっせんも行えるよう職業訓練受講推薦要領を改正	公共職業訓練の受講あっせん区分のうち、受講推薦について、県によるあっせんも行えるよう、「職業訓練受講推薦要領」を改正すること。(ジョブカフェなどの県の就職支援機関での取扱いに加え、国・県が協働している地域若者サポートステーションにおいても、同様の取扱いが可能となるよう措置すること。)併せて、県の受講推薦により職業訓練を実施することとなった求職者について、訓練手当や職業訓練受講給付金の受給要件を満たすことが事後に確認された場合には、ハローワークにおける手続により、受給可能となるよう措置すること。	職業安定法第19条、職業訓練受講推薦要領	厚生労働省	長野県、大阪府
223	九州地方知事会	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	休日における共同保育の実施可能化	現在、一つの保育施設が年間を通じて行うことが加算要件となっている休日保育加算について、自治体内の複数施設がローテーションで休日保育を行う場合でも、休日保育加算の対象とするよう改正を求めるもの	児童福祉法、認定こども園法、子ども子育て支援法	内閣府、厚生労働省	秋田県、川崎市、豊田市、南あわじ市、広島市、佐世保市
225	九州地方知事会	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	認定こども園に係る耐震化調査の実施一元化	厚生労働省と文部科学省がそれぞれ行う認定こども園等に係る耐震化調査における調査依頼時期・調査時点・調査内容(様式)の統一。	社会福祉施設等の耐震化に関するフォローアップ調査について(平成31年3月12日付け事務連絡)、私立高等学校等の実態調査について(平成30年5月31日付文科高第191号)	文部科学省、厚生労働省	札幌市、仙台市、秋田県、福島県、いわき市、須賀川市、豊田市、大阪市、兵庫県、南あわじ市、広島市、愛媛県、高知県、佐世保市、諫早市、大村市、熊本市
226	九州地方知事会	B 地方に対する規制緩和	その他	認定こども園施設整備交付金等の申請に係る手続きの簡素化	認定こども園の整備に係る交付金の窓口を一本化する等、手続きの簡素化を図ること。	児童福祉法56条の4の3、保育所等整備交付金交付要綱、認定こども園施設整備交付金交付要綱、保育所等の整備、防音壁整備及び防犯対策の強化に係る整備計画協議要綱、認定こども園施設整備交付金に係る整備計画協議要綱	内閣府、文部科学省、厚生労働省	秋田県、福島県、須賀川市、新潟県、愛知県、豊橋市、豊田市、大阪府、大阪市、兵庫県、西宮市、南あわじ市、鳥取県、島根県、広島市、徳島市、愛媛県、高知県、大村市、熊本市、鹿児島市
227	九州地方知事会 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; color: red; font-weight: bold;">重点29</div>	A 権限移譲	運輸・交通	軌道法に基づく都道府県事務・権限の政令市への移譲	軌道法及びその下位法令に基づき、都道府県知事が行うこととされている各種許認可事務や経由事務のうち、軌道が一政令市の区域内で完結するものについては、政令市にその事務・権限を移譲すること。	軌道法、軌道法施行令、軌道法に規定する国土交通大臣の権限に属する事務で都道府県が処理するもの等を定める政令、軌道法施行規則	国土交通省	

(1)内閣府と関係府省との間で調整を行う提案(182件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
228	九州地方知事会 重点29	A 権限移譲	運輸・交通	鉄道事業法に基づく鉄道線路の道路への敷設に係る都道府県事務・権限の政令市への移譲	鉄道事業法第61条ただし書に基づく、鉄道線路の道路への敷設(縦断的に敷設するものに限る)の国土交通大臣許可に伴う都道府県事務のうち、当該敷設区間が政令市内の道路に関するものについては、政令市にその事務・権限を移譲すること。	鉄道事業法、鉄道線路の道路への敷設の許可手続を定める政令、鉄道線路の道路への敷設の許可手続に関する省令	国土交通省	熊本市
229	九州地方知事会	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第26条に基づく通報対象者の基準の明確化	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第26条に基づく通報対象者の基準を明確にすること。	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第26条、27条	法務省、厚生労働省	宮城県、仙台市、福島県、千葉市、川崎市、石川県、浜松市、京都市、大阪府、兵庫県、南あわじ市、広島市、徳島県、熊本市
230	九州地方知事会 重点41	B 地方に対する規制緩和	その他	不要財産納付時の公立大学法人に係る定款変更について、議会の議決及び各省庁の認可の廃止	不要財産の納付などを事由とする、公立大学法人の定款変更については、議会の議決及び各省庁の認可を不要とすること。 (地方独立行政法人法第8条第2項ただし書の適用範囲の拡大や省庁の認可を設立団体からの届出に変更するなど)	地方独立行政法人法第8条第2項、第42条の2第1項・第2項・第5項、第80条 地方独立行政法人法施行令第2条 総務省告示(平成25年総務省告示第395号)	総務省、文部科学省	川崎市、富山県、長野県、名古屋市
234	長野県	B 地方に対する規制緩和	その他	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第6号に基づく随意契約によって調達できる業務の拡大	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第6号における「建築物の設計」の文言を建築物に限定しない「設計業務」に改め、随意契約によって調達できる業務の対象範囲を拡大する。 加えて、同号の「総務大臣が定める要件を満たす審査手続」を定めた平成7年12月8日自治省告示第209号を、プロポーザル方式の審査手続が可能となるよう改める。 なお、政府調達に関する協定原文及び和訳文における同号に対応する部分の文言は「design contest」=「設計コンテスト」となっており、建築物に限定した文言は見当たらない。	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令372号)第11条第1項第6号 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第6号に規定する総務大臣の定める要件を定める件(平成7年12月8日自治省告示第209号) 〈参考〉 政府調達に関する協定を改正する議定書第13条1(h)	総務省、外務省	川崎市、熊本市

(1)内閣府と関係府省との間で調整を行う提案(182件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
235	長野県	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	医師臨床研修費等補助金の申請等に係る都道府県経由の廃止	医師臨床研修費等補助金の交付申請から実績報告までの事務について、都道府県を介すことなく国と指定医療機関との間で直接実施できることを明確化する。	・補助金適正化法26条2項、施行令17条 ・医師法16条の2、省令(平成14年12月11日厚生労働省令158号) ・医師臨床研修費補助事業実施要綱 ・医療関係者研修費等補助金及び臨床研修費等補助金交付要綱6(1)(3)、8(1)	厚生労働省	宮城県、福島県、埼玉県、石川県、三重県、京都府、兵庫県、島根県、岡山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、熊本県、大分県
236	長野県	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	歯科医師臨床研修費等補助金の申請等に係る都道府県経由の廃止	歯科医師臨床研修費等補助金の交付申請から実績報告までの事務について、都道府県を介すことなく国と指定医療機関との間で直接実施できることを明確化する。	・補助金適正化法26条2項、施行令17条 ・歯科医師法第16条の2 ・歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令(平成17年6月28日厚生労働省令103号) ・医師臨床研修費補助事業実施要綱 ・医療関係者研修費等補助金及び臨床研修費等補助金交付要綱6(1)(3)、8(1)	厚生労働省	宮城県、福島県、栃木県、埼玉県、石川県、京都府、大阪府、兵庫県、島根県、岡山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、大分県
237	大阪市、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、関西広域連合	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	「処遇改善等加算Ⅰ」の認定に係る勤務証明書の発行・収集業務の負担軽減	「処遇改善等加算Ⅰ」の認定に必要となる保育士等の職員の勤務状況確認について、全国一律で保育士の勤務状況のデータベース化を図り、そのデータで加算認定ができる仕組みの構築や、現在勤務証明書が収集できない場合に例外的に認められている年金加入記録等での確認を通常の運用とする等、経験年数確認の事務負担の軽減を求める。	子ども・子育て支援法 公定価格に関するFAQ(よくある質問)(Ver.12(平成30年9月27日時点版))	内閣府、文部科学省、厚生労働省	秋田県、千葉市、川崎市、鎌倉市、浜松市、豊田市、池田市、吹田市、高槻市、富田林市、東大阪市、島本町、南あわじ市、島根県、広島市、徳島市、佐世保市、大分県、宮崎県、宮崎市
269	指定都市市長会 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; color: red; font-weight: bold;">重点16</div>	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	生活保護法における介護機関の指定に関するみなし規定の範囲の拡大	生活保護法第54条の2別表第2下欄に、介護保険法各条項に規定される「指定の効力の停止が行われた場合」を追加すること。	・生活保護法第51条、第54条の2(別表第2) ・介護保険法	厚生労働省	宮城県、千葉市、神奈川県、石川県、福井市、名古屋市、大阪府、八尾市、高松市、八幡浜市、熊本市、宮崎市

(1)内閣府と関係府省との間で調整を行う提案(182件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
270	指定都市市長会	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	自立支援医療(精神通院)の支給認定の有効期間等の延長	自立支援医療(精神通院)の支給認定の有効期間並びに自己負担上限額の決定及びその決定に必要な課税状況等の確認を現行の1年から2年に延長する。	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第55条	厚生労働省	宮城県、秋田市、白河市、日立市、石岡市、千葉市、八王子市、新潟県、小松市、豊橋市、刈谷市、大阪府、兵庫県、南あわじ市、徳島市、八幡浜市、熊本市、鹿児島市
271	指定都市市長会	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	老人福祉法施行規則に基づく届出書類等の簡素化	介護サービス事業者からの申請及び届出について、老人福祉法の届出書類等を簡素化する。	・老人福祉法第14条及び第15条等 ・老人福祉法施行規則第1条の9、第1条の14及び第2条等	厚生労働省	千葉県、千葉市、八王子市、新潟県、名古屋市、堺市、八尾市、岡山県、愛媛県、福岡県、宮崎市
273	指定都市市長会	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	建築基準法上の容積率不算入部分として交通広場等を取り扱うこと。	建築基準法の容積率制限は道路、公園等の公共施設の供給・処理能力とのバランスを保ち市街地環境の悪化を防止する目的として行われているものとされている。一方で交通広場は実質的に建築利用の規模等への影響がほとんどなく、公共交通の利便性向上によって周辺交通環境改善等につながるとともに、都市施設等に位置付けることで担保性、公共性が保たれるため、容積率算定から除外しても支障がないと考えられることから、交通広場等について地方自治体が都市計画の都市施設などに位置付けた場合に容積率不算入とする仕組みを求める。	建築基準法第52条 建築基準法施行令第2条	国土交通省	京都市、宮崎市
274	指定都市市長会 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; color: red; font-weight: bold;">重点19</div>	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	所有者不明空き家に対する地方公共団体への財産管理人選任申立権の付与	所有者不明空き家に関し、地方公共団体(市町村)への財産管理人選任の申立権を付与することを求める。	民法第25条～第29条(不在者財産管理人)、民法第951条～第959条(相続財産管理人)、空家等対策の推進に関する特別措置法	総務省、法務省、国土交通省	いわき市、須賀川市、ひたちなか市、多治見市、豊橋市、春日井市、大阪府、八尾市、米子市、大村市、宮崎市

(1)内閣府と関係府省との間で調整を行う提案(182件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
275	指定都市市長会	B 地方に対する規制緩和	その他	各種選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における未使用の投票用紙の保存期間の見直し	未使用の投票用紙の保存期間については、選挙等の効力の確定までの期間としていただきたい。	【各種選挙の投票用紙】 ・公職選挙法第71条 ・公職選挙法施行令第45条、第77条 ・昭和51年6月「敦賀市長選挙無効等確認請求事件」に係る名古屋高裁の判決 【国民審査の投票用紙】 ・最高裁判所裁判官国民審査法第24条 ・最高裁判所裁判官国民審査法施行令第7条	総務省	盛岡市、宮城県、ひたちなか市、小平市、新潟市、豊橋市、大阪市、山陽小野田市、徳島市、高松市、福岡県、大田市、五島市、熊本市、中津市、宮崎市、鹿児島市
276	指定都市市長会 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">重点1</div>	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	地域型保育事業の確認の効力の制限の廃止	地域型保育事業の確認の効力について、特定教育・保育施設型と同様、施設の所在市町村が確認を行うことで無条件で全国に効力を有するよう措置をされたい。	子ども・子育て支援法31条、43条	内閣府、厚生労働省	札幌市、大阪市、池田市、南あわじ市、広島市、松山市、熊本市
278	指定都市市長会 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">重点9</div>	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	障害児入所施設における重度障害児支援加算費の適用要件の緩和について	重度障害児支援加算費の適用要件について、障害児入所施設の小規模グループケア化に対応できるよう、加算対象の施設要件を緩和する。	児童福祉法24条の2、児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準、重度障害児支援加算費実施要綱	厚生労働省	魚沼市、熊本市
279	指定都市市長会	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	栄養教諭等の配置基準の民設共同調理場への拡大	国が定める栄養教諭及び学校栄養職員の配置基準に民設民営の学校給食センター等を加えるよう求める。	・学校教育法第37条第2項、第13項 ・公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律第8条の2 ・学校給食法第6条、第7条、第10条	文部科学省	京都府、大阪府、寝屋川市、熊本市

(1)内閣府と関係府省との間で調整を行う提案(182件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
282	指定都市市長会	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	幼保連携型認定こども園に係る制度及び施設整備の所管の一元化	幼保連携型認定こども園に係る制度及び施設整備の所管の内閣府への一元化を求める。	児童福祉法56条の4の3、保育所等整備交付金交付要綱、認定子ども園施設整備交付金交付要綱ほか	内閣府、文部科学省、厚生労働省	札幌市、旭川市、秋田県、福島県、いわき市、須賀川市、新潟県、愛知県、豊橋市、豊田市、大阪府、大阪市、高槻市、茨木市、和泉市、兵庫県、西宮市、南あわじ市、鳥取県、島根県、徳島市、愛媛県、高知県、佐世保市、大村市、熊本市、宮崎県、宮崎市、鹿児島市、九州地方知事会
283	指定都市市長会 重点21	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	特定空家等に対する代執行時の動産の取扱いについての明確化	空家等対策の推進に関する特別措置法第14条における代執行時の特定空家等の中の動産の取扱いについて、具体的な保管期間及び保管期間経過後に市町村長が当該動産を処分できることを、空家等対策の推進に関する特別措置法上に規定していただきたい。	空家等対策の推進に関する特別措置法第14条 「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)	総務省、国土交通省	須賀川市、三鷹市、大垣市、多治見市、豊橋市、京都市、八尾市、神戸市、松山市、大村市、宮崎市
286	東大阪市	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	企業主導型保育事業に係る助成決定の迅速な情報共有	企業主導型保育事業の助成決定に係る(公財)児童育成協会ないし事業実施者から市町村への迅速な情報提供を求める。	子ども子ども支援法、企業主導型保育事業費補助金実施要綱	内閣府、厚生労働省	旭川市、仙台市、秋田県、横浜市、川崎市、大阪府、大阪市、高槻市、茨木市、富田林市、兵庫県、鳥取県、島根県、広島市、松山市、熊本市、宮崎県、宮崎市
287	羽島市 重点20	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	未登記の空き家に係る不動産登記法の表題部記載事項(面積、建築年、建物図面等)等に相当する固定資産税情報の調査権限の付与	未登記の空き家について、固定資産税の課税情報のうち、不動産登記法の表題部記載事項(面積、建築年、建物図面等)などに相当する情報の調査権限を与えて欲しい。	空家等対策の推進に関する特別措置法 固定資産税の課税のために利用する目的で保有する空家等の所有者に関する情報の内部利用等について(平成27年2月26日付け国住備第943号・総行地第25号)	総務省、国土交通省	須賀川市、ひたちなか市、三鷹市、川崎市、多治見市、京都市、米子市、大村市、宮崎市

(1)内閣府と関係府省との間で調整を行う提案(182件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
288	石川県	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	自然環境整備交付金の申請手続きの改善について	自然環境整備交付金について、交付申請時の本工事費内訳、測量設計費内訳等の添付を不要とすること	自然環境整備交付金交付要綱	環境省	福島県、大阪府、岡山県、島根県、愛媛県、宮崎県
292	山形県、新庄市、村山市、天童市、河北町、最上町、大蔵村、高畠町、三川町、庄内町、遊佐町	B 地方に対する規制緩和	その他	「水産業強化支援事業」における施設整備支援の対象となる「改築」の範囲の見直し	老朽化したサケふ化施設の機能を維持するための改築のうち、耐用年数を経過していても、機能向上を併せた長寿命化が可能な施設の改築については、「水産業強化支援事業」の交付の対象となるよう、同事業の施設整備支援の対象となる「改築」の範囲を見直すこと。	水産関係地方公共団体交付金等交付要綱 水産関係地方公共団体交付金等実施要領 水産関係地方公共団体交付金等実施要領の運用について	農林水産省	神奈川県、広島市
293	富山県	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育所等の実地監査の効率的な実施方法の周知等について	保育所及び幼保連携型認定こども園の実地監査について、監査内容の弾力的な運用を検討するにあたり、好事例や留意事項を示すなど、効率的な実施方法を周知していただきたい。	児童福祉法施行令第38条、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第19条第1項、 「児童福祉行政指導監査の実施について(通知)」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査について(通知)」	内閣府、文部科学省、厚生労働省	福島県、須賀川市、石川県、豊橋市、大阪府、八尾市、南あわじ市、広島市、松山市、宮崎県
294	金武町	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	病児保育事業の配置基準緩和可能地域の明確化	病児保育事業において、「離島・中山間地その他の地域で病児保育の利用児童の見込みが少ないと市町村が認めた上で、医療機関併設型で定員2人以下の場合」には、配置基準を緩和して実施できることとされているが、「離島・中山間地その他の地域」を明確化すること。	児童福祉法、病児保育事業実施要綱	内閣府、厚生労働省	南あわじ市
295	鳥取県、中国地方知事会 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">重点15</div>	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	介護福祉士実務者研修における看護師、准看護師(以下、「看護師等」という。)の一部科目(医療的ケア)受講免除	看護師等が、介護福祉士実務者研修を受講する際に、一部科目(医療的ケア)の受講を免除すること	平成25年5月23日付け事務連絡「実務者研修にかかるQ&A集の送付について(その3)」の通し番号3	厚生労働省	福島県、埼玉県、徳島県

(1)内閣府と関係府省との間で調整を行う提案(182件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
296	鳥取県、滋賀県、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、中国地方知事会 重点27	B 地方に対する規制緩和	運輸・交通	自家用自動車による貨物の有償運送期間の中山間地域における規制緩和	現在、道路運送法第78条3項で認められている貨物の自家用有償運送は、都市部と地方では物流サービスの持続可能性が異なるにも関わらず全国一律の基準で繁忙期のみ認められているが、これを中山間地においては、地方公共団体が主宰する協議会等において、地域の物流サービスの確保のために必要である旨の協議が整った場合には年間を通して認めていただきたい。	道路運送法第78条 年末年始及び夏季等繁忙期におけるトラック輸送対策について(自動車交通局貨物課長通知、国自貨第91号平成15年2月14日、一部改正国自貨第16号平成26年6月9日)	国土交通省	
298	鳥取県	B 地方に対する規制緩和	その他	個人番号カード交付事業費補助金、個人番号カード交付事務費補助金及び社会保障・税番号制度システム整備費補助金に係る都道府県経由事務の廃止	個人番号カード交付事業費補助金、個人番号カード交付事務費補助金及び社会保障・税番号制度システム整備費補助金において、都道府県以外の者が補助事業者となる場合の都道府県経由事務を廃止すること。	個人番号カード交付事務費補助金交付要綱、社会保障・税番号制度システム整備費補助金交付要綱	総務省、厚生労働省	宮城県、鹿沼市、川崎市、高山市、浜松市、愛知県、三重県、大阪府、兵庫県、岩国市、宮崎県
300	鳥取県、日本創生のための将来世代応援知事同盟 重点2	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	里帰り出産時等における一時預かり事業の対応の明確化について	一時預かり事業の利用対象児童について、里帰り出産時など、居住地の保育所に入所・在籍している乳幼児を居住地外の保育所等でも受け入れ可能かどうか明確にするとともに、受け入れた場合の補助金の全国統一単価の創設や施設型給付の取り扱いの明確化を求める。	児童福祉法第34条の12、児童福祉法施行規則第36条の35第1号	内閣府、厚生労働省	旭川市、荒川区、川崎市、南あわじ市、米子市、山陽小野田市
301	川口市	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	医療機関受診の際の、身分証の提示を求める権限の付与	被保険者証のなりすまし使用への対策として、患者から被保険者証の提示を受けた際、その内容に疑義があると医療機関が判断した場合、医療機関が患者に本人確認ができる身分証(マイナンバーカード・運転免許証等)の提示を求めることができる規定を設けるよう求める。	健康保険法施行規則第53条、保険医療機関及び保険医療養担当規則第3条	厚生労働省	宮城県、豊橋市、田川市

(2) 関係府省における予算編成過程での検討を求める提案 (18件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
11	岩手県、盛岡市、宮古市、陸前高田市、西和賀町、洋野町、一戸町、秋田県	B 地方に対する規制緩和	産業振興	仮施設有効活用等事業の助成対象要件	完成5年経過後の仮施設について、客観的に仮施設としての役割を終えたことを理由とする撤去等を助成対象とするよう要件の見直しを求める。	仮施設有効活用等事業に係る助成金交付規程第4条第4項	経済産業省	福島県、川崎市
35	島根県、中国地方知事会	B 地方に対する規制緩和	その他	情報提供ネットワークシステムでのDV等被害者の情報共有	各市町村の「住民記録システム」に記録されているDV等支援対象者の情報を、「住民基本台帳ネットワークシステム」上の本人確認情報と紐付けし、「情報提供ネットワークシステム」と連携させることで、全国の自治体(市町村間及び都道府県間)で情報共有できるようにすること。	・住民基本台帳制度におけるDV等被害者への支援措置 (1)住民基本台帳法第11条、第11条の2、第12条、第12条の2～3、第20条 (2)配偶者暴力防止法第1条第2項 (3)ストーカー規制法第7条 (4)児童虐待防止法第2条 ・番号利用法第19条第7号 (1)DV・虐待等被害者に係る不開示コード等の設定に関する基本的な対応等について(平成29年7月13日事務連絡) (2)DV・虐待等被害者に係る不開示コード等の設定に関する事例の送付について(平成29年7月14日事務連絡) (3)マイナポータル「お知らせ機能」の利用における留意事項について(平成29年8月9日事務連絡) (4)DV・虐待等被害者に係る不開示コード等の設定に関する留意事項について(平成29年11月8日事務連絡)	内閣府、警察庁、総務省、厚生労働省	熊谷市、神奈川県、川崎市、長野県、豊橋市、高槻市、島本町、神戸市、南あわじ市、徳島市、糸島市、宮崎県
46	倉敷市	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	「借上型仮設住宅」借り換えの柔軟な運用	引っ越し費用、敷金礼金、仲介手数料などは被災者負担、かつ、現在より家賃が低い物件への転居については、自己都合によるものであっても「借上型仮設住宅」の借り換え(特に被災地域である真備町内)を可能とできるような運用を望む。	災害救助法	内閣府	須賀川市、川崎市、石川県、多治見市、八尾市、愛媛県、宇和島市、宮崎市

(2) 関係府省における予算編成過程での検討を求める提案 (18件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
80	米子市	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	一時預かり事業における補助区分の細分化	一時預かり事業について補助区分を細分化する等より受入実態に即した制度とすること。	子ども・子育て支援法、児童福祉法、子ども・子育て支援交付金交付要綱	内閣府、厚生労働省	秋田県、川崎市、豊橋市、鳥取県
147	中核市市長会	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	「借り上げ型仮設住宅」の借り換えを柔軟に運用	災害救助法に基づく救助として行われる、応急仮設住宅の供与のうち、借り上げ型仮設住宅の借り換え要件に関して、家賃減額又は同額となり、かつ転居にかかる費用(引越し費用、敷金礼金、仲介手数料等)は自己負担とする場合については、公費負担が増大することは無く、災害発生後に個別案件の協議に要する時間も無いことから、転居を認める条件として追記することについて、要件緩和を求めるものである。	災害救助法	内閣府	須賀川市、埼玉県、川崎市、八尾市、宇和島市
156	大阪府、滋賀県、京都府、京都市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	B 地方に対する規制緩和	その他	地方創生推進交付金制度の対象分野・交付金使途等の緩和	地方創生事業について、地方が自身の創意工夫によって主体的かつ安定的に取り組を進められるよう、地方負担の軽減や対象分野の制約の緩和など使い勝手の良い制度とすること。 具体的には、①対象分野の拡大 ②地域再生計画作成の簡素化 ③交付金使途の制約の緩和を図りたい。	地方創生推進交付金制度	内閣府	北海道、盛岡市、福島県、群馬県、横浜市、富山県、石川県、長野県、大垣市、多治見市、浜松市、名古屋市、豊橋市、島根県、高松市、愛媛県、松山市、高知県、朝倉市、熊本市、宮崎県
182	大分市、別府市、日田市、佐伯市、豊後高田市、宇佐市、国東市、姫島村、日出町、玖珠町	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	「教育支援体制整備事業費補助金」の運用の改善	「教育支援体制整備事業費補助金」において、医療的ケアのための看護師配置のための経費の実施対象に幼稚園を含むよう見直す。	教育支援体制整備事業費補助金交付要綱	文部科学省	豊田市、三重県、京都市、南あわじ市、鳥取県、八幡浜市、熊本市
194	兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、堺市、神戸市、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	災害救助法における「救助」の範囲への家屋被害認定調査等の追加	災害救助法で「救助」として規定されている応急仮設住宅の供与を行うための経費として、罹災証明書の発行業務(その前提となる家屋被害認定調査を含む)に要する経費を災害救助費の対象とすること。	・災害救助法第4条 ・災害救助法施行令第3条	内閣府	川崎市、多治見市、愛媛県、熊本県

(2) 関係府省における予算編成過程での検討を求める提案 (18件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
195	兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、堺市、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	被災者生活再建支援制度についての支援対象の拡大(被災全地域への適用、半壊世帯への適用)	被災者生活再建支援制度について、同一の災害により被害を受けた全ての地域が平等に支援対象とすること。住民の生活の安定と被災地の速やかな復興を可能とするため、全壊及び大規模半壊に加えて、各種災害において多数発生している半壊世帯も支援対象とすること。	被災者生活再建支援法第2条第2号 被災者生活再建支援法施行令第2条	内閣府	宮城県、栃木県、埼玉県、愛媛県、高知県、熊本県、熊本市
200	厚真町、安平町、むかわ町	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	災害公営住宅事業(一般災害)の指定要件の見直し	「滅失した戸数が被災地全域で500以上」となっている災害公営住宅整備事業(一般災害)の指定要件の一部を、「滅失した戸数が被災地全域でおおむね500戸以上」とし、柔軟な適用を可能とする。	公営住宅法8条1項1号	国土交通省	須賀川市、川崎市
201	厚真町、安平町、むかわ町	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	災害公営住宅の入居者資格要件の規制緩和	一般災害に係る災害公営住宅整備事業で建設する災害公営住宅の「入居者資格要件」について、公営住宅法23条の規定により一定の所得以下の者が対象となっているが、災害により住居が滅失した者を対象として、過去の大規模災害と同様に収入要件をなくす。もしくは「入居者資格要件」を、地域が自ら決められるようにする。	公営住宅法23条 公営住宅法施行令6条 (大規模災害の場合、被災市街地復興特別措置法21条の適用がある)	国土交通省	須賀川市、川崎市、熊本県
224	九州地方知事会	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	施設型給付費等に係る加算項目の簡略化	施設型及び地域型保育給付費に係る加算項目について、全国的にも実施率が高い項目(所長設置加算等)を基本単価に組入れる	子ども・子育て支援法、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等	内閣府、文部科学省、厚生労働省	秋田県、川崎市、豊田市、大阪市、南あわじ市、島根県、山陽小野田市、徳島市、諫早市
233	長野県	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	災害救助法に係る一般基準の見直し	災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準における避難所開設期間の見直し	災害救助法第4条第3項 災害救助法施行令第3条第2項 内閣府告示第228号第2条第1号へ	内閣府	多治見市、鳥取県、徳島県、熊本県
239	大阪市、京都府、京都市、大阪府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	「賃借料加算」の地域区分の適正化	「賃借料加算」については、現在の区分設定の根拠を明確にした上で、地域特性が反映されるよう、市町村毎の設定とする。	「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」(平成27年3月31日内閣府告示第49号)	内閣府、厚生労働省	船橋市、川崎市、愛知県、高槻市、南あわじ市、佐世保市

(2) 関係府省における予算編成過程での検討を求める提案 (18件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
240	大阪市	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	公立学校施設整備費国庫負担事業における「前向き整備」の算定日の限度の緩和	公立学校施設の整備に係る公立学校施設整備費国庫負担事業において、現行制度上、「最大3年先の学級数を限度」とする補助条件(いわゆる「前向き整備」)について、児童数が急増している都心部の実態にあわせて、6年先程度の緩和を求めるもの	「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」第5条1項、同義務例第5条、同義務規則第2条	文部科学省	川崎市、海老名市、新潟市、豊橋市、京都府、亀岡市、岡山県、山陽小野田市、熊本市
284	東大阪市	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育士宿舎借り上げ支援事業に係る補助要件の緩和	保育士宿舎借り上げ支援事業に係る①雇用年数の要件の撤廃、②待機児童数、有効求人倍率による支給期間の短縮規定の撤廃等について。	保育対策総合支援事業費補助金交付要綱	厚生労働省	八王子市、横浜市、川崎市、浜松市、大阪府、大阪市、吹田市、高槻市、茨木市、寝屋川市、西宮市、南あわじ市
285	東大阪市	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	「母子家庭高等職業訓練促進給付金」の運用の改善	ひとり親の就労促進のため、必要な資格取得を目的として養成機関において修業する場合に支給する「母子家庭高等職業訓練促進給付金」について、地域の実態に即した給付金となるよう、運用の改善を行うこと。	母子及び父子並びに寡婦福祉法、同法施行令、同法施行規則、高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱	厚生労働省	八戸市、宮城県、ひたちなか市、新座市、千葉市、船橋市、八王子市、川崎市、石川県、福井市、富士市、愛知県、大阪市、南あわじ市、鳥取県、倉敷市、府中町、徳島県、久留米市、熊本市、宮崎市
290	山形県、山形市、鶴岡市、新庄市、村山市、天童市、東根市、河北町、西川町、最上町、大蔵村、高島町、川西町、三川町、庄内町	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	循環型社会形成推進交付金(廃止ごみ焼却施設解体)の補助対象の拡大	「循環型社会形成推進交付金」については、廃止施設の解体のみを行う場合、交付対象となっていない。ごみ焼却施設が、更新前と異なる用地での建設となった場合、高額な解体費用が支障となって未解体となり、住民不安の一因となる外、解体跡地の有効な利活用も困難となる。については、ごみ焼却施設の解体跡地の災害廃棄物の仮置き場等への利活用を前提とした解体費を、交付対象に追加していただきたい。	循環型社会形成推進交付金交付要綱第2-2 循環型社会形成推進交付金交付取扱要領18-(1)、(2)	環境省	北海道、青森県、八戸市、岩手県、宮城県、鶴岡市、群馬県、埼玉県、横浜市、茅ヶ崎市、新潟市、上越市、石川県、多治見市、浜松市、豊橋市、春日井市、小牧市、田原市、草津市、京都府、大阪府、兵庫県、米子市、出雲市、徳島県、徳島市、高松市、新居浜市、大牟田市、大村市、熊本市、八代市、中津市、宮崎市

(3) 提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案 (86件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体	理由 (今後検討・調整が必要な事項)
		区分	分野							
13	岩手県、青森県、盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、西和賀町、軽米町、一戸町、秋田県	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	災害救助法に規定する救助の種類への「福祉(介護を含む。)」の追加	災害救助法第4条の救助の種類に「福祉(介護を含む。)」を、同法第7条の「救助に従事させることができるもの」に「福祉(介護)関係者(社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員等の専門職員)」を規定し、災害時における高齢者、障がい者等の要配慮者への福祉的支援が災害救助の基本施策の一つであることを明確化	【課題】 ・災害時においては、被災者に対し、医療のほか福祉的支援が行われているが、災害救助法による救助の種類には「医療」についての規定はあるものの、「福祉(介護を含む。)」に関する規定はなく、位置付けが不明確であることから、都道府県の相互応援体制の構築及び被災自治体の要請を受けて派遣された福祉・介護等の専門職員による支援について、経費負担等の具体的な取扱いなどが課題。 【現状】 ・東日本大震災津波では被災者の避難所生活が長期的に及び、要配慮者に対する福祉・介護サービスの提供や相談支援等の適切な対処、避難所環境の改善など、様々な福祉的課題への対応の必要性が強く認められたところであり、熊本地震及び台風第10号災害、7月豪雨災害においても同様の状況。 ・熊本地震及び台風第10号災害、7月豪雨災害における本県災害派遣福祉チームの活動については、協議の結果、避難所設営に係る経費として未だに後付けで整理され、災害救助費の支弁対象とされたところ(熊本地震については旅費のみが対象)。	・災害救助法第4条、第7条 ・平成23年4月15日付事務連絡「東日本大震災」による社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣に係る費用の取扱いについて ・平成28年4月28日付事務連絡「平成28年熊本地震」による社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣に係る費用の取扱いについて	内閣府、厚生労働省	宮城県、栃木県、群馬県、埼玉県、石川県、豊橋市、半田市、大阪府、奈良県、鳥取県、徳島県、福岡県、熊本県、熊本市、宮崎市	平成28年提案募集において同様の提案があり、関係府省は「災害救助法に基づく応急救助は、発災後、応急的に行うもの」であり、「福祉」は災害に起因するものではなく、平時の日常生活においても必要な支援であり、当該支援は介護保険制度等において対応されており、「現行制度下において対応可能」としている。そのため、新たな支障事例等が具体的に示された場合に調整の対象とする案件として整理。
14	岩手県、青森県、盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、西和賀町、軽米町、一戸町、秋田県	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	「災害派遣福祉チーム」の制度化及び派遣・調整システムの構築	災害時に避難所や福祉避難所において、要配慮者個々の状態に応じた介護など、緊急に必要な支援の把握・調整を行い、要配慮者にとって良好な避難環境の整備・調整や介護、相談援助などを担う「災害派遣福祉チーム」(社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員等の専門職員で構成)を制度化するとともに、全ての都道府県において当該チームを派遣・調整するシステムを早急に構築	【課題】 ・災害時においては、被災者に対し、医療のほか福祉的支援が行われているが、災害救助法による救助の種類には「医療」についての規定はあるものの、「福祉(介護を含む。)」に関する規定はなく、位置付けが不明確であることから、都道府県の相互応援体制の構築及び被災自治体の要請を受けて派遣された福祉・介護等の専門職員による支援について、経費負担等の具体的な取扱いなどが課題。 【現状】 ・東日本大震災津波では被災者の避難所生活が長期的に及び、要配慮者に対する福祉・介護サービスの提供や相談支援等の適切な対処、避難所環境の改善など、様々な福祉的課題への対応の必要性が強く認められたところであり、熊本地震及び台風第10号災害、7月豪雨災害においても同様の状況。 ・熊本地震及び台風第10号災害、7月豪雨災害における本県災害派遣福祉チームの活動については、協議の結果、避難所設営に係る経費として未だに後付けで整理され、災害救助費の支弁対象とされたところ(熊本地震については旅費のみが対象)。	・災害救助法第4条、第7条 ・平成31年2月7日付厚生労働事務次官通知「生活困窮者就労準備支援事業費等の国庫補助について」(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金交付要綱)	厚生労働省	宮城県、栃木県、群馬県、埼玉県、石川県、豊橋市、半田市、大阪府、奈良県、徳島県、福岡県、熊本県、熊本市、宮崎市	平成28年提案募集において同様の提案があり、関係府省は「国が地方に対し、何ら規制をかけているものではなく、現行制度下において対応可能」としている。そのため、新たな支障事例等が具体的に示された場合に調整の対象とする案件として整理。

(3) 提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案 (86件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	追加共同 提案団体	理由 (今後検討・調整が必要な事項)
		区分	分野							
16	北栄町	B 地方に対する規制緩和	その他	住民基本台帳関係事務、戸籍事務及び地方税法関係事務に係る証明書等の交付に係る規制緩和	住民票の写しや戸籍等抄本、納税証明書などの証明書等の交付について、交付決定及び請求内容等の審査は公権力の行使にあたるため、民間事業者に行わせることはできないとされているが、自動交付機やコンビニ交付が普及している現状があり、民間事業者に行わせることができるようにしていただきたい。	平成27年度に支所の総合窓口業務、平成30年度には本庁舎の総合窓口業務を民間に委託したが、審査業務等のための職員を配置(職員が休暇を取得できるための職員数の配置)する必要がある、窓口業務を少人数の職員で行っていた規模の小さい自治体は、委託前と比較しても大幅な職員削減につながらず、民間委託の効果が薄い。	「住民基本台帳関係の事務等に係る市町村の窓口業務に関して民間業者に委託することができる範囲について」(平成20年3月31日総行市第75号ほか総務省) 「住民基本台帳関係の事務等に係る市町村の窓口業務の民間委託に関する質疑応答について」(平成20年9月9日事務連絡総務省) 「市町村の出張所・連絡所等における窓口業務に関する官民競争入札又は民間競争入札により民間業者に委託することが可能な業務の範囲等について」(平成27年6月4日内閣府公共サービス改革推進室) 「戸籍事務を民間業者に委託することが可能な業務の範囲について(通知)」(平成25年3月28日民一第317号法務省) 「戸籍事務を民間業者に委託することが可能な業務の範囲について」(平成27年3月31日事務連絡法務省)	総務省、法務省	苫小牧市、川崎市、高山市、豊橋市、南あわじ市、徳島市、糸島市	平成26年提案募集において同様の提案があり、総務省は「市区町村長の権限とされており、公権力の行使に当たるため民間事業者に行わせることはできない」としている。そのため、新たな支障事例等が具体的に示された場合に調整の対象とする案件として整理。

(3) 提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案 (86件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体	理由 (今後検討・調整が必要な事項)
		区分	分野							
17	北栄町	B 地方に対する規制緩和	その他	地方公営企業の出納事務等を会計管理者にも行わせることができる要件の緩和	地方公共団体が経営する企業における出納事務等については、管理者が行う事務となっている。(法第9条) 法第7条ただし書の規定により管理者を設置しないこととした公営企業においては、管理者の権限を行う地方公共団体の長が会計管理者に対して出納事務等が委任できるよう要件の緩和をいただきたい。	【根拠条文一部抜粋】 (財務規定等が適用される場合の管理者の権限) 第34条の2 地方公共団体の経営する企業に財務規定等が適用される場合には、当該企業の出納その他の会計事務及び決算に係るものについては、条例で定めるところにより、その全部又は一部を当該地方公共団体の会計管理者に行わせることができる。 【制度改正要求の内容】 財務適用企業は、地方公共団体の長が出納事務の責任者となるよりも、出納事務に習熟している会計管理者に行わせるのが事務処理の簡素化になるものと考慮されていると考えるが、法の全部を適用する企業の中にも少人数で経営している企業もあり、本規定を財務適用企業に限らず、全部適用企業にも適用できるようにしていただきたい。 【支障事例】 本町では、特別会計(職員2名)で行っていた事業を平成31年4月から法全部適用の準備を進めてきた。 出納事務は、特別会計では普通会計と同様に会計管理者が行っていたが、法適化に伴う出納事務の独自処理が事務効率を悪化させると懸念された。 そのため、普通会計において出納事務を行っている職員に対し公営企業への併任を発し出納業務を行わせることとした。 しかし、本町の普通会計部門では、会計管理者と事務職員の2名で分担して出納事務を行っており、事務職員のみに出納事務を行わせても、もう一方の者(会計管理者)が持つ出納事務のノウハウが活用できない。	地方公営企業法(第34条の2)	総務省		現行制度においても一般会計部門の職員に企業職員を併任させることで地方公営企業会計の出納事務を行わせることは可能であり、制度改正の必要性が十分に示されていないため。
36	島根県、中国地方知事会	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	災害復旧事業における事務の簡素化	災害復旧事業における国庫負担金の申請の際に提出する資料について、事務費(工事雑費)の記載を省略し、国庫負担対象経費のみを記載するよう取扱いの見直し	・災害復旧事業における国庫負担申請において、申請から災害査定(朱入れ)まで、工事雑費を含めた額で、国土交通省へ申請することとなっている ・現在、事務費に対する国庫負担は廃止されているが、手続き上は国庫負担がなされていた際の取り扱いのままとなっている ・工事雑費を含めて申請すると端数調整が必要となる場合があり、申請額の誤りにも繋がるため取り扱いを改める ・平成30年に農林水産省所管の農地等災害復旧事業においては、事務費の取り扱いを改正されたところであり、国土交通省所管の公共土木施設等の災害復旧事業においても、同様に事務費の取り扱いの見直しをお願いするもの	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第4条、第6条の3	国土交通省	栃木県、新潟県、浜松市、愛知県、京都府、大阪府、萩市、松山市、新居浜市、大分県	工事雑費は国庫負担率の算定に影響を与えているところ、申請時に記載を要する申請様式が過剰であるとは言えず、数値も機械的に算出することが可能であるため、新たな支障や論点、情勢の変化等を具体的に示す必要がある。
40	秋田県、青森県、男鹿市、湯沢市、由利本荘市、大仙市、仙北市、小坂町、羽後町、東成瀬村	B 地方に対する規制緩和	その他	JETプログラム参加者の会計年度任用職員制度への移行に係る事務の簡略化	JETプログラム参加者の会計年度任用職員制度への移行について、制度の特殊性を考慮し、会計年度につき、任用手続きと条件付き採用手続きが1回で済むように、次のいずれかの運用手続きを定めること。 ①会計年度任用職員制度の例外とし、取扱いを地方の運用に任せること。 ②会計年度任用職員制度に適合させるため、特に、初めて任用された年度の翌年度以降も継続して任用する場合の任用期間については、来日日を基準とする任用期間ではなく、4月1日～3月31日とすることを認める等、事務の簡略化に繋がる運用手続きに変更すること。	JETプログラムの任用期間は、年度途中から1年間となることから、会計年度任用職員制度に移行することにより、年に2回の任用手続きとその度毎の条件付き採用及び正式採用の判断が必要となる。 例えば、春来日の場合、4月15日～3月31日、4月1日～4月14日の2回となり、同一職員を2年目以降任用する場合も同様に2回ずつの手続きが必要となる。こうした運用は非合理的であり、不要な事務負担である。 なお、制度の詳細は、次のとおり。 ・新地方公務員法第22条の2第2項により、会計年度任用職員の任期は、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で定めるものとされているため、3月31日で一度任期を区切らなければならない。また、同条第7項により、採用から一月は条件付採用の期間となり、その間の職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となる。 ・ただし、JETプログラムは、年度途中で来日し、来日した翌日から1年間となっている。 ・JETプログラム参加者の報酬額は来日から1年ごとに期間に応じて変更しなければならない(平成30年8月24日付け総行国第140号・三省通知)が、クレアからは報酬額を変更した際は、「再度の任用」(新たな職への採用)手続きをしなければならないと考え方が示されている。 ・つまり、4月1日に新地公法に基づき「再度の任用」を行い、次に、来日から1年経過する時点で、報酬額の変更に伴い「再度の任用」手続きが必要となり、結果として任用期間が2回に分かれることになる。	・新地方公務員法第22条の2第2項及び7項 ・平成30年8月24日付け総行国第140号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴うJETプログラム参加者の会計年度任用職員制度への移行等について(通知)」(総務省自治行政局国際室長、外務省大臣官房人物交流室長、文部科学省初等中等教育局国際教育課長)	総務省	旭川市、福島県、長野県、大阪市、岡山県、大村市、熊本市、宮崎県、宮崎市	今後施行が予定されている制度改正に係る提案であり、制度改正に伴う支障を検討するのに十分な期間が経過していないため、新たな情勢変化等が示された場合に調整の対象とする案件として整理。

(3) 提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案 (86件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体	理由 (今後検討・調整が必要な事項)
		区分	分野							
42	秋田県、湯沢市、小坂町、羽後町	B 地方に対する規制緩和	その他	総務省から市町村に対する調査・照会業務に係る県経由事務の廃止	総務省から市町村に対する下記のような調査・照会業務について、県の経由事務を廃止すること。 (平成30年度に実施した調査の例) ①平成28年度決算における自治体情報システム構造改革推進事業に関する調査 ②平成27年度及び平成28年度決算における市区町村情報システム経費に関する調査 ③改元に伴う情報システム改修等の対応状況調査	現在、総務省からの調査・照会は、各市町村の回答を県で一度取りまとめし、総務省へ報告する方法となっている。取りまとめにあたっては、調査趣旨と齟齬がないよう、調査要領と市町村回答を県で一度突き合わせ、必要に応じて回答内容について問合せのうえ、回答修正を依頼する必要がある。このほか、市町村からの回答に係る問合せに対しては、県が判断することができず、国へ問合せを行う必要がある。回答取りまとめのみならず、各市町村からの質問事項や、提出期限から遅れる旨の連絡についても、県で取りまとめて総務省へ報告するよう定められている調査もある。このため、県の担当職員が対応のために多大な時間を要することとなり、負担となっている。	①平成30年6月7日付け事務連絡「平成28年度決算における自治体情報システム構造改革推進事業に関する調査について(依頼)」(総務省自治行政局地域情報政策室)及び同調査要領 ②平成30年8月14日付け事務連絡「平成27年度及び平成28年度決算における市区町村情報システム経費に関する調査について(依頼)」(総務省自治行政局地域情報政策室)及び同記入要領 ③平成31年2月4日付け総行情第13号「改元に伴う情報システム改修等の対応状況調査について(照会)」及び同記入要領	総務省	大分県	制度改正の必要性が十分に示されていないため、新たな支障事例等が示された場合に調整を行う案件として整理。
45	秋田県、岩手県、盛岡市、宮古市、一関市、陸前高田市、滝沢市、西和賀町、軽米町、一戸町、男鹿市、鹿角市、由利本荘市、大仙市、小坂町、羽後町	B 地方に対する規制緩和	その他	地域再生計画に係る申請受付時期(期限)の見直し	地方創生推進交付金を活用する事業に係る地域再生計画の認定申請の時期については、同交付金の内示後とするよう見直すこと。	地方創生推進交付金を活用する事業に係る地域再生計画の作成に当たっては、大部分が地方創生推進交付金に係る実施計画からの転記で作成することとなっているが、両計画の申請期限がほぼ同時であり、交付金実施計画作成後、短期間で地域再生計画の作成となるため、集中的な事務作業となり負担が大きい。(参考:交付金の実施計画は1月24日までメール提出、地域再生計画認定申請書は1月25日までメール提出(鑑は知事印を押印の上、郵送提出が必要)) また、地域再生計画は地方創生推進交付金申請時点での作成のため、同交付金の採択状況(内示後)により修正や取り下げ処理が発生している。取り下げとなると、地域再生計画の作成・提出、また提出後に指摘を受けて行った修正に係る作業について、不要な作業を行ったことになる。	・2018年12月21日付け事務連絡「第51回地域再生計画の認定申請に係る事前相談及び認定申請受付について」(内閣府地方創生推進事務局) ・平成30年12月21日付け事務連絡「2019年度地方創生推進交付金(先駆タイプ、横展開タイプ)に係る実施計画等の作成及び提出について」(内閣府地方創生推進事務局) ・地域再生計画認定申請マニュアル(総論)第1章1-2	内閣府	福島県、群馬県、埼玉県、横浜市、多治見市、浜松市、豊橋市、津島市、京都府、京都市、大阪府、堺市、神戸市、奈良県、島根県、高松市、愛媛県、松山市、熊本市	平成29年提案募集において同様の提案があり、内閣府は「採択事業公表後に、地方創生推進交付金に係る地域再生計画の認定申請受付を行い審査を開始する場合、現状より認定・交付決定時期が遅れてしまうことが考えられる。」と回答している。そのため、新たな支障事例等が具体的に示された場合に調整の対象とする案件として整理。

(3) 提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案 (86件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体	理由 (今後検討・調整が必要な事項)
		区分	分野							
50	福井県	B 地方に対する規制緩和	産業振興	農村産業法における人口要件の緩和	農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に定める農村地域につき、人口20万人以上の市であっても人口流出が著しい地方都市については農村地域の対象とするなど、人口要件を緩和すること	人口26万人の福井市は、農村産業法による農村地域の対象から除外されるため、農工団地の整備ができず、結果的に企業進出が進まない。	農村地域への産業の導入の促進等に関する法律(第2条)、同法施行令(第3条)	農林水産省	秋田県	平成26年提案募集において同趣旨の提案があり、当時の第2次回答で「人口が20万人を超えた時点で、既に一定程度の財政規模を持っていることから、相対的に国が支援を実施する必要性が低くなると思慮される」との回答がなされている。現行の要件の緩和が必要とする地域の特性等の新たな支障や論点、情勢の変化等を示すことが必要。
59	広島市、広島県	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	栄養教諭等の配置基準の一本化	国が定める栄養教諭及び学校栄養職員の配置基準について、民設の共同調理場を対象とした上で、公設及び民設の共同調理場に係る配置基準の算定方法を、自校調理校と同様の学校単位に改めるよう求める。	義務教育の内容・水準が自治体の財政規模等に関係なく等しく確保されるよう、国がその責務を負うべきであり、学校給食に関しても、国は、自治体が全ての児童生徒に等しい教育環境を提供できる体制を整える必要があると考える。食育等に関して非常に重要な役割を果たす栄養教諭及び学校栄養職員の配置については、「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」により標準数が定められている中で、その配置基準の対象は、教育を受ける児童生徒数とは関係なく、単に学校給食が自校調理であるか共同調理であるかによって算定方法が大きく異なり、著しく均衡を欠くものとなっている。 平成17年度に食育基本法が施行されるとともに栄養教諭制度が創設され、従前の学校栄養職員に加え新たに栄養教諭が設けられ、栄養教諭は、従来は学校栄養職員が担っていた給食管理に加え、児童生徒の発達段階等に配慮した授業などを通じた食に関する指導を行うことが必須となったにもかかわらず、栄養教諭及び学校栄養職員の配置基準は、従前の学校栄養職員の配置基準を踏襲することとされた。 学校給食を活用した食に関する実践的な指導や食育の推進、食物アレルギーへの対応など、児童生徒1人1人に対応した業務の重要性は高まっており、栄養教諭及び学校栄養職員の配置基準が実態に即していないため、学校における役割を十分に果たせるものとなっておらず、改善が必要である。 【栄養教諭・学校栄養職員の配置基準】 ①自校調理校:児童生徒数 550以上の学校に1人 550人未満の学校には4校に1人 ②公設共同調理場:児童生徒数 1,500人以下が1人 1,501人～6,000人が2人 6,001人以上が3人 ③民設共同調理場:基準対象外	・学校教育法第37条第2項、第13項 ・公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律第8条の2 ・学校給食法第6条、第7条、第10条	文部科学省	川崎市、長野県、浜松市、豊川市、豊田市、京都府、京都市、大阪府、寝屋川市、兵庫県、周南市、山陽小野田市、高松市、熊本市、宮崎県	栄養教諭及び学校栄養職員の配置基準について、具体的な支障事例が明確でなく、制度改正の必要性が十分に示されていないため。
60	広島市	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	有料道路における障害者割引制度の改善	有料道路における障害者割引制度について、割引を適用する車両の指定及び申請日以降2回目の誕生日ごとの更新手続きを撤廃し、身体障害者手帳等の提示のみで適用する方法に改めるよう求める。 また、ETC割引手続での「ETC利用対象者証明書」を省略し、既定の申請書に身体障害者手帳等のコピーを添付し、高速道路事業者等が設置する窓口へ送付すれば利用手続が行える方法に改めるよう求める。	有料道路における障害者割引制度については、「障害者に対する有料道路通行料金の割引措置について(平成15年11月6日付障発1106002号各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長あて厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部庁通知)」等により市町村福祉事務所等における事務の実施について規定され、「有料道路における障害者割引措置実施要領(平成15年7月30日付日本道路公団等策定)」により運用されているが、身体障害者手帳等の提示のみで割引を受けられるJRなど多くの公共交通機関と異なり、割引の適用が障害者1人につき1台の自動車に限定されていることや、申請日以降2回目の誕生日までに市町村福祉事務所等で更新手続きが必要であることなど、障害者支援の多様化や障害の重度化など、現代の障害者を取り巻く状況にそぐわず、利用者の利便性を損ない大きな負担となっており、本割引制度の趣旨である障害者の自立と社会経済活動への参加の支援の妨げとなっている。 また、ETC割引の手続については、現在、申請者が市町村福祉事務所等で「ETC利用対象者証明書」の交付を受け、高速道路事業者等が設置する窓口へ送付する必要があるが、市町村福祉事務所等へ出向くことが負担となっている。	・障害者に対する有料道路通行料金の割引措置について(平成15年11月6日付障発1106002号各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長あて厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部庁通知) ・有料道路における障害者割引措置実施要領(平成15年7月30日付日本道路公団等策定)	厚生労働省、国土交通省	札幌市、旭川市、苫小牧市、米沢市、白河市、日立市、石岡市、高萩市、桶川市、千葉市、江戸川区、横浜市、川崎市、平塚市、上越市、大垣市、浜松市、豊橋市、西尾市、知多市、京都市、堺市、高槻市、茨木市、南あわじ市、出雲市、防府市、徳島市、高松市、宮若市、佐世保市、大村市、熊本市、宮崎市	障害者手帳単位(人単位)での割引の実施は、障害者割引制度の趣旨と異なる利用がなされる懸念があり、制度改正の必要性が十分に示されていないため。

(3) 提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案 (86件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	追加共同 提案団体	理由 (今後検討・調整が必要な事項)
		区分	分野							
65	香川県、徳島県、愛媛県、高知県	B 地方に対する規制緩和	その他	海ごみに対する財政支援制度の要件緩和	豪雨等により突発的に大量発生する海ごみの回収・処理に対する財政支援に関して、対象要件を地域の実情に応じて緩和する。	豪雨等の災害時に発生するごみについては、県内の海域関連施設(海岸、港湾、漁港)の漂着ごみは、管理者となる沿岸各市町及び県が回収・処理を行っている。 そのような災害時に大量に発生する海岸漂着ごみの回収・処理に係る市町等に対する国の支援としては、国土交通省・農林水産省・環境省の災害対策補助金があるが、漂着量が1,000m3以上であることなど対象要件が高く設定されていることから、補助制度が活用できない。 本県においては昨年度7月豪雨災害等により、施設別に10～数百m3の漂着物があったが、要件に届かず、補助制度が活用できなかった。 漂着ごみは発生源が漂着する施設を管理する自治体と異なることもあるが、その自治体の費用負担で処理を行っている。	災害等廃棄物処理事業費補助金(環境省)	環境省	北海道、八戸市、大船渡市、福島県、石川県、豊橋市、京都府、宮崎県	補助対象要件が現在の水準であることにより、どの程度災害等廃棄物処理に支障をきたしたのか、どの程度の水準とすることを望むのかなど、具体的な支障・解決策等を示すことが必要。
66	香川県、徳島県、愛媛県、高知県	B 地方に対する規制緩和	その他	海ごみに対する財政支援制度の要件緩和	豪雨等により突発的に大量発生する海ごみの回収・処理に対する財政支援に関して、対象要件を地域の実情に応じて緩和する。	豪雨等の災害時に発生するごみについては、県内の海域関連施設(海岸、港湾、漁港)の漂着ごみは、管理者となる沿岸各市町及び県が回収・処理を行っている。 そのような災害時に大量に発生する海岸漂着ごみの回収・処理に係る市町等に対する国の支援としては、国土交通省・農林水産省・環境省の災害対策補助金があるが、漂着量が1,000m3以上であることなど対象要件が高く設定されていることから、補助制度が活用できない。 本県においては昨年度7月豪雨災害等により、施設別に10～数百m3の漂着物があったが、要件に届かず、補助制度が活用できなかった。 漂着ごみは発生源が漂着する施設を管理する自治体と異なることもあるが、その自治体の費用負担で処理を行っている。	災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業(農林水産省、国土交通省)	農林水産省、国土交通省	八戸市、福島県、石川県、豊橋市、京都府、宮崎県	補助対象要件が現在の水準であることにより、どの程度災害等廃棄物処理に支障をきたしたのか、どの程度の水準とすることを望むのかなど、具体的な支障・解決策等を示すことが必要。
73	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町	B 地方に対する規制緩和	その他	マイナンバーカードに関する統一された事務処理マニュアルの作成及び一元管理	通知カード及びマイナンバーカードに関する統一された事務処理マニュアルを作成し、一元管理する。	・通知カード及びマイナンバーカードに関する事務については、これまで事務処理要領などの各種通知や、質疑応答集の追加の中で補足的に示されているが、事務処理(例:市区町村が窓口で受付する手続き「券面記載事項変更」に関する必要手順など)についての、個別具体的な内容について一体的に示されたものがなく、対応に苦慮している。 ・事務に係る各種通知・質疑応答集について、総務省、内閣府、また地方公共団体情報システム機構等が、随時専用サイトを更新すること等で示しており、市区町村はそれぞれの確認が必要な状況となっている。 ・マイナンバー制度関連事務は、全国的に統一して行うべきものであると考えるが、事務処理内容の改正等について、各市区町村で確認し、蓄積している状況。市区町村において事務を円滑に行うため、統一的な事務処理マニュアルを作成し、各通知等の格納場所を一本化することとしてほしい。	通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領	内閣府、総務省	大船渡市、秋田市、白河市、石岡市、ひたちなか市、桐生市、朝霞市、桶川市、柏市、荒川区、川崎市、福井市、高山市、浜松市、豊橋市、豊明市、田原市、野洲市、京都市、大阪府、八尾市、島本町、神戸市、南あわじ市、串本町、倉敷市、岩国市、山陽小野田市、徳島市、高松市、糸島市、大村市、宮崎市	現行制度の具体的な支障事例及び制度改正による効果が明らかでないため、具体的な支障が示された場合に調整を行う案件として整理。

(3) 提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案 (86件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体	理由 (今後検討・調整が必要な事項)
		区分	分野							
74	松山市、八幡浜市、西条市、西予市、東温市、久万高原町、内子町、伊方町	B 地方に対する規制緩和	その他	番号法での情報連携対象に外国人生活保護情報を追加	生活保護法において外国人生活保護を法定化し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する生活保護関係情報に、外国人生活保護情報(「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)」)を含めることを求める。	<ul style="list-style-type: none"> 国の通知により生活保護事務での外国人のマイナンバーの取扱いは、マイナンバーの利用範囲の対象外とされ、マイナンバーが紐付かないようにシステム改修でアクセス制御するか、独自利用条例で外国人のマイナンバー利用を規定する必要がある。独自利用条例を策定した場合は、生活保護法又は番号法が改正される度に、当該条例を改正する必要がある。 外国人と日本人が婚姻している世帯の場合は、生活保護では世帯単位で保護を行うため、世帯単位で支給する生活保護費の情報や、世帯の保護決定情報が外国人の情報も含むことから、情報連携ができず支障が生じている。 外国人と日本人が混在する世帯のみ法定化した場合は、日本人が死亡すると外国人のみの世帯となり、日本人が死亡してから情報連携の制御を行うまでの間は、違法に情報連携した状態が発生する。 日本人と外国人が混在する世帯の場合、日本人の生活保護関係情報は情報連携の対象となるが、外国人の生活保護関係情報は情報連携の対象外であるため、実務に支障が生じる。 	生活保護法、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(厚生省社会局長通知 昭和29年5月8日 社発第382号)、「生活保護事務におけるマイナンバー導入に関する留意事項について」(厚生労働省社会・援護局保護課長通知 平成27年9月16日 社援保発0916第1号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一及び別表第二	内閣府、厚生労働省	熊谷市、千葉市、長野県、美濃加茂市、京都府、高松市、久留米市、熊本市	平成28年提案募集において同様の提案があり、関係府省は、「国民の個人情報保護に対する懸念に対応するマイナンバー法の理念を踏まえ、事務の実施について法律の根拠を持たない外国人生活保護関係情報は、情報連携の対象とすることは困難である」としている。また、外国人生活保護関係情報は、独自利用事務条例を定めることで情報連携が可能となり、現行規定により対応可能である。そのため、新たな支障事例等が具体的に示された場合に調整を行う案件として整理。
75	舞鶴市	A 権限移譲	土地利用(農地除く)	区域区分に関する都市計画の決定権限に係る市町村への移譲	都市計画法第15条第1項第2号の規定する区域区分の設定を行う権限を都道府県から市町村へ移譲すること。	<p>【制度改正の必要性】</p> <p>①主体的なまちづくりと市民への説明責任 区域区分の設定に関するまちづくりについて、意見を持った市民がいるとしても、区域区分の決定は京都府が行うため、市としてはそうした意見に限定的な回答しかできない場合もある。</p> <p>②時間短縮による事務の簡素化と効率化 京都府に決定権限があるため、公聴会を経て市民意見を取り入れた原案を府の都市計画審議会に付議する前に、府の関係所管との事前協議や調整に多くの時間が必要とされる。</p> <p>③地形的特性 舞鶴市の様に、一市一都計であり、隣接市町村と市街化区域が接していない場合、広域的な見地から区域区分の決定は必要ないと考える。</p> <p>【現在の舞鶴市における区域区分見直しの取組】 平成29年6月に、区域区分の見直し基準を策定した上で、市街化区域から市街化調整区域への編入を検討すべき候補地を公表し、同年7月から編入の要望を受け付け、地域と協議を進めている。</p>	都市計画法第15条第1項第2号	国土交通省	川崎市、横須賀市	平成26年提案募集において同様の提案があり、国土交通省は、「区域区分の有無やその方針を定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画(都市計画区域マスタープラン)については、都市計画区域が一の市町村の区域の内外にわたり指定されること、周辺市町村への影響等を総合的に勘案して定める能力が必要となることから、都道府県が定めることが適当」としている。新たな支障事例等を示すことが必要。
82	千葉市	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	生活保護法による医療機関の指定更新に係る手続きの簡素化	生活保護法(以下「法」という。)による医療機関(以下「指定医療機関」という。)の指定更新手続きにおいて、健康保険法に規定する保険医療機関又は保険薬局(以下「保険医療機関等」という。)の指定更新があったときは、その保険医療機関等は指定医療機関としての指定更新があったものとみなす措置。	<p>医療機関の指定は、平成25年の「生活保護法の一部を改正する法律」により、健康保険法による保険医療機関等と同様、6年間の更新制となり、従来の指定申請の手続きに加え、6年毎に指定更新手続きを要することとなった。</p> <p>一方、法第49条の2第2項第1号において、「当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、保健医療機関等でないときは、指定をしてはならないと規定し、また、法第52条第1項において、「指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、国民健康保険の診療方針及び診療報酬の例による。」と規定している。さらに、生活保護受給者の中には、健康保険に加入している者もあり、健康保険加入者は、健康保険と生活保護法による医療扶助を併用している。このことから、指定医療機関における診療が生活保護特有の規定ではないことは明らかである。</p> <p>しかしながら、現行法上は、一部を除く指定更新の手続きは、指定医療機関からの申請により行われるものであるため、自治体及び指定医療機関の双方に事務負担が生じている状況がある。</p> <p>【参考(千葉市)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成30年度の指定等件数:243件(内訳)指定:48件、更新:195件 令和元年5月末日時点の市内保険医療機関の指定率:90.1%(内訳)市内保険医療機関数1,718 うち指定医療機関数1,549 	生活保護法第49条、第49条の2、第49条の3等	厚生労働省	旭川市、宮城県、群馬県、埼玉県、川崎市、石川県、福井市、長野県、島田市、名古屋市、豊橋市、京都市、大阪府、八尾市、南あわじ市、奈良県、高松市、八幡浜市、熊本市、宮崎市	更新制の目的である生活保護(医療扶助)の適正化が図られない懸念があり、制度改正の必要性が十分に示されていないため。

(3) 提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案 (86件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体	理由 (今後検討・調整が必要な事項)
		区分	分野							
83	三重県	B 地方に対する規制緩和	その他	老朽管更新事業及び水道管緊急改善事業の採択基準の変更	老朽管更新事業及び水道管路緊急改善事業の採択基準である平均水道料金は、直近に行われた水道統計を基にしているため、例年11月頃に見直しされているが、前年度に行われた水道統計を基とするよう運用を見直し、予算編成時期前である8月等できるだけ早い時期に公表すること。	A市においては、平成25年度から老朽管更新事業を実施している。平成30年11月に次年度の採択基準(平均水道料金)が見直され、A市は採択基準を満たせず、平成31年度は老朽管更新事業を実施することができなくなり、次年度の事業予定を急きょ見直す必要に迫られた。	生活基盤施設耐震化等交付金交付要綱	厚生労働省	山形市、春日部市、千葉県、福井市、長野県、島田市、豊橋市、京都府、大阪府、徳島市、大村市、熊本市、宮崎県	当該事業の採択基準の変更について、制度改革による効果が明確でなく、制度改革の必要性が十分に示されていないため。
86	宮城県	B 地方に対する規制緩和	その他	埋火葬費用に充当するため、市町村担当者による死亡人の銀行預金払戻しに関する権限の明文化	行旅病人及行旅死亡人取扱法(行旅法)において、市町村が繰り替えた埋火葬費用について死亡人の遺留金銭を充当できることと定めてあることから、銀行貯金や有価証券等について、相続財産管理人を選任せずに充当が可能であることを明確にすること。	【問題の所在】 墓地、埋葬等に関する法律第9条に該当する死亡人の遺留金銭として銀行貯金がある場合、行旅法の規定に基づき遺留金銭、有価証券を当該埋火葬費用に充当することとなるが、一般の銀行の場合、死亡人の相続財産管理人でなければ払い戻しができない。しかし、相続財産管理人の選任については1件、数十万円から数百万円と多額の費用がかかる。このため、貯金の額と比較して相続財産管理人の選任費用が多額である場合は相続財産管理人の選任を行えないことから、当該埋火葬費用を回収できず不納欠損をしている市町村が存在する。 なお、ゆうちょ銀行においては、市町村担当者が死亡人の預金を払い戻すことを可能としている。	・墓地、埋葬等に関する法律第9条第1項、第2項 ・行旅病人及行旅死亡人取扱法	金融庁、厚生労働省	青森県、ひたちなか市、群馬県、桶川市、江戸川区、長野県、美濃加茂市、豊橋市、京都府、徳島県、高松市、熊本市、宮崎県	相続財産管理人を選任せずに銀行貯金や有価証券等を充当することについて、具体的な支障事例が明確でなく、制度改革の必要性が十分に示されていないため。
89	宮城県	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	都道府県が管理する国有地に関する通行認可	都道府県が旧農地法第78条の規定により管理する国有農地等のうち、道路状になっている筆について、住民の通行を法的に可能とする制度の創設。	旧農地法に基づき県が管理する国有農地については、一般住民による自由な立ち入りは認められないが、地元住民が公共の用に供されている公衆用道路であると誤認して通行している例が散見されている。現在の制度上、一般住民が自由に通行できるようにするためには、使用者に対する転用貸付を行うか、市町村等へ譲与する必要があるが、住民が応じるケースはほとんどなく、譲与についても市町村において、受け入れるための条件を満たしていないといった理由で譲与を断られるケースが多い。また、国有農地等の処分に当たっては、財務省へ引き継いだ後、売り払い等の手続きを行うという制度となっているが、財務省においても、引き受け後の処分先の目処がつかない財産については引継を受けてくれないというのが実情となっており、処分も進まない状況となっている。 よって、一般住民の通行については「不法占用」扱いになってしまうため、それを防止するために進入禁止柵の設置等を行わなければならないが、地元住民の生活に支障が出てしまうことが予想されるため、非常に対応に苦慮している。	平成21年改正前の農地法(旧農地法)第78条	農林水産省	岩手県、大阪府	これまで処分の手続等を進める中で、不法占有に当たるため閉鎖するよう指導された等の事実がなく、地元住民の生活に関わる具体的な支障を示すことが必要。
104	岡山県	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	スクールカウンセラー等活用事業の補助事業者の見直し	「スクールカウンセラー等活用事業」について、事業主体は都道府県・政令市のみとなっており、学校の実態に応じた、より機動的な配置を可能とするため、実施主体に市町村を加えること	スクールカウンセラーについては、文部科学省の方針と同様、本県においては県内の全公立小中学校(指定都市を除く)に配置している。しかしながら、県事業の予算規模を基に配置しているため、複数校を兼務させることで、全校配置を達成している。そのため、学校によって配置頻度が週1回～月1回と幅がある上、市町村が本来要望している頻度とも乖離があるのが現状である。 県としても、市町村に対して、スクールカウンセラーと連携した対応の徹底を働きかけているが、補助事業者が都道府県・指定都市に限定されていることから、各学校の現状に応じた、市町村による機動的な教育相談体制の構築に支障が生じている。	教育支援体制整備事業費補助金(いじめ対策・不登校等支援等総合推進事業)交付要綱第20条に基づく、スクールカウンセラー等活用事業実施要項の2	文部科学省	新潟市、春日井市、徳島県、久留米市	当該事業の実施主体になることについて県内市町村からの要望が確認されておらず、制度改革による効果等が見込めないため。

(3) 提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案 (86件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体	理由 (今後検討・調整が必要な事項)
		区分	分野							
106	茨木市	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	特別障害者手当等所得状況届処理事務の簡素化	特別障害者手当及び障害児福祉手当において、受給者及び実施機関の負担軽減の観点から、個々に所得状況届を提出させるのではなく、実施機関による定時所得状況届関係連名簿の作成による事務処理を原則とするよう、省令を改正すべきである。	障害児福祉手当受給者は、障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令(昭和50年厚生省令第34号)第5条の規定により、毎年8月12日から9月11日までの間に所得状況届を提出する必要があり、受給者にとって負担となっている。また、提出された所得状況届を処理する実施機関にとっても負担となっている。なお、特別障害者手当についても同様である。	障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令(昭和50年厚生省令第34号)	厚生労働省	石岡市、江戸川区、八王子市、浜松市、豊橋市、半田市、西尾市、京都市、南あわじ市、高松市、大村市、宮崎市	提案団体において、現状でも定時所得状況届関係連名簿の作成による事務処理を行っており、具体的な支障事例が示されていないため。
107	茨木市	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	特別障害者手当及び障害児福祉手当認定基準の明確化	特別障害者手当及び障害児福祉手当認定基準について、『改訂特別障害者手当等支給事務の手引き』を参照する運用をやめ、厚生労働省の通知を詳述するか、省令等で規定すべきである。	特別障害者手当及び障害児福祉手当の認定に当たっては、「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について」(昭和60年12月28日社更第162号厚生省社会局長通知)及び『改訂特別障害者手当等支給事務の手引き』を参照して行うこととされているが、『改訂特別障害者手当等支給事務の手引き』は発行されてから久しく改訂が行われていないばかりか出版もされておらず、入手困難な状況である。昭和60年12月28日付厚生社会局長通知には『改訂特別障害者手当等支給事務の手引き』を参照して事務を進めるようには明記されていないが、『改訂特別障害者手当等支給事務の手引き』には事務を行う上で必要な実務上の疑義解釈が掲載されており、それを参照しなければ、実質的には実務を行うことは困難であるため、仮に『改訂特別障害者手当等支給事務の手引き』を用いないのであれば、事務処理は困難なものになると考える。	障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令(昭和50年厚生省令第34号)	厚生労働省	白河市、日立市、石岡市、高萩市、千葉市、江戸川区、八王子市、横浜市、海老名市、大垣市、浜松市、豊橋市、豊田市、西尾市、田原市、京都市、大阪府、高槻市、南あわじ市、宍粟市、山口市、高松市、八幡浜市、大村市、熊本市	特別障害者手当及び障害児福祉手当の認定事務について、具体的な支障事例が明確でなく、制度改正の必要性が十分に示されていないため。
109	茨木市	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	移動支援事業について国が支給基準を定めた上で介護給付費に含めるよう法改正	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律において地域生活支援事業とされている移動支援事業について、国が支給基準を定めた上で介護給付費に含めるよう法改正を行うべきである。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律では、移動支援事業は市町村が行うべき事業である地域生活支援事業とされているが、生活保護法で保障する「健康で文化的な最低限度の生活」に余暇活動が含まれるというのが通説であり、厚生労働大臣が定める保護基準においても余暇活動に必要な費用も含めて算定されており、移動支援事業を市町村の裁量に委ねる現行制度では、外出困難な障害者等が最低限の余暇活動の外出支援を受けられない可能性があり矛盾を感じざるを得ない。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)	厚生労働省	宮城県、白河市、千葉市、美濃加茂市、豊橋市、大阪市、南あわじ市、山口市、徳島市、佐世保市、大村市、熊本市	具体的な支障が十分に示されておらず、また、提案団体の求める措置を実現した場合、地域の実情や利用者状況に応じた移動支援事業ができなくなる懸念があるため。
121	埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、川口市、神奈川県	B 地方に対する規制緩和	運輸・交通	住宅宿泊事業(民泊)届出時の法定提出書類に「消防法令適合通知書」を追加	住宅宿泊事業法では、住宅宿泊事業(民泊)を行うに当たり、事業者は住宅宿泊事業法施行規則に定める書類を提出することとしている。その提出書類に「消防法令適合通知書」を追加すること。	【現行制度】住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業(民泊)を行うに当たり、事業者は住宅宿泊事業法施行規則第4条第4項に定める書類を提出する必要がある。しかし、当該条項で定める書類には、事業を始める建物が消防法令に適合している場合に消防署等から交付される「消防法令適合通知書」が含まれておらず、ガイドライン(住宅宿泊事業法施行要領)において、届出時に併せて提出を求めることとしているに過ぎない。 【支障事例】ガイドラインには法的拘束力はないため、消防法令適合通知書の添付がなくても届出を受理せざるを得ない。本県では現時点での事例はないが、他自治体では発生している事例である。消防法令に適合しているか否かは、宿泊料を取って他人を泊める施設を運営するに当たり非常に重大な要件(特に、家主が不在の住宅に宿泊させる施設の届出の場合)であり、提出を受けなければ、地方自治体として最低限の安全性を確保することが困難である。現行法上では問題がなくても、一般的な観点からは、安全性を担保できない民泊施設の運営を容認していると捉えられかねない。安全性確保は全国どこでも必要であり、このような重要書類は、ガイドラインや各自治体の条例に任せるのではなく、法令に基づいた添付書類として明確に提出を求めるべきである。	住宅宿泊事業法、住宅宿泊事業法施行要領(ガイドライン)	厚生労働省、国土交通省	北海道、札幌市、青森県、仙台市、千代田区、横浜市、川崎市、豊橋市、西尾市、三重県、京都市、大阪市、高知県、福岡県、宮崎県、沖縄県	現行制度では、届出事務の簡素化のため、消防法令への適合の確認方法について自治体の実情に応じた柔軟な対応が可能となっているところ、省令における通知書の添付を義務付けるのであれば、他の確認方法では対応が困難等、具体的な支障を示すことが必要。

(3) 提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案 (86件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体	理由 (今後検討・調整が必要な事項)
		区分	分野							
123	新潟県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	介護保険法及び老人福祉法に基づく重複する申請等の一本化	介護保険法及び老人福祉法に基づく重複する申請等の一本化(平成26年大阪府等複数県からの提案事項と同様に、介護保険法上の申請があった際、老人福祉法の届出があったとする「みなし規定」を設ける。)	平成26年の提案募集において「介護保険法及び老人福祉法に基づく重複する申請等の一本化」が提案され、申請書の一本化や重複する書類の省略等が示されたところだが、介護保険法上の申請があった際、老人福祉法の届出があったとする「みなし規定」は認められなかった。しかし、法の趣旨は異なるものの、実態として介護サービス事業者と居宅サービス事業者は同一であり、分けて申請等をする必要性に乏しい。近年の働き方改革の流れからも事務の効率化、負担軽減を進める必要があり、また、届出忘れや届出先の間違いが頻発していることから、介護保険法上の申請があった際、老人福祉法の届出があったとする「みなし規定」を設ける。	・介護保険法70条、75条、86条、89条、91条 ・介護保険法施行規則 ・老人福祉法14条、14条の2、14条の3、15条、15条の2、16条 ・老人福祉法施行規則	厚生労働省	川崎市、千葉県、千葉市、八王子市、石川県、長野県、浜松市、名古屋市、大塚市、堺市、八尾市、岡山市、山口県、徳島県、香川県、高松市、愛媛県、福岡県、宮崎県	平成26年提案募集において同様の提案があり、同年の対応方針に基づき、厚生労働省から地方公共団体に対し、申請書の一本化や重複する必要書類の省略等、地域の実情に応じて手続を簡素化することは現行制度上問題ない旨周知された(平成27年4月10日事務連絡)。新たな支障事例等を示すことが必要。
128	大府市	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	空家等に対する応急安全措置の新設	台風・大雨等の気候的条件によらず、管理不全な空家等により、人の生命や財産に重大な損害を及ぼす危険な状態が切迫している場合、助言・指導、勧告、命令等の措置をとることなく、必要最小限の緊急安全措置が実施できる旨の規定を、空家等対策の推進に関する特別措置法上に設けていただきたい。	【支障事例】 空家の老朽化で外壁が前面道路に飛散しそうな状態において、台風等の強風により、通行人や地域住民等に被害をもたらす恐れがある場合、迅速な対応が求められるが、法に基づき空家の所有者に対して指導・助言等の措置を順にとっていくには一定の期間が必要である。 本市においても、一昨年、台風が来る直前に、外壁が前面道路に飛散しそうな空家があるという通報を複数件受け、かなり苦労して所有者を探し出し、対応していただいたことがある。 その際には、たまたま所有者が見つかり、かつ所有者に対応していただくことができたが、所有者が見つからなかったり、所有者に対応を拒否されたりした場合には、危険な状態が存続してしまうこととなる。 平成28年提案募集において、「台風・大雨等の緊急事態において空家等に一時的な応急措置を施すことができることを定めている条例については、空家法に抵触しない限度で有効であることから、緊急を要する場合の措置を条例で定めることは可能である」旨の見解をお示しいただいたことは承知しているが、その解釈に基づけば、条例で規定することにより応急措置の実施が可能となるのは台風・大雨等の場合のみであり、自治体の判断で機動的に緊急措置を実施することが可能となる措置内容とはなっていない。 そのため、被害をもたらす恐れがある空家に関する通報を受けたとしても、対応まで時間がかかりすぎる又は対応できないことが懸念される。	空家等対策の推進に関する特別措置法	国土交通省	いわき市、須賀川市、ひたちなか市、埼玉県、三鷹市、川崎市、豊橋市、京都市、池田市、八尾市、出雲市、大村市、五島市	平成28年提案募集において同様の提案があり、同年の対応方針で「台風、大雨等の緊急時における空家等に対する応急措置については、緊急時の対応について条例に基づき対応している事例の調査を行い、地方公共団体に平成29年中に情報提供を行う。」とされた。また、国土交通省において、台風、大雨等の緊急時における空家等に対する応急措置に関し、緊急時の対応について条例に基づき対応している事例について、国土交通省のHP上に調査の結果を掲載し、情報提供しているところ。新たな支障事例等を示すことが必要。
129	大府市	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	土地改良法手続きの簡素化	農家に事業費負担を求めない農地防災事業に係る土地改良法手続について、耐震に係る事業以外の地方自治体による申請制度の拡充や3条資格者(事業の施行に係る地域内にある土地の農家等)同意手続の省略など、法手続の簡素化に資する見直しを行うこと。	昨今の豪雨災害が頻発する中、湛水防除事業等の農地防災事業の実施は、宅地、道路、一般公共施設等にも防災効果が生じ、公共性が高いとともに、国土強靱化を推進するため、迅速な対応が求められる。しかしながら、耐震に係る事業を除いては従前どおり、3条資格者の同意が必要となっており、排水機場の施設建替え事業については、農家に事業費負担を求めない農地防災事業であるにもかかわらず、広範囲な受益区域の同意徴集が必要となるため、迅速な対応に支障となる状況にある。 土地改良区が申請する施設更新事業等の同意徴集手続きの簡素化が可能となる法制度(法第85条の3)もあるが、土地改良区が管理する土地改良施設もしくは国県市町村が管理する施設の場合は土地改良施設と一体となって機能を発揮する土地改良施設である必要があり、市町村が管理している排水機場を土地改良区が申請することはできない状況にある。 排水機場の更新事業が遅れ、ひとたび豪雨災害によって湛水被害が発生した場合、東海豪雨の例によれば、農地の湛水のみならず宅地・工場なども影響を受け、近隣住民等の生命・財産を脅かす恐れもある。 これらのことから、農家に事業費負担を求めない湛水防除等の農地防災事業についても、耐震に係る事業と同様に3条資格者の同意を必要としない制度への緩和を迅速に行っていただきたい。	土地改良法85条の2 土地改良法85条の3	農林水産省	川崎市、上越市、岐阜県、浜松市、愛知県、豊橋市、鳥取県、五島市、熊本市、宮崎県、宮崎市	平成28年提案募集において同様の提案があり、対応方針において一定の方向性が示された案件であるため、新たな支障や論点、情勢の変化等を示すことが必要。

(3) 提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案 (86件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体	理由 (今後検討・調整が必要な事項)
		区分	分野							
130	大府市	B 地方に対する規制緩和	その他	都市計画審議会の委員に議員を任命する定めの撤廃	都市計画法に基づき市が設置する都市計画審議会について、政令による委員の基準(議員を任命)の定めを撤廃する。これにより、市町村の議会の議員は、委員に就任しないこととする。	議員が都市計画審議会の委員となることで、附属機関である都市計画審議会への監視・調査機能が阻害される恐れがある。 都市計画は、都市の将来の姿を決定するものであり、中でも、都市計画法第18条の2の規定に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針(都市計画マスタープラン)」については、平成23年の地方自治法改正において義務付け・枠付けが撤廃され、策定が任意化された「基本構想」に匹敵する、市町村にとって重要な計画であると考えられる。 そのため、近年、地方自治法第96条第2項の規定により、「市町村の都市計画に関する基本的な方針(都市計画マスタープラン)」等を議会の議決すべき事件として追加する市町村が増加しつつある。 都市計画が住民の権利・利益に多大な影響を及ぼすものであるからこそ、最終的には、住民全体を代表する議決機関である議会の議決に付すべきではないかと考える。 都市計画審議会の各審議事項については、執行機関と議決機関の役割分担を踏まえつつ、地方の事情とその必要性に応じて、地方自治法第96条第2項の規定により議会の議決すべき事件に追加する、又は追加しない等の判断がなされればよいものとする。	都市計画法(昭和43年法律第100号)第77条 都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令(昭和44年政令第11号)第3条	国土交通省	鳥取県	平成28年提案募集において同様の提案があり、国土交通省において検討した結果、対応が困難な案件として整理されたところ。新たな支障や論点、情勢の変化等を示すことが必要。
136	川崎市	B 地方に対する規制緩和	その他	地方創生推進交付金申請時の事務処理期間の確保	地方創生推進交付金申請時において、補助認定要件等について早期にその内容を示し、併せて実施計画の作成、地域再生計画の作成について地方自治体への通知を行うこと。また十分な事務処理期間を確保すること。	地方創生推進交付金申請には、実施計画及び地域再生計画を作成し提出する必要がある。補助認定要件は毎年変更されるため、その内容がわからないと調整に入ることができないが、国からの事務連絡は12月後半に発出され、県を経由して市に届くのは、年末ギリギリになる。申請期間が年末年始を挟むうえ、その間に事前相談を行うなど、非常にタイトなスケジュールになっているため、十分な検討期間が確保できず、また書類作成事務が負担となっている。 また申請にあたっては、実施計画と地域再生計画の両方を作成する必要があり、地域再生計画は実施計画と同様の記載をする項目が多く、実施計画が固まらなると地域再生計画も完成しないが、内閣府からの依頼や提出先も別になっており、それぞれ決裁を取り、市長名の鑑文をつけて送付するなど負担となっている。	地域再生法	内閣府	盛岡市、福島県、新座市、千葉市、横浜市、平塚市、十日町市、長野県、大垣市、多治見市、浜松市、名古屋市、豊橋市、京都市、大阪府、堺市、神戸市、高松市、愛媛県、松山市、高知県、朝倉市、熊本市	平成29年提案募集において同様の提案があり、対応方針において、地方創生推進交付金については、「新規事業及び継続事業について、年度当初からの着手が可能となるよう、申請等のスケジュールの前倒し及び申請に係る事務連絡等の早期発出について検討する。」としており、2019年度の地方創生推進交付金については、予算案の閣議決定日に事務連絡を発出している。そのため、新たな支障事例等が具体的に示された場合に調整の対象とする案件として整理。
137	玉野市	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	老人福祉法の届出規定の見直し	老人福祉法に定められている施設のうち、介護保険法上の地域密着型サービスに該当する事業に係るものについては、届出先を都道府県知事から市町村長とする法改正を求める。	介護保険法上の申請があった場合には老人福祉法上の届出があったとみなす「みなし規定」の創設が、平成26年の提案募集においてなされ、これを受け、国の対応方針として、申請書の一本化や重複書類の省略等を周知する事務連絡が発出されたところであるが、老人福祉法第34条に規定されている大都市特例の適用を受けない一般市及び町村においては、両法の申請・届出先は依然として都道府県と市町村に分かれたままであり、両法の所管が異なる以上、申請書の一本化や重複する書類の省略は現実的に不可能な状況である。そのため、地域密着型共同生活介護等の介護サービス事業者は、介護保険法上の申請等とは別に、老人福祉法上の届出を行う必要があるが、両法の所管は都道府県と市町村に分かれており、事業者にとっては届出事務が繁雑・非効率となっている。	老人福祉法第14条、第14条の2、第14条の3、第15条、第15条の2、第16条	厚生労働省	千葉県、八尾市、愛媛県、宮崎市	老人福祉法上の届出先の変更について、施設の監督権限との整合性が明確でないなど、制度改正の必要性が十分に示されていないため。

(3) 提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案 (86件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体	理由 (今後検討・調整が必要な事項)
		区分	分野							
139	むつ市、黒石市、五所川原市、三沢市、平内町、今別町、蓬田村、鱒ヶ沢町、深浦町、西目屋村、中泊町、野辺地町、六戸町、東北町、六ヶ所村、風間浦村、三戸町、五戸町、南部町、階上町、新郷村	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	地域包括支援センターの職員配置基準(主任介護支援専門員)の見直し	市町村直営の場合(第1号被保険者数3,000人未満を除く。)は、一定の知識・経験を有する介護支援専門員を配置することとする見直しをお願いしたい。	市町村直営のセンターの主任介護支援専門員に求められる、介護支援専門員に対する日常的な個別指導・相談については、事業所内の主任介護支援専門員が対応するほうが効果的・効率的であるし、事業所内で解決できない場合は、地域ケア会議のネットワークを構築する機能を生かして、このネットワークにより地域の(主任)介護支援専門員の知識・経験を活用した指導・相談体制の構築は可能と考えるし、実際にそのような相互支援が行われている。(地域ケア会議は事業所の介護支援専門員を構成員とされているが、事業所によっては主任介護支援専門員が構成員となっているところもある。)また、2021年3月までに居宅介護支援事業所の管理者には主任介護支援専門員の配置が必須となるため、事業所内において、より相談しやすい環境ができるものと考えられる。更に、市町村においては、主任介護支援専門員を採用することは困難であること、職員が資格を取得する場合は長期間を要するがゆえに、いったん主任介護支援専門員として配置した場合は人事配置が固定化し、後任者の育成が困難となっている。	介護保険法第115条の45第2項、第115条の46 介護保険法施行規則第140条の66 地域包括支援センターの設置運営について(平成18年10月18日厚生労働省通知)	厚生労働省	中野市、南あわじ市、高松市、うきは市、熊本市	市町村直営に限定して配置要件の緩和を行うことについて、合理的な理由が十分に示されていないなど、制度改正の必要性が十分に示されていないため。
142	松原市	A 権限移譲	土地利用(農地除く)	区域区分の決定・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定権限の移譲	都市計画法第15条第1項において「次に掲げる都市計画は都道府県が、その他の都市計画は市町村が定める。 一 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画 二 区域区分に関する都市計画」と規定されているが、区域区分の決定と都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について、市への権限移譲を求める。	本市が市街化区域への編入を希望している区域であっても、大阪府が定める区域区分変更の基本方針に適合しない場合は、市街化区域へ編入できない。	都市計画法第15条第1項	国土交通省	川崎市	平成26年の提案募集において同様の提案があり、国土交通省は、「区域区分の有無やその方針を定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画(都市計画区域マスタープラン)については、都市計画区域が一の市町村の区域の内外にわたり指定されうること、周辺市町村への影響等を総合的に勘案して定める能力が必要となることから、都道府県が定めることが適当」としている。新たな支障事例等を示すことが必要。
143	松原市	B 地方に対する規制緩和	その他	利用者負担額に係る審査請求手続の統一化	利用者負担額に係る審査請求について、議会に諮問するのではなく、地方公共団体に置かれる行政不服審査会に諮問するよう措置されることを求めます。その理由については、右欄の「その他(特記事項)」に記載のとおりです。	保育所及び幼稚園に係る保育料については、公立・私立を問わず、子ども・子育て支援法に基づく利用者負担額に関する条例を定め、当該条例に定める利用者負担額を保護者から徴収する仕組みとしております。当該利用者負担額の決定については、公立保育所(公立幼稚園)にあつては、公の施設の使用料決定処分という性格を持つものであると考えています。なぜなら、内閣府のホームページに記載されている子ども・子育て支援新制度における自治体向けFAQ(別添)において、「公立施設の利用者負担額については、公の施設の使用料に該当する」との記載があるからです。そうすると、当該利用者負担額に不服がある者が、行政不服審査法に基づき不服申立てをした場合、公立保育所(公立幼稚園)に係る者である場合には、地方自治法第229条第2項に基づき議会に諮問しなければならず、また、同条第5項の規定により、不服申立前置の対象となるものと考えられます。一方で、私立保育所(幼稚園)に係る者である場合には、公の施設に該当しないことから、一般的には地方公共団体に置かれる行政不服審査会に諮問されることとなり、また、不服申立前置の対象とはならないものと考えられます。以上のように公立・私立の違いをもって、利用者負担額決定処分に対する救済手続に相違が生じることは、保育所(幼稚園)の利用者にとって理解しづらく、また、合理的な説明が困難と考えております。	子ども・子育て支援法第27条第3項第2号、地方自治法229条	総務省、厚生労働省	鎌倉市、豊橋市、神戸市、熊本市、宮崎市	平成30年提案募集において同様の提案があり、対応に苦慮している具体的な支障事例が示された場合に調整を行う案件として整理した。提案団体に状況を確認したところ、昨年から新たな状況変化が見られなかったため、同じ整理とした。

(3) 提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案 (86件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	追加共同 提案団体	理由 (今後検討・調整が必要な事項)
		区分	分野							
146	千葉県	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	看護職員業務従事者届における届出の提出を、オンライン上入力・提出が可能とし、都道府県を經由して国への届出を可能とするシステムの構築	看護職員業務従事者届(保健師・助産師・看護師・准看護師調査)のオンライン化を希望する。籍登録番号をIDとし、氏名、生年月日を利用してログインし、そこから様式に定められている届出事項を回答する形とし、回答されたデータは、まずは各都道府県へデータ送信され、チェック後国に送信するシステムの構築を希望する。なお、准看護師も同様に届出報告できるシステムを望む。 ただし、インターネット環境がない方の為に紙での届出は継続すること及び届出用紙にQRコードを掲載しシステムへリンクできる仕様を希望する。	都道府県は法令の規定により、2年ごとの年の12月31日現在における厚生労働省令で定める事項について、保健師・助産師・看護師・准看護師に対して従事状況届出を規則第3号様式により実施している。 都道府県では、従事者から提出された届出を、衛生行政報告例に定められている様式の内容ごとに集計し、集計結果を既定様式に記載してを厚生労働省へ提出している。このほか、届出内容を正確に報告するための作業(対象者への電話連絡等)に労力がかかっており、特に対象者が就労している場合、電話等の確認作業は時間的な制約を受けることになり、業務効率が悪く支障がある。 オンライン入力が可能で、集計が自動でできるシステム構築により、都道府県職員の労力の軽減が図られることが期待できる。	・保健師助産師看護師法33条 ・保健師助産師看護師法施行規則33条	厚生労働省	宮城県、仙台市、福島県、茨城県、栃木県、千葉市、川崎市、茅ヶ崎市、新潟県、新潟市、富山県、石川県、小松市、福井市、長野県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、高松市、愛媛県、福岡県、久留米市、熊本市、大分県	保健師・助産師・看護師・准看護師調査に係る事務負担軽減について、現行制度でも対応可能な部分もあり、制度改正の必要性が十分に示されていないため。
153	熊本市	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	標準授業時数の廃止	学習指導要領に定める学習内容を維持しつつ、標準授業時数の廃止を提案するもの。	児童生徒の学習の進度や興味・関心はそれぞれ異なり、全員が同一の授業時数を同一の時間帯に履修することで、同一の学習内容が身につくわけではない。学習指導要領に定める学習内容を真に定着させるためには、個別化・柔軟化した教育課程の編成を可能にする必要がある。 現行法では、教育課程の教科、時数等が定められており、より柔軟に個別化した教育課程を編成するためには支障がある。	学校教育法施行規則第51条 学校教育法施行規則第73条	文部科学省		具体的な支障事例が十分に示されておらず、また、提案団体の求める措置を実現した場合、全国一律に一定程度の教育水準を保つことができなくなる懸念があるため。
154	熊本市	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	特別支援教育就学奨励費の学用品・通学用品購入費等の定額支給化	特別支援教育就学奨励費の学用品・通学用品購入費等は、購入に要した実費を支給対象としているが、これを支弁区分に応じて定額支給することにより、事務処理の簡素化及び保護者の負担軽減を図る。	特別支援教育就学奨励費(小中学校分)の学用品・通学用品購入費、新入学児童生徒学用品・通学用品購入費については、購入に要した実費を支給対象としている。その実費確認の方法として、保護者にレシートの提出等を求め、それを学校職員が確認後、教育委員会で支給金額を決定している。そのため職員は、レシートの内容及び金額を確認するなど、大変煩雑な事務処理を行っている。 また、保護者は学用品等購入時のレシートの保存及び提出が負担となっている。	特別支援学校への就学奨励に関する法律	文部科学省	福島県、埼玉県、所沢市、入間市、神奈川県、平塚市、鎌倉市、新潟市、大野市、多治見市、浜松市、豊橋市、京都府、京都市、大阪市、兵庫県、川西市、南あわじ市、鳥取県、岡山県、高松市、愛媛県、宇和島市、久留米市、大村市、宮崎市	制度の趣旨として定額支給になじまないと考えられ、また、定額支給とした場合に、目的外使用防止の観点から必要と考えられる事後確認について、具体的な提案がなく、制度改正の必要性が十分に示されていないため。
155	熊本市	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	日本スポーツ振興センター災害共済給金支給事務の自治体からセンターへの委譲	学校・園等の管理下における児童生徒等の災害に対し、給付される災害共済給付金の支給方法について、見直しを提案するもの。	現在、災害共済給付金は、日本スポーツ振興センターから設置者(各教育委員会等)及び園・学校を經由して、保護者へ支給することとなっている。学校が保護者へ受渡しする際、各個人ごとに現金化し、受取り日を約束した上で受渡しを行っており、各学校の負担が大きい。	独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第4条第5項	文部科学省	宮城県、神奈川県、川崎市、新潟市、田原市、京都市、岡山県、徳島市、高知県、久留米市、大村市、宮崎県、宮崎市	給付に係る事務負担を日本スポーツ振興センターに移行することについて、センターの感触・意向を確認するための提案団体内の調整が必要であるため。

(3) 提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案 (86件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	追加共同 提案団体	理由 (今後検討・調整が必要な事項)
		区分	分野							
171	神戸市	B 地方に対する規制緩和	土地利用 (農地除く)	地盤国有公園における利用計画変更手続きの改善	国有土地無償貸付を受けている土地にある公園について、都市公園法の下、公園の適切な管理を行うため、公園の管理権限を委譲してもらうこと。 もしくは、事前の利用計画の変更申請を廃止し、年度末に行なっている利用状況報告に取り込む形式とすること。	利用計画を変更する場合は事前に、変更となった利用計画を近畿財務局に申請し、その承認を受けなければならない。そのため、公園内でイベントを行なう場合でも、事前の承認が必要となっている。 利用計画の変更申請は、約1ヶ月前の提出を求められており、イベント企画者との直前の打ち合わせが難しく、修正も難しい。	財務省理財局長通知 (平成13年3月30日 財理第1308号)	財務省、国土交通省	宮城県、京都市、高知県	現行制度においても1ヶ月より前に変更申請を行うことが可能であり、制度改正の必要性が十分に示されていないため。
172	神戸市	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	障害者有料道路割引制度の事務及び市民の利便性の改善について	障害者の有料道路割引制度について、申請の受け付けを郵送もしくはインターネットにより有料道路事業者が直接対応できるようにすること。	障害者の有料道路割引制度の手続きについて、各福祉事務所で制度の案内を行い、申請に基づき証明書を発行し、申請者が高速道路会社に郵送することとなっている。 更新(2年毎)の際も証明書の発行が必要であるため、年々、問い合わせや窓口への来所者が増えており、職員の対応時間や事務量が非常に多くなっている。 市民からも「手続きは直接有料道路事業者とできないか」との声が少なくない。 神戸市では年間約12,000件の申請があり、電話での問い合わせも頻繁にある。	国土交通省道路局長通知(平成15年10月30日 国道有第52号) 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知(平成15年11月6日 障発第1106002号)	厚生労働省、国土交通省	札幌市、白河市、日立市、石岡市、高萩市、桶川市、江戸川区、八王子市、横浜市、川崎市、大垣市、浜松市、豊橋市、西尾市、稲沢市、京都市、高槻市、茨木市、南あわじ市、宍粟市、出雲市、防府市、徳島市、高松市、佐世保市、大村市、熊本市、宮崎市	利用者の利便性等の観点から懸念があり、制度改正の必要性が十分に示されていないため。
177	横浜市	A 権限移譲	医療・福祉	医療計画の策定等に係る権限の指定都市への移譲	医療計画の策定等に係る権限及び地域医療構想の実現のために必要な措置に関する権限を、二次医療圏が市域で完結している指定都市に移譲できるよう制度を改めること。	横浜市は、市域で二次医療圏が完結しているが、2025年以降も引き続き医療需要の増加が見込まれるなど、県内の他の圏域と医療需要の動向が異なっている。また、県からの権限移譲により病院の開設許可等を行い、市域の医療動向を把握しているほか、救急医療提供体制の整備など、効果的な医療提供体制の確保に向けた施策を展開している。 しかしながら、 1. 医療計画は都道府県が定めるとされており、本市が基準病床数の算定や厚生労働省との協議等を直接行うことができない。 2. 地域医療構想の実現のために必要な措置(地域医療構想調整会議の運営や、過剰な病床機能への転換及び不足する病床機能の充足が進まない場合の対応)は、都道府県及び都道府県知事が行うとされ、本市の実情を踏まえた会議運営や地域の医療機関への対応が行えない。 このため、介護保険事業計画との整合性を図り、地域特性に応じて、2025年に向けた医療提供体制に取り組めるよう、 1. 医療計画の策定等に係る権限を都道府県から指定都市に移譲できるよう制度を改めること。 2. 地域医療構想の実現のために必要な措置に関する都道府県及び都道府県知事の権限を指定都市に移譲できるよう制度を改めること。	1. 医療法第30条の4 2. 医療法第30条の14、15、16	厚生労働省	名古屋市	平成26年提案募集において議論済み。全国知事会や全国市長会・全国町村会の合意が得られておらず、新たな情勢変化等が示されていないため。

(3) 提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案 (86件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体	理由 (今後検討・調整が必要な事項)
		区分	分野							
180	豊田市	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	建築確認に関する事務の権限を有する者を民間の指定確認検査機関と同等に特定行政庁も変更することを求める。	建築確認に関する事務の権限を有する者を民間の指定確認検査機関と同等に特定行政庁も変更することを求める。	・建築基準法運用・解釈の硬直化 建築基準法の運用が機関委任事務から自治事務に変わり、国からの指示である通達がなくなり、建築主事自ら採否を判断する技術的助言に変わった。このことにより国以下の組織で対応していた状況から、一個人に判断を委ねる制度に変更された。現在、各々の建築主事の解釈に広義と狭義で差がでている状態である。豊田市では木造化を推進しているが、狭義による建築主事判断で木造化の計画を断念した事もある。地域の実情にも対応した柔軟な法の運用や統一的な法の運用がなされていない状態である。 ・建築主事の担い手の減少 民間開放以降、平成14年から26年にかけて建築主事数は約2,000人から約1,500人に減少している。建築主事は確認済証の交付で名前が知れ渡ることにより、民事訴訟の発展につながる可能性もあり、市の積極的な意向に対して重圧を受けることもある。建築主事個人への負担が過大である実情をみて、豊田市では建築主事職は敬遠されて資格を取らない人材も存在する。また、建築主事が定年前に指定確認検査機関に転職したり、定年後も指定確認検査機関に再就職をしている状態である。	建築基準法第4条、第6条ほか	国土交通省	いわき市、須賀川市、川崎市、新潟市、浜松市、豊橋市、草津市、八尾市、寝屋川市、熊本市	現状の支障として示された「建築基準法運用・解釈の硬直化」の内容が明らかではなく、「建築確認の権限を特定行政庁に変更することによる効果も明らかではないため、新たな支障事例等を具体的に示すことが必要。
184	尼崎市	B 地方に対する規制緩和	その他	地方公共団体と民間企業との間の人事交流について、国と同様の人事交流の仕組みを構築	「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」と同様の制度を、地方公務員において創設することを目的として、「地方公共団体と民間企業との間の人事交流に関する法律(仮称)」の制定を求める。	現在本市では、民間企業との間で研修派遣の形態による人事交流を行っているが、この場合は身分保障の問題はないものの、給与負担の面から交流の実現は容易ではなく、実現した場合の担当職務についても、身分を有さない研修生の立場に限定された職責の範囲にとどまらざるを得ず、十分な人事交流が図れていない。 こうしたことから、手続きの透明性を担保した上で、民間企業と地方公共団体との相互理解を深め、双方の組織の活性化と人材育成を図るため、官民人事交流法と同等の制度の制定を求める。 民間からの受け入れを考えたときに、任期付職員として採用しようとしても民間を退職することは必須であり、そうなると民間が入っている退職金共済組合を脱退することになる。勤続期間が短くなり、民間からの派遣者の退職金算定に対して不利益を生じることになるため、民間の身分を持ったまま地方自治体を受け入れることができるようになることが必要である。	地方公務員法第17条(国と民間企業との間の人事交流に関する法律と同様の制度整備)	総務省	山形市、千葉市、豊橋市、香川県、松山市、五島市、宮崎県	平成26年提案募集において同様の提案があり、総務省は「現行規定により対応可能」としている。新たな支障や論点、情勢の変化等を示すことが必要。
192	兵庫県、京都府、京都市、大阪府、堺市、神戸市、和歌山県、関西広域連合	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	病児保育施設を医療機関内に併設する条件について、介護保険施設等との併設条件とする。併設条件とする。併設条件とする。	病児保育施設についても医療機関内の設備(待合・廊下・トイレ等)の共用や職員の兼務により設置できるように、介護保険施設等と同等の併設条件とすること。	【現状】 介護保険施設等を医療機関内に設置する場合は、医療法解釈に関する国通知において一定の条件(医療に支障がない、管理者の明確化、利用計画の提出等)の下で、待合・廊下・トイレ等の設備の共用や職員の兼務が認められている。 病児保育施設は医療と密接な関連があり、介護保険施設等と機能的な差異がないにもかかわらず、国通知により待合・廊下・トイレ等の設備の共用や職員の兼務が認められていない。 【支障事例】 医療機関内に併設されている病児保育施設は、児童の預り前に医師の診察を経るなど併設医療機関の管理下にある。 しかし、医療法上、医療機関内の患者利用スペースに保育関係施設を設置することは想定されていないため、医療法を厳密に適用すると待合・廊下・トイレ等の導線分離等のために工事が必要となるなど、医療機関の構造や保健所の裁量に左右され、医療機関が予見性を欠き病児保育施設の設置を躊躇することとなる。 現状では、病児保育施設の必要性に鑑みて、特例的に一定の施設共用を認めるなどの配慮が行われているものの、政令指定都市・中核市・都道府県保健所ごとの裁量に委ねられている。 例えば、県内A市が、市内に立地する病院内に、一部の病室を転用して病児保育施設を開設する計画を策定したが、構造上、階段・廊下等導線の分離ができず、保健所の指導の下、運用上の対応策を模索することとなった。対応の検討に時間を要し、半年程度開設準備が遅れた。また、病院内における病児保育施設の位置付けが明確でないことから、病院が一時的に開設に後ろ向きの姿勢を示すなどの弊害も見られた。	・厚生労働省医政局長・老健局長通知(平成30年3月27日付 医政発第0327第31号・老発0327第6号) 「病院又は診療所と介護保険施設等との併設等について」	厚生労働省	旭川市、川崎市、南あわじ市	具体的な支障事例が示されているものの、現行制度で対応可能であるため、新たな支障事例が示された場合に調整を行う案件として整理。

(3) 提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案 (86件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体	理由 (今後検討・調整が必要な事項)
		区分	分野							
205	八王子市	B 地方に対する規制緩和	その他	選挙運動用自動車に関する規格制限(公職選挙法施行令第109条の3第1項第1号に掲げられた各基準)の統一	現行の公職選挙法施行令第109条の3第1項第1号に規定されている不合理かつ実態に即していない選挙運動用自動車の規格制限について、「乗用定員10人以下で車両総重量5トン未満(上面、側面又は後面の全部又は一部が構造上開放されているもの及び上面の全部又は一部が構造上開閉できるものを除く。)」に基準を統一すること。 また、合理的かつ簡素な統一基準に基づき、立候補者、選挙管理委員会及び警察本部における混乱軽減を図るため、選挙運動用自動車に関する問い合わせ先を明確にするとともに使用条件等の法令解釈を明示すること。	選挙運動用自動車に関する規格制限は、サンルーフ等の開閉できる天窓のある自動車や車両重量2トン未満の普通貨物車について、駆動方式(二輪駆動か四輪駆動)の違いのみにより使用可否が異なるなど、合理性を欠く基準となっている。とりわけ、四輪駆動車に限っては、車両重量2トン未満である場合は開閉できる天窓のある自動車でも使用可能となっており、近年ではバン型であっても同基準を満たす車種が多く存在しているなかで、実態に即していないだけでなく、各基準間の整合すら保たれていない状態にある。 本市選管でも、市議会議員選挙の際には50名以上の候補者にこの規格制限について説明しているが、複雑でわかりにくい基準に関して多くの問い合わせがあり、選挙の都度、その対応に忙殺されている。また、立候補予定者説明会には、警視庁から警察官派遣の協力を得て、同規格制限に基づく使用可否を説明しているが、実際に使用できる自動車の車種や用途等の複雑さやわかりにくさに関して多くの苦情が寄せられている。 候補者にとって、違法な選挙運動用自動車を使用することは、公職選挙法違反となり選挙資格を失う恐れのある重要な問題である一方で、市選管においては、いかに公職選挙法施行令に定められた選挙運動用自動車の規格制限といえども、一般的な自動車の車種や用途等に関して専門性を有しておらず、交通関係法令を所管する警察署に使用可否の確認が必要である場合が多い。このため、即時的確な対応ができず、結果として不利益を候補者に与えてしまう場合がある。この他、その問い合わせ先についても市選管が警察署かで明確でないため、候補者において大きな混乱が生じているところである。	公職選挙法第141条第1項 公職選挙法第141条第6項 公職選挙法施行令第109条の3	総務省	盛岡市、宮城県、小平市、川崎市、豊橋市、松原市、高松市、新居浜市、大村市、熊本市、中津市、宮崎市、鹿児島市	選挙運動用自動車に関する規格制限については既に解釈が示されていることから、市・都選管が実態に応じて総務省にも相談しつつ、各自で対応されるべきであり、規定自体が複雑で分かりにくいことをもって制度改正の必要性を示すことは困難であるため。
209	静岡県、川崎市、行田市、本庄市、東松山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、越谷市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、富士見市、鳩山町、美里町、神川町、上里町、浜松市、沼津市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市、下田市、裾野市、伊豆市、菊川市、牧之原市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、清水町、小山町、吉田町、森町	B 地方に対する規制緩和	その他	犯罪人名簿の調製の法律上の明確化	現在、法令等の根拠がなく、市区町村の任意の自治事務として実施している(大正6年4月12日付け内務省訓令第1号を根拠にしているとの文献あり)「犯罪人名簿の調製」事務について、法律上の事務として位置付けること。	【支障事例】 平成30年4月に施行された「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」の施行に関する平成30年3月9日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知(子家発0309第1号)によると、市町村長は、都道府県等や民間あっせん機関からの「犯歴情報の照会」に対し、情報提供を行うこととされている。 静岡県内では、既に東京都内の民間あっせん機関から少なくとも2件の「犯歴情報の照会」が養親希望者の本籍地市町にきている。 しかしながら、「犯歴情報」は要配慮個人情報にあたり、実際に当該法に規定された事項を確認するために「犯歴情報の照会」があった場合、通知では各市町村の個人情報保護条例における第三者提供に関する規定の下で提供を行うものと示されているが、対応に苦慮している状況である。今のところ犯歴情報の提供が出来なかった実績はないが、犯歴情報の提供が出来なかった場合、養親希望者は養子縁組が出来ないため、時間的・金銭的な実害を被る。 市区町村において任意に「犯罪人名簿の調製」が行われているとの前提(選挙人名簿の調製に必要となるため)に立ち、当該法律の運用に、市区町村からの「犯歴情報の提供」を組み込んでいるが、任意の自治事務である以上、当該法律の運用が担保されていない状態であると考えられる。(当該法律に「欠格要件」を規定することで、市区町村に対し間接的に「犯罪人名簿の調製」を義務付けていると考えられる。) 【支障解消策】 市区町村における「犯罪人名簿の調製」を法律上の事務として義務付け、また、「犯歴情報を提供できる場合」の要件を法律上として明確化する。	なし (上記法律で欠格要件を定めているのは民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律第8条及び第26条)	総務省、法務省	秋田市、ひたちなか市、朝霞市、柏市、福井市、豊橋市、春日井市、西尾市、島本町、出雲市、宮崎市	当該事務を法律上で位置づけることによる効果が十分に示されていないため、新たな支障や論点、情勢の変化等が示された場合に調整する案件として整理。

(3) 提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案 (86件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体	理由 (今後検討・調整が必要な事項)
		区分	分野							
210	神奈川県、埼玉県、横浜市、相模原市、横須賀市、藤沢市、大阪府	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	化製場等に関する法律に基づく飼養許可の見直し	化製場等に関する法律に基づく指定区域(同法第9条第1項)において動物の愛護及び管理に関する法律に基づく第一種・第二種動物取扱業の登録(同法第10条第1項第24条の2)を得た者(同法第10条第2項第6号に規定する飼養施設に限る。)は化製場等に関する法律に基づく飼養許可(同法第9条第1項)を得たものとみなす。	現在、動物の愛護及び管理に関する法律(以下「動愛法」という。)に基づく第一種・第二種動物取扱業の登録(同法第10条第1項、第24条の2)をする場合、化製場等に関する法律(以下「化製場法」という。)に基づく飼養の許可(同法第9条第1項)が必要となることがある。 ※化製場法に基づく指定区域(同法第9条1項)において、動愛法に基づく飼養施設(同法第10条第2項第6号)内で10頭以上の犬を収容する場合確かに、化製場法に基づく飼養許可規制の目的が、公衆衛生にあるのに対し、動愛法に基づく第一種・第二種動物取扱業の登録規制の目的は、動物の健康・安全の保持等及び生活環境保全等にあり、その規制目的を異にしており、重複規制となっているわけではない。 もっとも、動愛法に基づく第一種・第二種動物取扱業の登録において満たすべき動愛法施行規則施設基準と、化製場法に基づく飼養許可において満たすべき都道府県条例施設基準は、共に一定の施設の衛生管理を求めるものとなっているため、動愛法上の登録が認められるものは、化製場法上の許可が認められる結果となっている。 このような状況下では、申請者が登録及び許可の2つの申請を行い、行政庁が登録及び許可の2つの審査を行っても、その手間が増えるだけで、非効率な事務運用となっている。	化製場等に関する法律第9条第1項 動物の愛護及び管理に関する法律第10条第1項、同条第2項	厚生労働省、環境省	青森県、福島県、川口市、豊橋市、八尾市、高松市、大牟田市、熊本市、宮崎県	化製場等に関する法律に基づく飼養許可の見直しについて、具体的な支障事例が明確でなく、制度改正の必要性が十分に示されていないため。
221	九州地方知事会	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	職業能力開発短期大学校から大学への編入学	職業能力開発短期大学校生の能力向上や進路の幅を広げるため、現在は認められていない文部科学省系4年制大学への編入学が可能となるよう制度の見直しを求めるもの。 現状では、学校教育法に定められている次の学校のみ編入学の対象とされているが、職業能力開発短期大学校も対象に含めてもらいたい。 ・短期大学(同法108条) ・高等専門学校(同法第122条) ・専修学校(同法第132条) ・高等学校専攻科(同法施行規則第100条)	職業能力開発短期大学校で履修した単位については、平成26年9月1日付け文科省高等教育局長通知により、大学での単位として認められるようになったが、編入学については認められておらず、単位互換の実績をみて判断するとされて、継続検討となっている。 しかしながら、時間割に余裕が無いという、大学への移動に相当の時間を要するため、他校へ通学して単位を取得することは物理的に不可能である。 このため、単位互換の実績ではなく、専修学校と同等以上の水準を有していることをもって、編入学の対象とすべきと考える。 (専修学校の要件) ・修業2年以上 ・総授業時間数1700時間以上 ・単位数62単位 (熊本県立技術短期大学校) ・修業2年 ・総授業時間数2808時間 ・単位数78単位(大学設置基準ベース) また、本県の職能校で行った受験者及び在校生アンケートによると、約半数の学生が大学への編入学制度の創設を希望しているが、現状では進学への道が閉ざされており、教育機関相互の連携が無いため、多様な学修機会が保障されていない。	学校教育法	文部科学省	長野県	平成29年9月27日付「構造改革特別区域の提案等に対する今後の政府の対応方針」において、関係府省庁において今後前向きに検討を進める規制改革事項として整理されており、その効果を検証するのに十分な期間が経過して、新たな情勢変化等が示されていないため。

(3) 提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案 (86件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	追加共同 提案団体	理由 (今後検討・調整が必要な事項)
		区分	分野							
231	九州地方知事会	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	宗教法人法を改正し暴力団排除規定を追加	<p>宗教法人から暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者をいう。(以下同じ。))を排除することができるよう、宗教法人法を以下のように改正し、暴力団排除規定の追加を行うこと。</p> <p>【改正案】 法人の欠格事由として (1)役員に暴力団員等が含まれていること (2)暴力団員等がその事業活動を支配するものを規定すること。</p> <p>※「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第6条と同様の内容</p>	<p>【現状】 法定受託事務として各都道府県知事は宗教法人の設立認証や規則変更認証などを所管している。宗教法人法には、暴力団員等についての欠格要件が規定されていないため排除することができない。</p> <p>【支障事例】 (1)宗教法人は、宗教法人法第6条に基づき、公益事業等を行うことができ、税制優遇が認められている一方で、暴力団員等の強い関与を受けている宗教法人がこれを利用して、暴力団の資金とする事案が過去に発生している。 (2)現在においても、暴力団員等と疑われる者が支配している宗教法人についての情報が寄せられている。 (3)既存の宗教法人に暴力団員等の関与が疑われる場合にも警察への照会を行うこともできず、暴力団員等であることを確認することができない。 (4)暴力団員等と関わりのある団体の認証を拒否したいが、宗教法人法に暴力団排除規定がないため、団体の役員に暴力団員等の疑いがあっても認証せざるを得ない。 このような法人に、適切な法人運営を期待することは困難である。</p> <p>【類似法人の状況】 なお、宗教法人と同様に公益事業を行うことを目的とする法人のうち、学校法人、社会福祉法人、NPO法人、公益財団法人及び公益社団法人があるが、これらは既に所管法令に暴力団排除規定があるため警察への照会や認定の取消し等が可能となっている。</p>	宗教法人法第6条(公益事業その他の事業)、同法第14条(規則の認証)、同法第22条(役員欠格)、同法第81条(解散命令)、同法第87条の2(事務の区分)	文部科学省	石川県、愛知県、大阪府、兵庫県、岡山県	提案団体における支障事例は現行制度の中で対応が可能であり、制度改正による効果が十分に示されていないため。
232	九州地方知事会	B 地方に対する規制緩和	その他	住民基本台帳ネットワークシステムにおける「同一住所検索」により取得する住民票情報の改善	住民基本台帳ネットワークシステムにおける「同一住所検索」により取得する住民票情報を、検索対象者と同一世帯番号の情報のみが取得されるよう改善すること。	<p>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)第19条第7号に基づく情報照会に際して行う、番号利用法別表第2の1の項第4欄に規定する住民票関係情報の照会による世帯構成の確認については、「地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン」(平成25年8月総務省公表)や「情報連携による世帯構成の確認方法について」(平成29年11月8日付け事務連絡)で示された方法(以下「ガイドラインに基づく確認方法」という。)により、次のとおり実施しているところである。 「ガイドラインに基づく確認方法」により行う「住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住民基本台帳NWS」という。))の「同一住所検索」により取得する情報は、申請書に記載された者と異なる世帯番号の者の情報が含まれていることがあるため、情報提供ネットワークシステム(以下「情報提供NWS」という。)で情報照会を行い世帯番号の確認を行う必要がある。</p> <p>【具体的な支障事例】 ・情報提供NWSによる一括での情報照会は、照会結果の取得に1日の時間を要している。 ・住民票関係情報の取得に、住基NWSと情報提供NWSの2つのシステムを使用しており、効率的でない。 ・申請者が多数入居可能な施設に居住している場合等、同一住所検索の結果、表示可能件数を超えた場合は、表示すらされない。</p>	「地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン」(平成25年8月総務省公表)「情報連携による世帯構成の確認方法について」(平成29年11月8日付け事務連絡)	内閣府、総務省	石岡市、ひたちなか市、熊谷市、八王子市、川崎市、高山市、京都市、大阪府、兵庫県、神戸市	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針において同様の提案に関する見直しの方向性が決定されており、その効果を検証するのに十分な時間が経過していないため、新たな情勢変化等が示された場合に調整の対象とする案件として整理。

(3) 提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案 (86件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	追加共同 提案団体	理由 (今後検討・調整が必要な事項)
		区分	分野							
241	関西広域連合	A 権限移譲	土地利用 (農地除く)	国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画策定権限の移譲	国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画について、策定権限の移譲を求める。	関西広域連合では、地方自治法に基づく「広域計画」を策定、推進している。国土形成計画法に基づく「関西広域地方計画」が10年毎の改訂である一方、「広域計画」は3年毎に改訂を行うなど時代の変化により的確に対応できる。「関西広域地方計画」の策定権限を関西広域連合に移譲することにより、同計画をさらに実効性のあるものとする事ができる。 広域連合では毎月、構成団体の長が一堂に会して協議を行っており、計画策定に係る的確・実質的な協議・意思決定とともに、実効性を担保できるものとなる。 また、関西広域連合は関西圏の都道府県・政令指定都市で構成されるとともに、経済団体や市町村の代表などで構成される協議会や両者との定期的な意見交換の場を有しており、これに国の地方支分部局を加えれば、「広域地方計画」策定手続きに必要な構成員とほぼ同じ構成となる。さらに、広域連合議会では、関係府県市の議員が兼職しており、議会を通じた住民の意見反映も可能となる。 以上から、広域連合は関西における計画を推し進める主体としてより適切である。	国土形成計画法第9条	国土交通省		平成26年提案募集において議論済み。国土交通省は、「広域地方計画は、全国的な視点から広域ブロック全体の自立的成長に向けた長期的な展望を示し、国内外の連携確保や当該広域地方計画の区域外にわたる施策も含めた総合的かつ戦略的な施策を盛り込んだ計画であり、国が責任を持って策定・推進していく必要がある。」、「広域地方計画協議会への参画について、広域地方計画協議会は、必要があると認めるときは、協議により、広域地方計画の実施に密接な関係を有する者を加えることができる」としている。新たな支障事例を示すことが必要。
242	関西広域連合	A 権限移譲	土地利用 (農地除く)	近畿圏整備法に基づく整備計画の決定権限・各区域の指定権限の移譲、近郊整備区域建設計画等の作成に係る国同意の廃止等	近畿圏整備法に基づく近畿圏整備計画や近郊整備区域等の各区域指定について、関西広域連合への決定権限の移譲を求めるとともに、近郊整備区域建設計画等の作成に係る国同意の廃止を求め、これが困難である場合、意見聴取の機会の付与を求める。	現在の「近畿圏整備計画」については、結果的に関西広域連合から自主的に意見を述べたものの、十分に考慮されなかったことから、根本的には国が主導する全国計画の地方版であると言わざるを得ない。 この点について、関西広域連合は政策課題において連携と調整の実績を積み重ねてきており、関西全体の発展に繋がる計画を主体的に策定できる能力を有している。 また、近畿圏整備計画は福井県、三重県も対象区域に含まれているが、両県は関西広域連合の連携団体であり、十分な調整が可能のほか、関西広域連合では市町村との意見交換会も開催しており、管内市町村の声を幅広く拾い上げることにも可能である。	近畿圏整備法第9条、第10条、第11条、第12条、第14条 近畿圏の保全区域の整備に関する法律第5条、第7条 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第3条	国土交通省		平成27年提案募集において議論済み。国土交通省は、「近畿圏整備計画は、我が国において極めて重要な圏域である近畿圏の整備について国策として策定するものであり、広域的かつ根幹となる産業基盤、国土保全、住宅・生活環境、教育、観光等に関する施設の整備に関する内容等を盛り込んだ総合的な計画として、国が責任をもって策定・推進していく必要がある。」としている。新たな支障事例を示すことが必要。
243	関西広域連合	A 権限移譲	土地利用 (農地除く)	複数府県に跨がる都市計画区域の指定権限の移譲	複数府県に跨がる都市計画区域の指定権限について、関西広域連合への移譲を求める。	都市計画区域の指定については、現在、二以上の府県にわたる場合は国の権限となっており、本来一体である地域が区域指定によって分断されることが望ましくなく、政策課題において連携と調整の実績を積み重ねてきている関西広域連合であれば、府県域を超える区域指定についても、地方の目線に立ってそれぞれの地域の実情を踏まえながら十分に調整を図り、将来にわたる調和ある発展や効率的なまちづくりに貢献することが可能となる。 将来的に更なる人口減少が見込まれる地方が持てる力をより有効に発揮するための仕組みづくりには、国や広域行政体を含めた地域の全体による補完関係を構築する必要がある。当該権限を関西広域連合に移譲することにより、地域の抱える構造的課題の解決に資すると考える。	都市計画法第5条第4項	国土交通省		平成27年提案募集において議論済み。国土交通省は、「都市計画に関する事務は、安定的かつ総合的な行政主体が、地権者との調整や、各種都市施設の管理者との協議、農業、環境、商業等各行政分野との調整を一元的に行うことが必要不可欠であり、広域連合が処理する事務にはなじまない」としている。新たな支障事例を示すことが必要。
244	関西広域連合	A 権限移譲	土地利用 (農地除く)	複数府県に跨がる重要流域内の民有林の保安林の指定・解除権限の移譲	重要流域内の民有林の保安林の指定・解除権限について、府県への移譲を基本とし、複数府県に跨がるものは、関西広域連合への移譲を求める。	解除申請については、大臣(林野庁)が申請書を受受理してから予定通知の施行まで標準処理期間が定められているものの、実際はこれを大幅に上回る期間を要している。また、指定申請についても、進達から予定通知までに1年6箇月を要している事例もあり、申請者等からの問い合わせに苦慮するケースが多数見受けられる。 加えて、現地を知らない林野庁本庁で審査をされるため、詳細な資料の作成が必要となっており、事務負担が増大しているのみならず申請処理期間の増加を助長している。 この点について、農林水産振興を含む政策課題において連携と調整の実績を積み重ねてきている関西広域連合であれば、円滑かつ効率的な処理が可能である。 当該権限を関西広域連合に移譲することにより、地域の抱える構造的課題の解決に資すると考える。 なお、過去の提案において懸念されている権限の移譲による生じる国土の保全や国民の生命・財産の保護に支障を来す事態については、同意を要する国との協議とする等により解決されると考える。	森林法第25条、第26条	農林水産省	香川県、宮崎県	平成26年提案募集において議論済み。閣議決定では、「一の都道府県内で完結する一級水系内の一級河川の全区間の都道府県への移譲が行われた場合に加え、一級河川を擁さない重要流域においては、当該流域の全ての県から要請があるときに、国と当該流域の県が協議を行い、協議が整った場合、重要流域の指定を外すことにより、当該流域の保安林の指定・解除の権限を都道府県に移譲する。」としている。新たな支障事例を示すことが必要。

(3) 提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案 (86件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	追加共同 提案団体	理由 (今後検討・調整が必要な事項)
		区分	分野							
245	関西広域連合	A 権限移譲	環境・衛生	国立公園の管理に係る地方環境事務所長権限の移譲	国立公園の各区域内の行為許可権限、立入認定権限等の地方環境事務所長権限(連合域内の山陰海岸国立公園)について、関西広域連合への移譲を求める。	法定受託し府県を経由している地方環境事務所長権限案件の場合、景観回復のための樹木の伐採といった軽微な案件にも関わらず、処理期間が1~2ヶ月程度かかるなど、事務処理に時間を要している。 この点について、広域環境保全などの政策課題において連携と調整の実績を積み重ねてきている関西広域連合であれば、円滑かつ効率的な処理が可能である。 将来的に更なる人口減少が見込まれる地方が持てる力をより有効に発揮するための仕組みづくりには、国の報告書にある地方自治体間の補完だけではなく、国や広域行政体を含めた地域の全体による補完関係を構築する必要がある。当該権限を関西広域連合に移譲し、より関西の実情を反映した施策等を実施することにより、地域の抱える構造的課題の解決に資すると考える。	自然公園法第20条第3・6・7・8項、第21条第3・6・7項、第22条第3・6・7項、第23条第3項第7号、第24条、第30条、第32条、第33条、第34条、第35条	環境省		平成26・27年提案募集において議論済み。 環境省は、「国立公園は、我が国の自然を代表する傑出した自然の風景地について、国家的見地から環境大臣が指定し、国が一義的に保護管理するものである。」としている。 新たな支障事例を示すことが必要。
246	関西広域連合	A 権限移譲	環境・衛生	国立公園に関する公園計画の決定等権限の移譲	国立公園に関する公園計画の決定等権限について、関西広域連合への移譲を求める。	現行の制度は、国が公園区域を指定し、公園計画を決定したうえで、当該計画に基づき府県が管理することとなっている。国立公園の保全と活用をめぐる価値観の多様化やニーズは急速に変化しており、充実した管理運営のため地域の環境保全の責任を担っている地方自治体のイニシアティブが発揮しにくい。 また、過去にも軽微な計画変更に約2年近く要するなどしたことがあり、機動的な対応ができていない。 この点について、広域環境保全を含む政策課題において連携と調整の実績を積み重ねてきている関西広域連合であれば円滑かつ効率的な処理が可能であるほか、公園計画の決定者と公園の管理者を統一することで、より主体的で責任ある管理が可能となる。また、関西広域連合に権限を移譲した場合であっても、自然公園法等の基準のもと公園計画決定することには変わりはなく、一定の国の関与を残す必要があるのであれば、同意を要しない協議などで対応できると考える。 将来的に更なる人口減少が見込まれる地方が持てる力をより有効に発揮するための仕組みづくりには、国や広域行政体を含めた地域の全体による補完関係を構築する必要がある。当該権限を関西広域連合に移譲することにより、地域の抱える構造的課題の解決に資すると考える。	自然公園法第7条第2項、第8条第2項	環境省		平成27年提案募集において議論済み。環境省は、「国立公園は国立公園に準ずる優れた自然の風景地であって、環境大臣が指定する公園であり、国立公園の根幹部分である公園計画は、国が責任をもって関係機関と統制する必要がある。」としている。新たな支障事例を示すことが必要。
247	関西広域連合	A 権限移譲	産業振興	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に係る事務・権限の移譲	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に係る事務・権限のうち、総合効率化計画の認定、変更認定、報告の徴収等のように府県域を跨ぐために近畿経済産業局の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から8年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。 国の報告では我が国は人口縮減期にあるとされ、将来的に圏域に応じた最適なマネジメント手法の構築が求められている。更なる人口減少が見込まれる地方が持てる力をより有効に発揮するための仕組みづくりには、国の報告書にある地方自治体間の補完だけではなく、国や広域行政体を含めた地域の全体による補完関係を構築する必要がある。当該権限を関西広域連合に移譲することにより、地域の抱える構造的課題の解決に資すると考える。	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第4条第1・4・8項、第5条第1項・2項、第7条第1・2項、第26条	農林水産省、経済産業省、国土交通省		府県域をまたぐ総合効率化計画の認定、報告の徴収等の権限が地方経済産業局にあることにより、実際の認定事務や計画執行等に支障をきたすといった支障事例や、同権限が移譲されることによる効果等が明確に示されていない。そのため、新たな支障事例等を具体的に示すことが必要。
248	関西広域連合	A 権限移譲	産業振興	伝統的工芸品産業の振興に関する法律に係る事務・権限の移譲	伝統的工芸品産業の振興に関する法律に係る事務・権限のうち、二次以降の振興計画の認定、変更の認定、認定の取消のように府県域をまたぐために近畿経済産業局の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県知事の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から8年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。 国の報告では我が国は人口縮減期にあるとされ、将来的に圏域に応じた最適なマネジメント手法の構築が求められている。更なる人口減少が見込まれる地方が持てる力をより有効に発揮するための仕組みづくりには、国の報告書にある地方自治体間の補完だけではなく、国や広域行政体を含めた地域の全体による補完関係を構築する必要がある。当該権限を関西広域連合に移譲し、より関西の実情を反映した施策等を実施することにより、地域の活性化や人口還流につながり、地域の抱える構造的課題の解決に資すると考える。	伝統的工芸品産業の振興に関する法律第4条第1項、第5条第1・3項	経済産業省		府県域をまたぐ振興計画の認定、認定の取り消し等の権限が地方経済産業局にあることにより、実際の認定事務や計画執行等に支障をきたすといった支障事例や、同権限が移譲されることによる効果等が明確に示されていない。そのため、新たな支障事例等を具体的に示すことが必要。

(3) 提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案 (86件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	追加共同 提案団体	理由 (今後検討・調整が必要な事項)
		区分	分野							
249	関西広域連合	A 権限移譲	産業振興	中小企業等経営強化法に係る事務・権限の移譲	中小企業等経営強化法に係る事務・権限のうち、経営革新計画の承認、変更の承認、報告の徴収等のように府県域をまたぐために近畿経済産業局の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県知事の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から8年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。 国の報告では我が国は人口縮減期にあるとされ、将来的に圏域に応じた最適なマネジメント手法の構築が求められている。更なる人口減少が見込まれる地方が持てる力をより有効に発揮するための仕組みづくりには、国の報告書にある地方自治体間の補完だけではなく、国や広域行政体を含めた地域の全体による補完関係を構築する必要がある。当該権限を関西広域連合に移譲し、より関西の実情を反映した施策等を実施することにより、地域の活性化や人口還流につながり、地域の抱える構造的問題の解決に資すると考える。	中小企業等経営強化法第8条第1・3項、第9条第1・2項、第46条第1・4項、第47条第1項	経済産業省		府県域をまたぐ経営革新計画の承認、報告の徴収等の権限が地方経済産業局にあることにより、実際の承認事務や計画執行等に支障をきたすといった支障事例や、同権限が移譲されることによる効果等が明確に示されていない。そのため、新たな支障事例等を具体的に示すことが必要。
250	関西広域連合	A 権限移譲	産業振興	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る事務・権限の移譲(販売事業)	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る事務・権限のうち、液化石油ガス販売事業の登録、登録の取消、基準適合命令等のように府県域を跨ぐために近畿経済産業局の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から8年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。 国の報告では我が国は人口縮減期にあるとされ、将来的に圏域に応じた最適なマネジメント手法の構築が求められている。更なる人口減少が見込まれる地方が持てる力をより有効に発揮するための仕組みづくりには、国の報告書にある地方自治体間の補完だけではなく、国や広域行政体を含めた地域の全体による補完関係を構築する必要がある。当該権限を関西広域連合に移譲し、より関西の実情を反映した施策等を実施することにより、地域の活性化や人口還流につながり、地域の抱える構造的問題の解決に資すると考える。	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条第1項、第6条、第8条、第10条第3項、第14条第2項、第16条第3項等	経済産業省		府県域をまたぐ液化石油ガス販売業の登録、登録の取消等の権限が地方経済産業局にあることにより、実際に指導・監督等に支障をきたすといった支障事例や、同権限が移譲されることによる効果等が明確に示されていない。そのため、新たな支障事例等を具体的に示すことが必要。
251	関西広域連合	A 権限移譲	消防・防災・安全	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る事務・権限の移譲(保安業務等)	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る事務・権限のうち、一般消費者等に対する保安業務の認定、保安業務の改善命令のように府県域を跨ぐために中部近畿産業保安監督部近畿支部の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から8年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。 国の報告では我が国は人口縮減期にあるとされ、将来的に圏域に応じた最適なマネジメント手法の構築が求められている。更なる人口減少が見込まれる地方が持てる力をより有効に発揮するための仕組みづくりには、国の報告書にある地方自治体間の補完だけではなく、国や広域行政体を含めた地域の全体による補完関係を構築する必要がある。当該権限を関西広域連合に移譲し、より関西の実情を反映した施策等を実施することにより、地域の活性化や人口還流につながり、地域の抱える構造的問題の解決に資すると考える。	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条第1項、第6条、第8条、第10条第3項、第14条第2項、第16条第3項等	経済産業省		府県域をまたぐ液化石油ガス販売業の登録、登録の取消等の権限が地方経済産業局にあることにより、実際に指導・監督等に支障をきたすといった支障事例や、同権限が移譲されることによる効果等が明確に示されていない。そのため、新たな支障事例等を具体的に示すことが必要。
252	関西広域連合	A 権限移譲	消防・防災・安全	電気工事業の業務の適正化に関する法律に係る事務・権限の移譲	電気工事業の業務の適正化に関する法律に係る事務・権限のうち、電気工事業の登録、登録の取消、差止命令のように府県域を跨ぐために中部近畿産業保安監督部近畿支部の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から8年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。 国の報告では我が国は人口縮減期にあるとされ、将来的に圏域に応じた最適なマネジメント手法の構築が求められている。更なる人口減少が見込まれる地方が持てる力をより有効に発揮するための仕組みづくりには、国の報告書にある地方自治体間の補完だけではなく、国や広域行政体を含めた地域の全体による補完関係を構築する必要がある。当該権限を関西広域連合に移譲し、より関西の実情を反映した施策等を実施することにより、地域の活性化や人口還流につながり、地域の抱える構造的問題の解決に資すると考える。	電気工事業の業務の適正化に関する法律第3条～8条、第9条第3項、第10条～12条、第14条～第16条、第17条第2項、第17条の2・3、第27条、第28条、第29条第1項、第30条、第33条	経済産業省		府県域をまたぐ電気工事業の登録、登録の取消等の権限が地方産業保安監督部にあることにより、実際に指導・監督等に支障をきたすといった支障事例や、同権限が移譲されることによる効果等が明確に示されていない。そのため、新たな支障事例等を具体的に示すことが必要。

(3) 提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案 (86件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	追加共同 提案団体	理由 (今後検討・調整が必要な事項)
		区分	分野							
253	関西広域連合	A 権限移譲	消防・防災・安全	高圧ガス保安法に係る事務・権限の移譲	高圧ガス保安法に係る事務・権限のうち、製造施設又は第一貯蔵所に係る指定完成検査機関及び指定保安検査機関の指定のように府県域を跨ぐために中部近畿産業保安監督部近畿支部の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から8年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。 国の報告では我が国は人口縮減期にあるとされ、将来的に圏域に応じた最適なマネジメント手法の構築が求められている。更なる人口減少が見込まれる地方が持てる力をより有効に発揮するための仕組みづくりには、国の報告書にある地方自治体間の補完だけではなく、国や広域行政体を含めた地域の全体による補完関係を構築する必要がある。当該権限を関西広域連合に移譲し、より関西の実情を反映した施策等を実施することにより、地域の活性化や人口還流につながり、地域の抱える構造的課題の解決に資すると考える。	高圧ガス保安法第20条第1項ただし書、第22条第1項第1号、第58条の22・23の第1・3項、第58条の24・27・29・30、第61条第2項、第62条第2項 等	経済産業省		府県域をまたぐ高圧ガス製造施設に係る指定完成検査機関の指定等の権限が地方産業保安監督部にあることにより、実際に指導・監督等に支障をきたすといった支障事例や、同権限が移譲されることによる効果等が明確に示されていない。そのため、新たな支障事例等を具体的に示すことが必要。
254	関西広域連合	A 権限移譲	消防・防災・安全	火薬類取締法に係る事務・権限の移譲	火薬類取締法に係る事務・権限のうち、火薬類の製造施設や火薬庫に係る指定完成検査機関及び指定保安検査機関の指定のように府県域を跨ぐために中部近畿産業保安監督部近畿支部の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から8年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。 国の報告では我が国は人口縮減期にあるとされ、将来的に圏域に応じた最適なマネジメント手法の構築が求められている。更なる人口減少が見込まれる地方が持てる力をより有効に発揮するための仕組みづくりには、国の報告書にある地方自治体間の補完だけではなく、国や広域行政体を含めた地域の全体による補完関係を構築する必要がある。当該権限を関西広域連合に移譲し、より関西の実情を反映した施策等を実施することにより、地域の活性化や人口還流につながり、地域の抱える構造的課題の解決に資すると考える。	火薬類取締法第15条第1項ただし書、第35条第1項第1号、第45条の28、第45条の29第1・3項、第45条の30・31・33・34・36、第45条の37第1項、第53条第1項第1・5・7・8号	経済産業省		府県域をまたぐ火薬類の製造施設に係る指定完成検査機関の指定等の権限が地方産業保安監督部にあることにより、実際に指導・監督等に支障をきたすといった支障事例や、同権限が移譲されることによる効果等が明確に示されていない。そのため、新たな支障事例等を具体的に示すことが必要。
255	関西広域連合	A 権限移譲	土木・建築	建設業法に係る事務・権限の移譲	建設業法に係る事務・権限のうち、建設業の許可、営業停止、許可の取消のように府県域を跨ぐために近畿地方整備局の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から8年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。 国の報告では我が国は人口縮減期にあるとされ、将来的に圏域に応じた最適なマネジメント手法の構築が求められている。更なる人口減少が見込まれる地方が持てる力をより有効に発揮するための仕組みづくりには、国の報告書にある地方自治体間の補完だけではなく、国や広域行政体を含めた地域の全体による補完関係を構築する必要がある。当該権限を関西広域連合に移譲し、より関西の実情を反映した施策等を実施することにより、地域の活性化や人口還流につながり、地域の抱える構造的課題の解決に資すると考える。	建設業法第3条第1項、第3条の2第1項、第5条、第7条、第11条第1～5項、第12条、第13条、第15条等	国土交通省		府県域をまたぐ建設業の許可、営業停止、許可の取消の権限が地方整備局にあることにより、実際に建設業許可等に支障をきたすといった具体的な支障事例や同権限が移譲されることによる効果等が明確に示されていない。そのため、新たな支障事例等を具体的に示すことが必要。
256	関西広域連合	A 権限移譲	土木・建築	宅地建物取引業法に係る事務・権限の移譲	宅地建物取引業法に係る事務・権限のうち、宅地建物取引業の免許、免許の取消、許可の取消のように府県域を跨ぐために近畿地方整備局の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から8年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。 国の報告では我が国は人口縮減期にあるとされ、将来的に圏域に応じた最適なマネジメント手法の構築が求められている。更なる人口減少が見込まれる地方が持てる力をより有効に発揮するための仕組みづくりには、国の報告書にある地方自治体間の補完だけではなく、国や広域行政体を含めた地域の全体による補完関係を構築する必要がある。当該権限を関西広域連合に移譲し、より関西の実情を反映した施策等を実施することにより、地域の活性化や人口還流につながり、地域の抱える構造的課題の解決に資すると考える。	宅地建物取引業法第1条第1・3項、第3条の2第1項、第4条第1項、第6条、第8条第1・2項、第9条、第10条、第11条第1項、第25条第4・6・7項 等	国土交通省		府県域をまたぐ宅地建物取引業の免許、免許の取消、許可の取消の権限が地方整備局にあることにより、実際に免許申請等に支障をきたすといった具体的な支障事例や、同権限が移譲されることによる効果等が明確に示されていない。そのため、新たな支障事例等を具体的に示すことが必要。

(3) 提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案 (86件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	追加共同 提案団体	理由 (今後検討・調整が必要な事項)
		区分	分野							
257	関西広域連合	A 権限移譲	土木・建築	不動産の鑑定評価に関する法律に係る事務・権限の移譲	不動産の鑑定評価に関する法律に係る事務・権限のうち、不動産鑑定業者の登録、懲戒処分、勧告のように府県域を跨ぐために近畿地方整備局の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から8年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。国の報告では我が国は人口縮減期にあるとされ、将来的に圏域に応じた最適なマネジメント手法の構築が求められている。更なる人口減少が見込まれる地方が持てる力をより有効に発揮するための仕組みづくりには、国の報告書にある地方自治体間の補完だけではなく、国や広域行政体を含めた地域の全体による補完関係を構築する必要がある。当該権限を関西広域連合に移譲し、より関西の実情を反映した施策等を実施することにより、地域の活性化や人口還流につながり、地域の抱える構造的課題の解決に資すると考える。	不動産の鑑定強化に関する法律第23条第1項、第24条、第25条、第26条第3項、第27条第2項、第28条、第29条第1項、第30条、第31条第1・2項、第32条第2項、第41条等	国土交通省		府県域をまたぐ不動産鑑定業者の登録、懲戒処分、勧告の権限が地方整備局にあることにより、実際に登録申請等に支障をきたすといった具体的な支障事例や同権限が移譲されることによる効果等が明確に示されていない。そのため、新たな支障事例等を具体的に示すことが必要。
258	関西広域連合	A 権限移譲	土地利用 (農地除く)	土地収用法に係る事務・権限の移譲	土地収用法に係る事務・権限のうち、事業の認定、申請書の提出の受理・申請書の欠陥の補正及び却下のように府県域を跨ぐために近畿地方整備局の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から8年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。国の報告では我が国は人口縮減期にあるとされ、将来的に圏域に応じた最適なマネジメント手法の構築が求められている。更なる人口減少が見込まれる地方が持てる力をより有効に発揮するための仕組みづくりには、国の報告書にある地方自治体間の補完だけではなく、国や広域行政体を含めた地域の全体による補完関係を構築する必要がある。当該権限を関西広域連合に移譲し、より関西の実情を反映した施策等を実施することにより、地域の活性化や人口還流につながり、地域の抱える構造的課題の解決に資すると考える。	土地収用法第18条第1項、第19条第1・2項、第20条、第21条第1・2項、第22条、第23条第1・2項、第24条第1・3項、第25条第2項、第26条第1～3項、第26条の2第1項、第27条第1～4・6・7項等	国土交通省		府県域をまたぐ土地収用法に係る事業の認定、申請書の提出の受理、申請書の欠陥の補正及び却下の権限が地方整備局にあることにより、実際に認定申請等に支障をきたすといった具体的な支障事例や同権限が移譲されることによる効果等が明確に示されていない。そのため、新たな支障事例等を具体的に示すことが必要。
259	関西広域連合	A 権限移譲	土木・建築	建築基準法に係る事務・権限の移譲	建築基準法に係る事務・権限のうち、建築物の建築確認・検査を行う指定確認検査機関の指定、確認検査員の選任等の届出受理のように府県域を跨ぐために近畿地方整備局の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から8年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。国の報告では我が国は人口縮減期にあるとされ、将来的に圏域に応じた最適なマネジメント手法の構築が求められている。更なる人口減少が見込まれる地方が持てる力をより有効に発揮するための仕組みづくりには、国の報告書にある地方自治体間の補完だけではなく、国や広域行政体を含めた地域の全体による補完関係を構築する必要がある。当該権限を関西広域連合に移譲し、より関西の実情を反映した施策等を実施することにより、地域の活性化や人口還流につながり、地域の抱える構造的課題の解決に資すると考える。	建築基準法第6条の2第1項、第7条の2第1項、第77条の18第3項、第77条の20、第77条の21第1～3項、第77条の22第1・2・4項、第77条の23第1項等	国土交通省		府県域をまたぐ建築物の建築確認・検査を行う指定確認検査機関の指定、確認検査員の選任等の届出受理の権限が地方整備局にあることにより、実際に指定や届出等に支障をきたすといった具体的な支障事例や同権限が移譲されることによる効果等が明確に示されていない。そのため、新たな支障事例等を具体的に示すことが必要。
260	関西広域連合	A 権限移譲	土地利用 (農地除く)	大深度地下の公共的使用に関する特別措置法に係る事務・権限の移譲	大深度地下の公共的使用に関する特別措置法に係る事務・権限のうち、大深度の使用認可のように府県域を跨ぐために国土交通省の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から8年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。国の報告では我が国は人口縮減期にあるとされ、将来的に圏域に応じた最適なマネジメント手法の構築が求められている。更なる人口減少が見込まれる地方が持てる力をより有効に発揮するための仕組みづくりには、国の報告書にある地方自治体間の補完だけではなく、国や広域行政体を含めた地域の全体による補完関係を構築する必要がある。当該権限を関西広域連合に移譲し、より関西の実情を反映した施策等を実施することにより、地域の活性化や人口還流につながり、地域の抱える構造的課題の解決に資すると考える。	大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第7条、第11条第1項、第12条第1・3項、第14条第1項、第15条、第17条、第18条第1項、第19～21条、第22条第1項等	国土交通省		府県域をまたぐ大深度の使用認可の権限が国土交通省にあることにより、実際に使用認可申請に支障をきたすといった具体的な支障事例や同権限が移譲されることによる効果等が明確に示されていない。そのため、新たな支障事例等を具体的に示すことが必要。

(3) 提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案 (86件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	追加共同 提案団体	理由 (今後検討・調整が必要な事項)
		区分	分野							
261	関西広域連合	A 権限移譲	環境・衛生	土壌汚染対策法に係る事務・権限の移譲	土壌汚染対策法に係る事務・権限のうち、指定調査機関の指定・監督のように府県域を跨ぐために地方環境事務所の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から8年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。 国の報告では我が国は人口縮減期にあるとされ、将来的に圏域に応じた最適なマネジメント手法の構築が求められている。更なる人口減少が見込まれる地方が持てる力をより有効に発揮するための仕組みづくりには、国の報告書にある地方自治体間の補完だけでなく、国や広域行政体を含めた地域の全体による補完関係を構築する必要がある。当該権限を関西広域連合に移譲し、より関西の実情を反映した施策等を実施することにより、地域の活性化や人口還流につながり、地域の抱える構造的課題の解決に資すると考える。	土壌汚染対策法第3条第1項、第35条、第36条第3項、第37条第1項、第39条、第40条、第43条、第43条、第54条第1・5項、第56条第1項	環境省		府県域をまたぐ業務規程の届出、指定調査機関に対する命令・指定の取消し、報告徴収及び検査等の権限が地方環境事務所にあることにより、実際にこれらの業務に支障をきたしているといった支障事例や、同権限が移譲されることによる効果等が明確に示されていない。そのため、新たな支障事例等を具体的に示すことが必要。
262	関西広域連合	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	調理師試験受験資格の緩和	調理師試験の受験資格について、現行の規定により定められている「新制中学校を卒業している者。又はこれと同等以上の学力を有する者。」の学歴要件について撤廃することを求める。	調理師試験の受験資格としては、実務経験2年以上に加え、中学校卒業以上の学歴要件が定められている。この学歴要件があるため、受験者は受験時の添付書類として「卒業証明書」(氏名の変更がある場合は戸籍抄本等が必要)の提出が必要である。 しかしながら、この学歴要件については、①義務教育制度によりほとんどの者が中学校を卒業している中で、中学校卒業以上の要件を課すことは形骸化しており、他の資格の多くは中学校卒業要件を課していないこと、②調理師として必要な食の安全及び衛生に関する知識の習得状況は、調理師試験で確認されていることから、不要であると考えられる。 さらに、当該学歴要件を撤廃することで卒業証明書が不要となり、証明書発行に係る学校事務試験事務及び試験事務の負担軽減につながる。また、卒業証明書の発行手続きに加え、卒業証明書記載の氏名から変更がある場合の戸籍抄本等の発行手続きが不要となり、受験者の利便性の向上につながる。以上のことから、受験資格の学歴要件撤廃を求める。	調理師法第3条第2項	厚生労働省	宮城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、松山市、宮崎県	制度改正の必要性が十分に示されていないため、新たな支障事例等が示された場合に調整を行う案件として整理。
263	関西広域連合	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	製菓衛生師試験受験資格の緩和	製菓衛生師試験の受験資格について、現行の規定により定められている「新制中学校を卒業している者。又はこれと同等以上の学力を有する者。」の学歴要件について撤廃することを求める。	製菓衛生師試験の受験資格としては、中学校卒業以上の学歴要件が定められている。この学歴要件があるため、受験者は受験時の添付書類として「卒業証明書」(氏名の変更がある場合は戸籍抄本等が必要)の提出が必要である。 しかしながら、この学歴要件については、①義務教育制度によりほとんどの者が中学校を卒業している中で、中学校卒業以上の要件を課すことは形骸化しており、他の資格の多くは中学校卒業要件を課していないこと、②調理師として必要な食の安全及び衛生に関する知識の習得状況は、調理師試験で確認されていることから、不要であると考えられる。 さらに、当該学歴要件を撤廃することで卒業証明書が不要となり、証明書発行に係る学校事務試験事務及び試験事務の負担軽減につながる。また、卒業証明書の発行手続きに加え、卒業証明書記載の氏名から変更がある場合の戸籍抄本等の発行手続きが不要となり、受験者の利便性の向上につながる。以上のことから、受験資格の学歴要件撤廃を求める。	製菓衛生師法第5条第2項	厚生労働省	青森県、神奈川県、石川県、松山市、久留米市、宮崎県	制度改正の必要性が十分に示されていないため、新たな支障事例等が示された場合に調整を行う案件として整理。
264	関西広域連合	A 権限移譲	その他	港湾広域防災協議会の事務局機能の移管	港湾広域防災協議会の事務局機能を関西広域連合が担うことができるように法改正を求める。	関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところであり、港湾については、広域インフラ検討会の中に港湾部会を設置し、大阪湾港湾の連携や関西主要港湾の「防災機能」等の連携の方向性を取りまとめ、第3期広域計画においても「機能強化の観点から連携施策の方向性の検討していく。」としているところである。 将来的に更なる人口減少が見込まれる地方においては、持てる力をより有効に発揮するための仕組みづくりには、国や広域行政体を含めた地域の全体による補完関係を構築する必要がある。関西には広域行政を担う関西広域連合がすでにあることから、当該権限を関西広域連合に移譲することにより、地域補完の最適化につながり、地域の抱える構造的課題の解決に資すると考える。 なお、協議会の事務局機能を関西広域連合に移管することにより、各行政分野の調整を一元的に行うことが可能となり、行政の効率化を図ることもできると考える。	港湾法第50条の4	国土交通省		港湾広域防災協議会の事務局機能が関西広域連合へ移譲されることによる効果等が明確に示されていないとともに、港湾広域防災協議会の事務局に関西広域連合がなることができない支障についても明確に示されていない。港湾広域防災協議会の事務局機能が関西広域連合へ移譲されることによる効果や現行制度における支障事例を具体的に示すことが必要。

(3) 提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案 (86件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	追加共同 提案団体	理由 (今後検討・調整が必要な事項)
		区分	分野							
265	関西広域連合	B 地方に対する規制緩和	その他	広域連合制度における国に移譲を要請できる事務の範囲拡大及び国との共同事務処理の枠組創設	地方分権の観点から、国に移譲を要請できる事務の範囲が密接に関連する事務に限定されていることから、その範囲の見直しとともに、広域連合が要請を行ったときは協議に応じるべきことを求める。 また、関西に関連する国の計画策定や大規模災害対策など、共同で取り組むことで、効果が高まりかつ効率的なものや、事象発生時等に円滑な対応ができるものなど、広域連合と国が共同して実施することが適当事務について、広域連合からの要請により共同処理できる枠組みをつくることを求める。	地方自治法第252条の17の2による「条例による事務処理特例制度」では、市町村長から都道府県知事に対し知事の権限の一部を当該市町村に移譲するよう要請することができ、要請があったときは、都道府県知事は速やかに当該市町村長と協議しなければならない(同条第4項)とされている。 一方、国からの事務・権限移譲を受けることのできる広域連合においては、都道府県の加入する広域連合長は、国の行政機関の長に対し、その事務の一部を当該広域連合が処理することとするよう要請することができる(地方自治法第291条の2第4項) 現行規定では、移譲を求めることができる事務は広域連合が現在担っている事務と密接に関連する事務に限定されているため、要請権を行使するに当たっては、予め一定の事務を構成府県市から持ち寄ることが必要である。 しかしながら、要請権行使の具体的な基準や手順等について明らかでなく、要請権を行使したとしても、徒労に終わる可能性があることから、法律に規定があるものの、形骸化している。 また、広域連合と国が共同して実施することが適当事務についても、共同処理による制度的な枠組みがないことから、その着手及び円滑な実施が難しい状況になっている。	地方自治法第252条の17の2第3項、第4項 第291条の2	総務省		現行制度の支障事例、制度改正による効果等、制度改正の必要性が具体的に示された場合に、調整対象とすることと整理。
266	関西広域連合	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	災害救助の特別基準の設定に係る内閣総理大臣の協議・同意の廃止	災害救助法に基づく救助に関し、特別基準の設定に係る内閣総理大臣の協議・同意を廃止するとともに、設定に伴う財源措置を確実に行うこと。	災害救助法に基づく救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は、内閣府告示で定められており(いわゆる一般基準)、これと異なる基準を適用する場合には、施行令により、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で定める(いわゆる特別基準)こととされているが、気候、風土や生活習慣等の地域特性や、被害の規模・様相に柔軟に対応するためには、被災自治体の判断が尊重されるべきである。 また、災害時には被災者のニーズに可及的速やかに対応すべきであり、都度内閣総理大臣への協議を必要とする現行制度は、現場の実情を踏まえたものとは言えない。実際、協議に時間を要しているとの意見や、過去の災害で認められた事例であっても特別協議を要するなど、被災地域に裁量の余地がなく、被災地の実情に応じた対応が困難であったとの意見もある。 したがって、災害救助法に基づく救助に関し、特別基準の設定に係る内閣総理大臣の協議・同意を廃止するとともに、設定に伴う財源措置を確実にすることを求める。 なお、これまでの事例などから範囲を限定して内閣総理大臣の協議、同意を廃止することで、法律の趣旨を逸脱しない範囲で迅速かつ的確な被災者支援が可能と考える。	災害救助法施行令第3条	内閣府	高山市	平成28年提案募集において同様の提案があり、内閣府は、「特別基準についても、あらかじめ法令上基準を設定することが困難な中で、国の責任において災害に即した救助が行えるように協議を求めているものであり、ご提案の内容は法律の趣旨に反するため、対応することはできない」としている。そのため、新たな支障事例等が具体的に示された場合に調整の対象とする案件として整理。
267	関西広域連合	A 権限移譲	教育・文化	大学の認可等の権限移譲	関西広域連合区域内に設置する大学に関する認可等の権限移譲を求める。	関西はひとつの経済圏及び生活圏であるとともに、環境・エネルギーやライフサイエンス分野において世界トップクラスの研究機関や企業の集積を活かしたオープンイノベーションの取組も進んでおり、研究開発や高等教育のグランドデザインを描くには最適な規模と環境を有している。 関西広域連合及び広域連合の構成府県市においては、経済団体や業界団体と連携しており、産業界が求める人材ニーズや研究成果の実用化ニーズなどを把握することが可能である。 広域連合の構成府県市では高校までの学校教育及び中堅人材を輩出する専門学校を所管しており、生徒の進学動向や学びのニーズを把握することが可能である。 関西広域連合においては、これらを活かした総合的な観点からの審査や、関係機関のネットワークを活かした大学の振興に取り組むことが可能である。	学校教育法第4条、第95条 私立学校法第4条、第8条 大学設置基準	文部科学省		平成27年提案募集において同様の提案があり、新たな支障事例が示されていないため。

(3) 提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案 (86件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	追加共同 提案団体	理由 (今後検討・調整が必要な事項)
		区分	分野							
268	関西広域連合	A 権限移譲	教育・文化	専門職大学の認可等の権限移譲	関西広域連合区域内に設置する専門職大学に関する認可等の権限移譲を求める。	今後の地方創生推進に向け、それぞれの地域特性に応じた人材育成のニーズが高まる中、そのための専門人材育成機関の認可等の事務は地域の将来像を描く自治体が担うことが望ましい。 関西広域連合は関西の自治体で構成されており、既存の専門学校設置者が専門職大学の設置を目指すことも想定される中、現在専門学校を所轄している府県で構成する関西広域連合が審査者として適格である。 関西広域連合は関西の経済団体などとのつながりも深いことから、設置(予定)者の人材育成方針の妥当性や将来性を的確に評価できるとともに、適切な実習フィールドや卒業後の進路等についての助言も可能である。 関西広域連合においては、これらを活かした総合的な観点からの審査や、関係機関のネットワークを活かした大学の振興に取り組むことが可能である。 所管の窓口が関西にあることで、学校の設置(予定)者からの事務相談や事前相談に円滑に対応することも可能となり、より実現性の高い申請につながる。	学校教育法第4条、第95条 私立学校法第4条、第8条 専門職大学設置基準	文部科学省		専門職大学は、平成31年度に初めて開校した、制度自体が新しいものであり、支障事例が具体化されていないため。
272	指定都市市長会	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	生活保護法による医療機関の指定更新に係る手続きの簡素化	生活保護法(以下「法」という。)による医療機関(以下「指定医療機関」という。)の指定更新手続きにおいて、健康保険法に規定する保険医療機関又は保険薬局(以下「保険医療機関等」という。)の指定更新があったときは、その保険医療機関等は指定医療機関としての指定更新があったものとみなす措置	医療機関の指定は、平成25年の「生活保護法の一部を改正する法律」により、健康保険法による保険医療機関等と同様、6年間の更新制となり、従来の指定申請の手続きに加え、6年毎に指定更新手続きを要することとなった。 一方、法第49条の2第2項第1号において、「当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、保健医療機関等でないとき」は、指定をしてはならないと規定し、また、法第52条第1項において、「指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、国民健康保険の診療方針及び診療報酬の例による。」と規定している。さらに、生活保護受給者の中には、健康保険に加入している者もあり、健康保険加入者は、健康保険と生活保護法による医療扶助を併用している。このことから、指定医療機関における診療が生活保護特有の規定ではないことは明らかである。 しかしながら、現行法上は、一部を除く指定更新の手続きは、指定医療機関からの申請により行われるものであるため、自治体及び指定医療機関の双方に事務負担が生じている状況がある。 【参考(千葉市)】 ・平成30年度の指定等件数:243件(内訳)指定:48件、更新:195件 ・令和元年5月末日時点の市内保険医療機関の指定率:90.1% (内訳)市内保険医療機関数1,718 うち指定医療機関数1,549	生活保護法第49条、第49の2、第49条の3等	厚生労働省	旭川市、宮城県、群馬県、埼玉県、新潟県、石川県、長野県、名古屋市、豊橋市、大阪府、八尾市、南あわじ市、高松市、八幡浜市、久留米市、熊本市、宮崎市	更新制の目的である生活保護(医療扶助)の適正化が図られない懸念があり、制度改革の必要性が十分に示されていないため。
277	指定都市市長会	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	障害者有料道路割引制度の事務及び市民の利便性の改善について	障害者の有料道路割引制度について、申請の受け付けを郵送もしくはインターネットにより有料道路事業者が直接対応できるようにすること。	障害者の有料道路割引制度の手続きについて、各福祉事務所で制度の案内を行い、申請に基づき証明書を発行し、申請者が高速道路会社に郵送することとなっている。 更新(2年毎)の際も証明書の発行が必要であるため、年々、問い合わせや窓口への来所者が増えており、職員の対応時間や事務量が非常に多くなっている。 市民からも「手続きは直接有料道路事業者とできないか」との声が少なくない。 神戸市では年間約12,000件の申請があり、電話での問い合わせも頻繁にある。	国土交通省道路局長通知(平成15年10月30日 国道有第52号) 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知(平成15年11月6日 障発第1106002号)	厚生労働省、国土交通省	札幌市、苫小牧市、白河市、日立市、石岡市、桶川市、千葉市、江戸川区、八王子市、横浜市、平塚市、金沢市、大垣市、豊橋市、西尾市、亀岡市、茨木市、出雲市、防府市、徳島市、高松市、佐世保市、大村市、熊本市、宮崎市	利用者の利便性等の観点から懸念があり、制度改革の必要性が十分に示されていないため。

(3) 提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案 (86件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体	理由 (今後検討・調整が必要な事項)
		区分	分野							
280	指定都市市長会	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	栄養教諭等の配置基準の一本化	国が定める栄養教諭及び学校栄養職員の配置基準について、民設の共同調理場を対象とした上で、公設及び民設の共同調理場に係る配置基準の算定方法を、自校調理校と同様の学校単位に改めるよう求める。	義務教育の内容・水準が自治体の財政規模等に関係なく等しく確保されるよう、国がその責務を負うべきであり、学校給食に関しても、国は、自治体が全ての児童生徒に等しい教育環境を提供できる体制を整える必要があると考える。食育等に関して非常に重要な役割を果たす栄養教諭及び学校栄養職員の配置については、「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」により標準数が定められている中で、その配置基準の対象は、教育を受ける児童生徒数とは関係なく、単に学校給食が自校調理であるか共同調理であるかによって算定方法が大きく異なり、著しく均衡を欠くものとなっている。 平成17年度に食育基本法が施行されるとともに栄養教諭制度が創設され、従前の学校栄養職員に加え新たに栄養教諭が設けられ、栄養教諭は、従来は学校栄養職員が担っていた給食管理に加え、児童生徒の発達段階等に配慮した授業などを通じた食に関する指導を行うことが必須となったにもかかわらず、栄養教諭及び学校栄養職員の配置基準は、従前の学校栄養職員の配置基準を踏襲することとされた。 学校給食を活用した食に関する実践的な指導や食育の推進、食物アレルギーへの対応など、児童生徒1人1人に対応した業務の重要性は高まっており、栄養教諭及び学校栄養職員の配置基準が実態に即していないため、学校における役割を十分に果たせるものとなっておらず、改善が必要である。 【栄養教諭・学校栄養職員の配置基準】 ①自校調理校:児童生徒数 550人以上の学校に1人 550人未満の学校には4校に1人 ②公設共同調理場:児童生徒数 1,500人以下が1人 1,501人～6,000人が2人 6,001人以上が3人 ③民設共同調理場:基準対象外	・学校教育法第37条第2項、第13項 ・公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律第8条の2 ・学校給食法第6条、第7条、第10条	文部科学省	長野県、豊田市、京都府、大阪府、寝屋川市、兵庫県、山陽小野田市、高松市、熊本市、宮崎県	栄養教諭及び学校栄養職員の配置基準について、具体的な支障事例が明確でなく、制度改正の必要性が十分に示されていないため。
281	指定都市市長会	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	有料道路における障害者割引制度の改善	有料道路における障害者割引制度について、割引を適用する車両の指定及び申請日以降2回目の誕生日ごとの更新手続を撤廃し、身体障害者手帳等の提示のみで適用する方法に改めるよう求める。 また、ETC割引手続での「ETC利用対象者証明書」を省略し、既定の申請書に身体障害者手帳等のコピーを添付し、高速道路事業者等が設置する窓口へ送付すれば利用手続が行える方法に改めるよう求める。	有料道路における障害者割引制度については、「障害者に対する有料道路通行料金の割引措置について(平成15年11月6日付障発1106002号各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長あて厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部庁通知)」等により市町村福祉事務所等における事務の実施について規定され、「有料道路における障害者割引措置実施要領(平成15年7月30日付日本道路公団等策定)」により運用されているが、身体障害者手帳等の提示のみで割引を受けられるJRなど多くの公共交通機関と異なり、割引の適用が障害者1人につき1台の自動車に限定されていることや、申請日以降2回目の誕生日までに市町村福祉事務所等で更新手続が必要であることなど、障害者支援の多様化や障害の重度化など、現代の障害者を取り巻く状況にそぐわず、利用者の利便性を損ない大きな負担となっており、本割引制度の趣旨である障害者の自立と社会経済活動への参加の支援の妨げとなっている。 また、ETC割引の手続については、現在、申請者が市町村福祉事務所等で「ETC利用対象者証明書」の交付を受け、高速道路事業者等が設置する窓口へ送付する必要があるが、市町村福祉事務所等へ出向くことが負担となっている。	・障害者に対する有料道路通行料金の割引措置について(平成15年11月6日付障発1106002号各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長あて厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部庁通知) ・有料道路における障害者割引措置実施要領(平成15年7月30日付日本道路公団等策定)	厚生労働省、国土交通省	札幌市、苫小牧市、白河市、日上市、石岡市、桶川市、千葉市、江戸川区、横浜市、大垣市、豊橋市、西尾市、亀岡市、堺市、茨木市、出雲市、防府市、徳島市、高松市、佐世保市、大村市、熊本市、宮崎市	障害者手帳単位(人単位)での割引の実施は、障害者割引制度の趣旨と異なる利用がなされる懸念があり、制度改正の必要性が十分に示されていないため。

(3) 提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案 (86件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	追加共同 提案団体	理由 (今後検討・調整が必要な事項)
		区分	分野							
289	宮崎市	B 地方に対する規制緩和	その他	地域協議会構成要件の規制緩和	地域協議会の構成員は、地域自治体の区域内に住所を有する者のうちから、市町村長が選任することになっているため、この住所要件の緩和を求めるもの。	本市では、地域自治体を設置しているが、地方自治法第202条の5第2項の規定により、「地域協議会の構成員は、地域自治体の区域内に住所を有する者のうちから、市町村長が選任することになっている。地域課題が多様化する中で、地域には、地域包括ケアシステムの構築やコミュニティ交通の確保など、高度な課題への対応も求められているが、その解決には、事業者を含めた多様な主体の連携が必要になるため、地域協議会の構成員の住所要件を緩和し、当該地域自治体への通勤者や通学者も対象とすることを求めるものである。 支障事例として、構成員に事業者の代表を選任していた地域協議会では、その後任に新たな代表を考え、当該地域自治体に住所を有せず、選任できない事態が生じているため、地域ニーズへの対応や継続した協議などにおいて、従来の機能を発揮できない面も出てくる。 各地域自治体には、「地域協議会委員推薦委員会」を設け、地域性を考慮し、地域協議会の構成員が推薦されているが、事業者の代表等を構成員に選任している地域自治体もあるため、今後、前例のような支障が生じることも考えられる。 また、行政の附属機関としての位置付けを踏まえ、宮崎市地域自治体の設置等に関する条例で、「(地域協議会の)会長は、必要があるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる」とし、オブザーバーの参加はできるが、地域の実情を共有し、必要な情報を取得することが目的であるため、オブザーバーに議決権はなく、意見を求められた場合のみ発言ができる。	地方自治法第202条の5第2項	総務省	豊田市	平成29年提案募集において同様の提案があり、総務省は「地域協議会は、住民自治の強化や行政と住民との協働の推進を目的とする組織として行政を補完するための制度」であるため「区域内の住所を有する者に限っているものである。」とし、対応不可としている。オブザーバー参加では解決できない点について、具体的な支障を示す必要がある。
291	山形県、山形市、新庄市、村山市、天童市、河北町、西川町、最上町、大蔵村、高島町、三川町、庄内町、遊佐町	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	地域環境の保全を考慮した採石法の改正(第33条の4「岩石採取計画」認可基準の改正)	採石業において、自治体が地域の環境に応じた判断を行い、水資源をはじめとする豊かな地域環境を保全することが出来るよう、採石法の岩石採取計画の認可基準に「水資源・景観・環境の保護等、環境に配慮した項目」を加えるよう、採石法第33条の4を改正すること。 (もしくは、採石法第33条の4に規定する認可基準を削除し、都道府県に認可基準を設定する権限を付与(知事が条例等により認可基準を定め、当該基準に従い処分を行うこと)するよう、採石法を改正すること。)	【具体的な支障事例】 山形県遊佐町では、鳥海山山麓の水源地域で採石業が行われ、採石業者と水資源の保全を求める地域住民の対立が続いている。 遊佐町では、平成25年に「遊佐町の健全な水循環を保全するための条例」を制定し、当該条例に基づき、町が鳥海山麓での岩石採取を規制対象事業に認定(事業実施を認めない)する処分(平成28年)を行ったことに対し、採石業者が処分取消しを求め裁判となっている。 県は、上記業者の岩石採取計画の認可申請に対し、申請要件の不備(町の条例に基づき規制対象事業に該当しない旨の通知がないこと)を理由に、認可拒否処分(平成28年)を行ったが、業者は処分取消しを求め公害等調整委員会に裁定を申請し、同委員会から県に対し、採石法の認可基準に基づく実体的な審査をするよう指示が出された(平成30年)。 このように、条例を制定しても、岩石採取計画の認可申請に対し、自治体は採石法の認可基準によってのみ判断せざるを得ないが、現行の認可基準には水資源をはじめとする環境に配慮する規定はない。 以上を踏まえ、自治体が地域環境の保全を理由とした判断を可能とするためには、根本となる採石法の認可基準に「水資源・景観・環境の保護等、環境に配慮した項目」を加えるよう採石法を改正する必要がある。	採石法第33条の4	経済産業省	福岡県、熊本市	提案団体における支障は現行制度でも対応可能であり、制度改正の必要性が十分に示されていないため、新たな支障や論点、情勢の変化等が示された場合に調整の対象とする案件として整理。

(3) 提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案 (86件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	追加共同 提案団体	理由 (今後検討・調整が必要な事項)
		区分	分野							
297	鳥取県、鳥取市、米子市	B 地方に対する規制緩和	運輸・交通	自家用有償運送事業者による一般乗合旅客自動車運送事業者のバス停共用における規制緩和	<p>道路交通法44条で禁止されている乗合自動車のバス停留所の10m以内部分への停車について、交通需要が少なく一般乗合旅客自動車運送事業者(緑ナンバー)が撤退し、自家用有償運送バス(白ナンバー)により代替交通を行っている地方においては、道路交通法46条の特例※によらずとも自家用有償運送バスの停車を可能とすること。</p> <p>※道路交通法46条の特例による停車許可を行う際に必要な道路標識(自家用有償運送車両がバス停留所の10m以内に停車可能である旨を表示する)の設置が支障となっているため、特例扱いをやめるべき。</p>	<p>鳥取県米子市淀江地区では一般乗合旅客自動車運送事業者が撤退し、米子市が自家用有償運送で代替交通を行うこととなったが、一部のバス停留所(14か所)において、他の一般乗合旅客自動車運送事業者のバス停留所と共用するものがあるため、道路交通法46条の特例で規定する公安委員会が行う道路標識の設置によって一般乗合旅客自動車運送事業者のバス停に停車しようとした。</p> <p>鳥取県警察本部はバス停留所に自家用有償運送のバスを駐車可能とするための道路標識の設置個所を現地で確認したが、路肩が狭く道路標識を設置することが物理的に難しいことやそもそも設置本数が多いことにより現地確認に時間がかかること等の問題により、道路標識設置手続きが進んでいない。これにより平成31年4月1日の運行開始に間に合わないため、止む無くバス停から10m以上離れた場所に停車しようとしているが、道幅が狭いことやカーブで見通しが悪い等により適当なバス停位置がないこともあり、現場は困惑している状況。</p> <p>なお、鳥取市南部地域でも同様の事例(バス停留所共有数は110か所)が生じている。</p>	道路交通法第44条、第45条の2、第46条	警察庁	川崎市、上越市、庄原市	<p>平成29年提案募集において類似の提案があり、警察庁は「道路交通の実態に応じて、一定の停留所の標示柱又は標示板が設けられている位置から10メートル以内の部分について、道路交通法第46条の規定による自家用有償旅客運送に係る駐(停)車可の交通規制の可否を検討するなど、適切に対応する」としている。</p> <p>今回提案の標識設置場所の支障については、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令別表第一の備考二において、道路の形状その他の理由により、別表で定める位置に設置することができない場合は、これらの位置以外の位置に設置することができる」と規定しており、現行制度で対応可能である。また、設置本数が多く設置に時間がかかるという支障については、適切な工程管理で解決可能なものであることから新たな支障事例として十分とはいえない。</p> <p>そのため、新たな支障事例等が具体的に示された場合に調整の対象とする案件として整理。</p>
299	鳥取県	B 地方に対する規制緩和	その他	個人番号カード交付事業費補助金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金(中間サーバー改修経費のみ)について、希望する自治体については、国が地方公共団体システム機構へ直接交付する。	<p>個人番号カード交付事業費補助金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金(中間サーバー改修経費のみ)について、希望する自治体については、国が地方公共団体システム機構へ直接交付する。</p> <p>個人番号カード交付事業費補助金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金(中間サーバー改修経費のみ)については、国が地方公共団体システム機構へ直接交付する。</p> <p>個人番号カード交付事業費補助金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金(中間サーバー改修経費のみ)については、希望する自治体については、国が地方公共団体システム機構へ直接交付する。</p> <p>個人番号カード交付事業費補助金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金(中間サーバー改修経費のみ)については、希望する自治体については、国が地方公共団体システム機構へ直接交付する。</p>	<p>個人番号カード交付事業費補助金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金(中間サーバー改修経費のみ)については、希望する自治体については、国が地方公共団体システム機構へ直接交付する。</p> <p>個人番号カード交付事業費補助金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金(中間サーバー改修経費のみ)については、希望する自治体については、国が地方公共団体システム機構へ直接交付する。</p> <p>個人番号カード交付事業費補助金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金(中間サーバー改修経費のみ)については、希望する自治体については、国が地方公共団体システム機構へ直接交付する。</p> <p>個人番号カード交付事業費補助金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金(中間サーバー改修経費のみ)については、希望する自治体については、国が地方公共団体システム機構へ直接交付する。</p>	個人番号カード交付事業費補助金交付要綱、社会保障・税番号制度システム整備費補助金交付要綱	総務省	盛岡市、宮城県、秋田県、いわき市、桐生市、朝霞市、桶川市、柏市、川崎市、福井市、越前市、高山市、浜松市、愛知県、名古屋市、三重県、京都市、大阪府、高槻市、兵庫府、岩国市、大村市、大分県、宮崎県	<p>対象となる制度の運用改善については平成30年の地方からの提案等に関する対応方針において一定の見直しの方向性が決定されているほか、本提案に係る制度改正に伴う懸念点の整理等が必要であるため。</p>

(4) 提案募集の対象外である提案 (15件)

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	提案の概要	制度の所管・関係府省	対象とならない理由
3	徳島市	住民基本台帳法第52条2項に規定されている過料に処する届出項目の変更	届出期間を過ぎて提出された転出届に過料を科さないこととする。	総務省、法務省	簡易裁判所が科す過料の対象に関する提案であり、地方に対する規制緩和に該当しないため。
6	湯沢市、大館市、男鹿市、鹿角市、大仙市、仙北市、小坂町、三種町、羽後町	地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の要件緩和	地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の活用にあたっては、一定の路線再編が必須となっており、新たに運行する区間に対してのキロ要件がある。しかし、山間部等においては、点在する集落を網羅する形で運行しているケースが多く、新たな経路を運行する方が非効率になる場合があり、現行のキロ要件を満たすことが困難であるため、同補助金の補助要件の緩和を求める。	国土交通省	国庫補助金の対象範囲の拡大を求める提案であり、「補助金等の要綱等に関する規制緩和」には該当しないため。
10	岩手県、盛岡市、一戸町、秋田県	マイナンバー制度を利用した就学支援金事務処理システムの運用	マイナンバー制度を利用した就学支援金事務処理システムの運用にあたって、マイナンバー情報の入力を全国一律に都道府県が処理する仕組みを見直し、都道府県の実状に応じて各学校においても処理できる仕組みとする。	文部科学省	現行制度で対応可能であることが確認されたため。
33	特別区長会	個人番号カード交付事業費補助金の交付対象の明確化	個人番号カード交付事業費補助金交付要綱において、再交付がやむを得ないと認められる場合の該当性等に「有効期間到来による再交付」が対象に含まれることを明確化することを求める。	総務省	予算事業の新設提案に該当するため。
34	島根県、中国地方知事会	平成28年3月31日以前に設置された院内保育施設に対する、企業主導型保育事業による助成の対象の拡大	企業主導型保育事業は、新たな保育の受け皿確保のため創設されたことから、制度創設前(平成28年3月31日以前)に設置された施設への補助は認められていないが、院内保育施設については制度創設前の施設であったとしても、企業主導型保育事業の助成対象とする。	内閣府	当該提案は単に補助金の対象範囲の拡大を目的とする提案であり、「補助金等の要綱等に関する規制緩和」には該当しないため。

(4) 提案募集の対象外である提案 (15件)

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	提案の概要	制度の所管・関係府省	対象とならない理由
53	愛媛県、広島県、徳島県、香川県、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町、高知県	ビッグデータを活用した生活習慣病対策推進のためのデータ提供体制の構築	詳細な地区分析を踏まえた健康課題を住民へ公表・周知し、注意喚起が可能となるよう「レセプト情報・特定検診等情報の提供に関するガイドライン」の地域区分の集計単位の制限を廃止し、地域の健康課題に応じた施策を展開するためのデータ提供体制を構築する。	厚生労働省	提案団体が改正を求めるガイドラインが、提案団体が求める情報を規定しているものではないため。
56	広島市	地方自治体が独自に設けているポイント制度のポイントによる公金収納の取扱いの明確化	地方自治体の施設利用料等の公金収納において、地方自治体が独自に設けているポイント制度のポイントによる収納が可能になるよう、法制度上の取扱いを明確にする。	総務省	提示されている支障事例については現行制度においても対応可能であるため。
71	徳島県、香川県、愛媛県、高知県	放課後児童支援員に係る「都道府県等認定資格研修ガイドライン」に定められた放課後児童支援員認定資格研修修了証(携帯用)の交付の見直し	放課後児童支援員に係る認定資格研修については、「放課後児童支援員認定資格研修事業(都道府県認定資格研修ガイドライン)」を定め、認定資格研修を修了した者に対して、「放課後児童支援員認定資格研修修了証」と「賞状形式及び携帯用形式」を交付するよう定めているが、携帯用形式を不要とする。	厚生労働省	ガイドライン上の規定については、現行においても自治体の判断で地域の実情に合わせて柔軟に対応することが可能であるため。
159	大阪府、滋賀県、京都府、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	指定保育士養成施設の指定等に係る審査マニュアルの策定	指定保育士養成施設の指定等について、全国均一の基準で指定等を行うため、指定保育士養成施設の指定等に係るマニュアル等を策定し、早期に発出する。	厚生労働省	現状でも、都道府県に対して「指定保育士養成施設審査マニュアル」が示されており、例えば修業教科目について、申請書の確認事項等も詳細に明記されていることから、現行制度でも対応可能であり、権限移譲や規制緩和にも該当しないため。
160	大阪府、滋賀県、京都府、京都市、大阪市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	幼稚園、保育所等及び認定こども園により異なる処遇改善加算Ⅱの研修要件の共通の取扱いについて	処遇改善加算Ⅱの正式な加算要件を定める通知を早期に発出する。また、通知においては幼稚園、保育所等及び認定こども園により異なる処遇改善加算Ⅱの研修要件を共通の取扱いとするとともに、研修要件については現在の加算要件である保育士等キャリアアップ研修と同等の質の研修とする。	内閣府、文部科学省、厚生労働省	遅れている本年発出予定の通知の早期発出とその内容への配慮を求める提案であり、権限移譲や規制緩和には該当しないため。

(4) 提案募集の対象外である提案 (15件)

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	提案の概要	制度の所管・関係府省	対象とならない理由
185	尼崎市	地方自治法施行令第158条第1項に新たに「受講料及び入場料」を追加	「受講料及び入場料」の徴収又は収納の事務を、私人に委託可能とする。	総務省	構造改革特区第8次提案において同様の議論があり、現行制度で対応可能との結論が出ているため。
198	郡山市、本宮市、大玉村、鏡石町、天栄村、浅川町、三春町、小野町	自動車の登録・廃車等の申請時における印鑑登録証明書の廃止	自動車の新規登録・抹消・移転の際に印鑑登録証明書の添付が求められており、福島運輸支局管内においても年間約25万件の事務を処理している。同証明書の発行業務は市町村の窓口業務においても負担となっているほか、住民・事業者にとっても手間となっている。そのため、自動車の登録・廃車等の申請時における印鑑登録証明書の廃止を求める。	国土交通省	自動車登録制度は、民間事業者及び個人に対して国が実施している制度であり、「地方に対する規制緩和」には該当しないため。
214	神奈川県、藤沢市、小田原市、寒川町、愛川町、大阪府	津波警報等が発表された場合の伝達手段として、旗の掲出を可能とする通知等の発出	津波警報の住民等への伝達手段としては、市町村の防災行政無線を利用したサイレンや放送等の音声による伝達を中心となるが、マリンスポーツをしている人等、海上や海岸にいる人々には、強風やスピーカーからの距離の問題で聞き取り難い場合があり、また、聴覚に障害のある方には聞き取り自体が困難であることから、神奈川県では旗による伝達を行っている。しかし、気象業務法に基づく規定では、警報を伝達する標識は、サイレン又は鐘音と定められており、旗など視覚に訴える標識の利用が可能となるよう関係法令の整備を求める。	国土交通省	提案団体は既に取組を行っており、また、国からも取組が可能であることを前提とした調査等が行われているところ、旗の掲出が可能か否かに疑義が生じているとは言い難く、現行制度で対応可能なことが明らかであり、地方に対する規制緩和ではないため。
222	九州地方知事会	企業主導型保育事業における学童の受入れ	企業主導型保育事業において、当該施設を設置する一般事業主又は当該施設と協定を締結している一般事業主が雇用する労働者の監護する学童及び地域枠で利用している者の監護する学童の保育を可能とする。	内閣府	国等が直接行っている民間に対する規制の緩和であって、地方に対する規制緩和に該当しないため。
238	大阪市、京都府、京都市、大阪府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、関西広域連合	「保育対策総合支援事業費補助金」の保育人材確保のための貸付制度における地方独自事業のメニュー追加等、制度の拡充・条件緩和	「保育対策総合支援事業費補助金」の「保育士修学資金貸付等事業」について、例えば、日本学生支援機構奨学金(貸付型の奨学金)の返済等、保育士の確保に資する自治体等の独自の貸付事業が実施できるようなメニューの追加や、補助事業にも流用できるようにする等、「保育士修学資金貸付等事業」をより効果的に活用し、保育人材の確保ができるよう、制度の拡充・条件緩和を求める。	厚生労働省	単なる補助金のメニューの新設で規制緩和に該当しないため。